

金沢城研究

第7号

平成21年3月

シンポジウム「江戸城と金沢城の御殿」

基調講演 「篤姫の時代の江戸城」	平井 聖	1
報 告 「文化度金沢城襖絵にみる画題配置と年頭儀礼」	太田 昌子	5
「幕府造営の御殿の構造と装飾－彫物を中心に－」	伊東 龍一	9
パネルディスカッション		13

九州における近世城郭石垣の変遷について 市川 浩文 18

－筑前黒田家関連城郭石垣にみられる技術的系譜と画期－

松山城にみる石垣構築技術 楠 寛輝 40

文化期金沢城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察 白峰 匏 55

－『御造営方日並記』の内容分析から－

金沢市内の凝灰岩石工道具調査報告 布尾 幸恵 71

－戸室石工道具の比較－

【資料紹介】全国穴太・石垣関係史料Ⅱ 白峰 匏 84

【資料紹介】萩藩の穴生片山家系譜 木越 隆三 97

金沢城代横山家と重臣 池田 仁子 112

－加賀藩藩老と陪臣にみる城下町の生活－

第7号の刊行に寄せて

かなざわじょうあと
昨年の6月、念願の1つでありました金沢城跡の国史跡への指定が実現しました。この実現には、金沢城研究調査室時代から進めてきました金沢城に関する絵図・文献や埋蔵文化財、建造物や石垣などの総合的な調査研究の成果が寄与したものと考えています。

今年度も、着実に調査研究を進めて金沢城の実態の解明に努めています。この成果の一端は、本年1月に行ったシンポジウムや、3月に編集を終えた、『よみがえる金沢城』第2巻に盛り込み、情報発信にも努めています。

本書では、シンポジウム「江戸城と金沢城の御殿」の記録のほかに、客員研究員による研究成果の中間報告として、3編の論文を収載しています。市川浩文氏は、筑前福岡藩黒田家が普請に関わった城郭石垣の技術的変遷を明らかにし、楠寛輝氏は、松山城石垣の特徴と変遷について試案をまとめています。白峰旬氏は、文化期の金沢城二ノ丸御殿の再建工事期間中における労務管理の実態を明らかにし、考察を行っています。

また、武家を中心とした城下町金沢の生活の一端を明らかにした池田仁子氏や所員による論文のほかに、資料紹介も掲載しており、多彩な内容となっています。

最後になりましたが、玉稿をお寄せいただきました市川、楠、白峰、池田の4氏、シンポジウム「江戸城と金沢城の御殿」の収録につきまして御高配いただきました平井聖先生、太田昌子先生、伊東龍一先生に感謝を申し上げますとともに、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城跡の保存・活用の一助となり、広く近世城郭史研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成21年3月

石川県金沢城調査研究所
所長 北垣 聰一郎

シンポジウム「江戸城と金沢城の御殿」

一、平成21年1月10日（土）石川県文教會館ホールにおいて、石川県金沢城調査研究所と石川県金沢城・兼六園管理事務所の主催で開催したシンポジウム「江戸城と金沢城の御殿」の基調講演、報告、パネルディスカッションの記録である。

- 基調講演 「篤姫の時代の江戸城」
平井 聖（昭和女子大学前学長）
- 報 告 「文化度金沢城襖絵にみる画題配置と年頭儀礼」
太田 昌子（金沢美術工芸大学教授）
「幕府造営の御殿の構造と装飾－彫物を中心に－」
伊東 龍一（熊本大学教授）

- パネルディスカッション
パネラー 平井 聖 太田 昌子 伊東 龍一
正見 泰（石川県金沢城調査研究所員）
石野 友康（石川県金沢城調査研究所員）
司 会 木越 隆三（石川県金沢城調査研究所副所長）

二、このシンポジウムは石川県金沢城調査研究所の比較研究事業の一環として開催し、「江戸城と金沢城の御殿」に関する研究成果を、一般県民に広く公開したものである。

三、この記録は、当日配布したパンフレット、録音テープ等をもとに、基調講演、報告、パネルディスカッションの要旨を収載したものである。

報告要旨 「幕府造営の御殿の構造と装飾－彫物を中心に－」

伊東 龍一（熊本大学教授）

まず、はじめに、私がどうしてここに立っているのかということをお話します。元々私は、平井先生の研究室の出身で、平井先生のところで勉強させてもらっていました。最初は、江戸城のことを勉強していたわけではなく、江戸時代の神社やお寺の彫物というか、彫刻装飾（彫物）を勉強していました。そして、ある程度勉強していったところで、平井先生から「江戸城の図面を整理してみませんか」と言われて、図面を整理させていただいたのが最初のきっかけです。その後、江戸城障壁画の小下絵の特別展が東京国立博物館で行われたときに、模型を作らせていただきました。ということで、江戸城であれば、それも、今まで勉強してきた彫刻装飾である彫物を中心に、ということであれば、少しはお話できるかも知れないと考えた次第です。本日は、それに金沢城の御殿について勉強したこと、若干合わせてお話をさせていただこうと、ここに立たせていただいております。

【構造と装飾】

建築というのは、構造や装飾、工芸といった、全てがあって建築になるのです。まず、江戸城の構造をみます。荷持柱に もちばしらという柱を使った独特な構造です。普通の柱よりも太い柱を使い、その柱の上の建物の荷重を集中的に負担させて、そのほかの細い柱はそれほど頑張らなくてもいい、細いままでいい、という構造だと考えています。万延度江戸城「御座の間」（1860年）の建物の図面には所々に赤いラインがついていますが、これが荷持柱の立つところです。

万治2年（1659）の御殿の大広間の図面で、大広間東側と書いてあるところには、柱の情報が記されています。「惣柱七寸八分角」と書いてあります。基本的に柱は全て“七寸八分”ということです。それから「御正面外側柱八寸三分」とあります。外回り八寸三分の、少し太い柱を使っているということです。「背持柱毫尺」というのは、荷持柱と同じ意味だと思いますが、30cmを超える太さの柱があるということです。万治という早い時期から、江戸城では荷持柱が使われていることが分かります。

荷持柱の構造を分かりやすくするために、立体的に示してあります。これは「御座の間」ですが、赤い柱が荷持柱で、間に入ってくる紫色の柱が細い柱になります。赤い柱に荷重を負担させ、その代わりに間には柱を省略したり、細い柱を立てます。

大広間は江戸城内で一番大きい建物です。土台の上に荷持柱が立ち、部屋の四隅に立っています。部屋の四隅に太い柱を立て、それで建物を支えるという構造ですから、部屋の真ん中あたりにくる柱は細くてもいいことになります。その周りに外側の柱を立て、これに梁がかかってくるわけです。

このような構造を持った建物には、江戸城の西丸御殿、本丸御殿、二条城そして名古屋城の御殿などがあります。幕府の主要な、特に大きい御殿はこのような構造を持っていたのです。

こういった御殿には、「木割り」といって、柱と柱の間隔、それに対する柱の太さ、柱と柱を横につなぐ長押の寸法、それが柱に取り付く高さといった各部の寸法のプロポーションについてのルールがありました。室内デザインとして美しいプロポーション（木割り）は、中世を通じて形成されてきています。対面のための御殿が極めて巨大になったとき、柱も構造上太くする必要が生じますが、それ



では美的に耐えられないという感覚が、当時の日本人にあったのではないかという気がします。そのときに荷持柱を使えば、比較的目立たない部屋の隅の柱を太くし、部屋の中ほどに立つ柱は細くして、大きな御殿でも美しい木割を保つことが出来たわけです。

また、荷持柱の存在する理由には障壁画との関連もあるのではないかと考えました。弘化度の江戸城本丸御殿については、障壁画を描く際に、予めどこにどのような絵を描くかを縮小して描いた下絵（小下絵）が残されていますが、このうちの大広間二の間の小下絵を使って、障壁画と柱との関係を調べてみました。壁や襖に描かれる障壁画は、江戸城では柱やそれを繋ぐ長押を越えて一繋がりの絵として描かれます。二の間では大きな松が天井下まで立ち上がり、枝もいくつもの柱を越えて伸びています。しかし、この柱が太くなってしまったら、絵は分断されてしまい、一繋がりの絵に見えなくなってしまうのではないかでしょうか。当時の建築では、柱が太くなると長押も太くなるというのが木割のルールでしたから、柱が太くなると太い長押で障壁画は上下にも分断されてしまいます。ここでお目にかけている図は、研究室の学生に作ってもらったのですが、柱と柱の間の間隔が七尺八寸で、柱太さが七寸八分です。しかし、柱を少し太くして八寸五分にすると、障壁画はバラバラに見えてきます。このように建物の構造と装飾（障壁画）は、別物ではなくて密接な関連があるといえます。

それでは次に、彫物について見てまいりましょう。

【二条城の彫物】

二条城の二丸御殿ですが、どこも幕府の御殿は似たようなところがあり、遠侍、式台、大広間、黒書院、白書院というように並んでいます。

建物内部では、欄間には、全面彫刻の欄間のところと、真ん中にだけ彫物が入った欄間（飛入欄間）のところがあります。外部では、屋根の三角になったところの真下に懸魚があります。懸魚には鰐がついており、鰐も彫物です。これらは彫物大工とよばれる工匠が担当します。

【大坂城の彫物】

大坂城に関しては本物が残っていないので、図面が頼ります。図で、点線のところに欄間があり、その欄間には彫物が入っています。大坂城でも真ん中に彫物を入れる二条城と同じタイプの欄間を入れていることがうかがえます。内部には、やはり全面彫物とするタイプの欄間もあります。

具体的にどのような彫刻だったのかというと、それは、弘化(1844~48)の時代に描かれたことが分かっている国立国会図書館にある『御本丸御欄間仕本帳』で分かります。

図柄も、二条城と大坂城は非常に似通っています。大坂城の史料は、江戸時代末期の修理時のものですが、江戸の初めに作られたものが幕末まで残っていたのでしょうか。

【江戸城の彫物】

江戸城では、万延度本丸御殿の彫物のことが少し詳しく分かれます。しかし、具体的な図柄が分かれませんので、二条城のものや、大坂城のものを参考に考えていかなければなりません。

彫物には、例えば懸魚があります。先ほど話しました屋根を飾る彫物の一つです。台所には欄間があります。図面に丸い円が描かれており、そこに「犀の彫物」と書いてあります。また、その彫物だけを描いた図面もありますが、そこには「浪二犀」と書いてあります。犀は、想像上の動物です。

彫刻の装飾、彫物には、こういった犀や龍、狛といった想像上の動物がよく登場します。

これは、万延元年（1860）の大広間の模型です。上段、中段、下段のところで、直角にコルクの入っているところが彫物です。どのような彫刻が入っているのか分からなかったので、このときはコルクを入れて、彫物の欄間らしい雰囲気をつくるしかありませんでした。

万延の、すなわち江戸時代ももう終わろうとする時期の江戸城本丸御殿大広間では、欄間が彫物欄

間となっていましたが、万治という時代、すなわち17世紀中頃に造営された江戸城本丸御殿の大広間では、外回りは、彫物欄間ではなく木格子でした。それが変わったのは、1844年、弘化二年に完成した御殿からでした。外回りの欄間に、新規に彫物を入れるという記録があります。万治のときになかったところに、弘化のときに彫物を入れたことが分かる訳です。

では、万治の前の寛永という時代に造られた江戸城、江戸初期の江戸城の御殿はどうであったかとすると、同じ場所に、もしかすると彫物が入っていたかもしれません。大坂城で入っていて、二条城でも現状を見る限り、入っているので、江戸城で入っていてもおかしくはないのです。万治のときはどうして無くなったのかということも問題ですが、とにかく、一旦、無くなってしまったのだろうと考えています。

ですから、江戸城本丸御殿大広間の南側の外回りに彫物欄間が入っているのは、弘化度、そして万延度と、江戸の終わりの二つ御殿であって、その前の万治度の御殿には無く、さらに前の寛永度の御殿にはあった可能性があるということになります。

また、江戸城に、本丸の他に、西丸の御殿があります。大広間の上段、下段の少し南側に、彫物を入れていることが分かってきました。江戸の終わりの、嘉永(1848~53)ぐらいのものではないかと考えています。

江戸城本丸御殿の大広間の彫物欄間について、寛永度、万治度、弘化度、万延度の各時代ごとに整理しました。万治度、弘化度、万延度の各時代は中段・下段境は「松に鶴」という題材が共通しています。次に、下段の間・二の間境は「桐に鳳凰」という題材で、二の間・三の間境でも、「唐松に錦鶏」という題材で共通しています。万治度、弘化度、万延度の時代の御殿では、彫るものは共通していることが分かります。ただ、弘化度に特異なところもあります。周りは「亀甲高彫」と書いてあり、カメノコ型に文様を彫ります。真ん中は「桐に鳳凰」で、周囲は亀甲型にラインを彫るという彫り方です。同じように二の間・三の間境を見ると、周りは「花形の彫」と書いてあります。ですから、真ん中に主要な題材を置いて、周りを幾何学的な文様で埋めるという欄間だったのではないかと考えますが、具体的には分かりません。

大広間ではないのですが、万延度の御殿の玄関には墓股に亀を入れています。大広間に取り付く駕籠台の部分では、手挟に「毘沙門亀甲地紋彫」という、地紋彫を施しています。また、組物と組物の間の高さに、「麻葉地紋彫」という地紋彫で埋めています。

ここで地紋彫という言葉がでてきました。それから、お示しした表によれば、檻材を使っているという様子も分かってきました。地紋彫というのは、神社やお寺だと幾何学的な文様、長押の場合は、連続文様を彫っていくことを言います。

檻材についてみると、面白いことが分かります。檻を使ったときはそこに色を塗らないのです。わざわざ檻を使うということは、檻の木目がきれいだからであり、そこには色は使いません。同じ欄間でも色を使った(彩色をした)欄間と、色を使わない彫物があるのです。

このような彫物を彫った人・彫物大工について少し紹介しておきます。江戸城や大坂城・二条城などの江戸幕府工事では彫物大工棟梁の和泉家が関与していました。幕府の彫物大工棟梁は、日光東照宮であるとか、歴代將軍を祀る靈廟の建物の彫物も彫っています。また、寛永寺や増上寺の本堂をはじめとする諸堂の彫物も、彫物大工が担当します。

幕府の彫物大工の棟梁が関わった建物に、徳川家歴代將軍の靈廟があります。靈廟は、柱に龍が巻きつくなど彫物が多く用され、最高の技法も用いられていました。これらの靈廟は戦災で焼失しましたが、戦前の写真からおおよその姿を知ることが出来ます。

私は、失われた歴代將軍の靈廟建築を図面などから掘りおこしてきました。増上寺の2代將軍秀忠の廟、寛永寺の5代將軍綱吉の廟と、江戸城内にもある綱吉の廟を比較すると、本殿の屋根の形は、江戸城外のものは入母屋造ですが、江戸城内紅葉山のものはトンガリ帽子状の方形屋根になっています。屋根の形をみても若干、城内のものは城外のものに比べると簡略化されていますが、簡略化された城内の徳川家靈廟に、地紋彫が多く用されています。本当の彫刻に対して、少し簡略化した彫物という位置づけが、地紋彫にあったという気がしています。また、靈廟を古いものから新しいものへと時代をたどりながら見てゆくと、やや簡略形の地紋彫が増加してゆく傾向があるように思われます。

【金沢城の彫物】

ようやく金沢城の御殿の彫物にたどり着きました。まず、現存する成巽閣には、立派な色のついた欄間が入っています。せいそんかく

次に、現存していないが、文化度の二丸御殿の彫物を、『御造営方日並記』から拾い出して、整理してみました。表向きの竹の間には、「獅子に牡丹」の欄間が入っています。表式台のところには、「唐破風下壁 波に犀」とあります。入口には、唐破風という屋根がかかっていますが、屋根の下の部分の壁に、「波二犀」の彫物があったことも記されています。玄関には蟇股の脇に、「波」を彫っているとも出てまいります。奥書院には、「亀・花・岩」の欄間がありました。表の能舞台には、欄間に「鶴」があり、舞台に鶴を彫る点で江戸城と共通しています。奥の能舞台には、三方に、「雲・水・龍」がありました。対面所には、「波に菊」の欄間が入ります。どこの居間か確定できませんが、「波に兎」という欄間もあります。「波」に因んだ題材が多いところに、「火伏せ」の意味もあったのかもしれません。懸魚には「菊水」が彫られます。これも江戸城と共通します。

表向きの欄間は、全て彩色とわざわざ書いています。このことは、奥向きの方はそうでもないところがあるのかもしれないということです。もう少し、しっかりと『御造営方日並記』を読み込んでみる、他の記録も読んでみることが必要だと考えています。

いずれにしても、金沢城の御殿の彫物にも、江戸城をはじめとする幕府の御殿との共通する部分があることが見てまいりました。

【神社の彫物】

最後は、寺社の彫物についても触れておきます。熊本県人吉市にある国宝「青井阿蘇神社」は、江戸初期にできた古い神社ですが、彫物に人物、靈獸、一般の動物、花鳥などを彫っています。靈獸というのは特に、龍、鳳凰、獅子などで、これを多く使うところが御殿と違うところかもしれません。幣殿といわれる部分では、小壁の部分に春夏秋冬にちなんだ題材の彫物があります。冬には「椿」、春には「桜」という当たり前の題材で、東西南北の方位と対応させるように彫られています。一方、表から奥の本殿に向かって一直線上の正面の位置には、迦陵頻伽などの人物の彫物を入れています。かりょうびんが

先ほど絵が柱を跨いで伸びる、つながる、分断されるという話をしましたが、青井阿蘇神社幣殿でも、柱の左右で彫物がつながっています。例えば右の水草の茎が柱の左にそのまま伸びていっています。江戸初期、それも慶長という時代にこういうことをするだろうかと、やや心配にもなるくらい、時期的には極めて早い例だと考えています。青井阿蘇神社よりも新しい、あの日光東照宮にも無いやり方なのです。

江戸の終わりになると、埼玉県の川越にある「氷川神社」のように白木で、しかも檜の建物が現れます。全面を彫刻で埋め、柱、長押は地紋彫を施しています。

彫物の技法の点でみると、そのやり方や時代的な変遷は、寺社建築もお城の御殿も当たり前ですが共通しています。御殿だけでは分からないことも、寺社建築も見ると分かるということもあります。

九州における近世城郭石垣の変遷について —筑前黒田家関連城郭石垣にみられる技術的系譜と画期—

市川 浩文

1. はじめに —研究課題の設定について—

織田信長の安土城（天正4 [1576] 年着手）での本格的導入に始まる近世城郭石垣の構築技術は、僅か50年余りで徳川大坂城の高さ30mを超える切石積み石垣を造り上げるまでに発展するが、その全国的な石垣様式の変遷（時期差）は、隅角部の構造や使用石材の加工度（野面石を含む）、矩方（傾斜角）・規（反り）で表される勾配など、総合的な判断基準に基づき理解がなされている⁽¹⁾。

一方、戦国時代から江戸前期にかけての九州においては、豊臣秀吉の九州平定（天正15 [1587] 年）後に初めて総石垣造りの城郭が出現し、以降、朝鮮出兵に伴う肥前名護屋城・倭城の築城を契機とした九州大名の石垣技術導入、また、関ヶ原の戦い後から豊臣家滅亡までの緊張状態における領内城郭の整備推進といった歴史的背景のもと石垣構築技術の発展・展開が進んでいくが⁽²⁾、基本的には前述した全国的な石垣様式の変遷に包括されるものといえよう。

しかしながら、「天下普請」の初現といえる肥前名護屋城は、天正末～文禄年間における最先端の石垣構築技術が用いられることから全国的な技術的到達度を示すものであるとともに、その普請に中心的に関わった加藤家（清正：肥後）・黒田家（孝高・長政：豊前→筑前）らが徳川政権期に至っても江戸城・尾張名古屋城・徳川大坂城などの公儀普請において重要な役割を担うなど、近世前期を通じて石垣普請における高い技術レベルを有していたことは明らかである。それ故、加藤家・黒田家、あるいは細川家（忠興・忠利：豊前→肥後）など九州有力大名の石垣構築技術を理解することは、城郭石垣研究を深化させていく上で重要と考えられる。

その一方で城郭石垣の様式を考えるにあたっては、目前の特徴だけでなく、「歴史的変遷・石質・技術・立地・構造など各方面からの総合的な判断」⁽³⁾が必要であるとされ、そのためには地域毎、さらには大名毎の技術的変遷を個々に分析検討し、その成果を蓄積していくことがまず求められているといえる。一大名の技術的変遷を探ることは、その背景にある技術体系を考えることにほかならず、文献に現れる石垣構築に関わる記載（「穴太（穴生）」や石垣普請、石材調達など）⁽⁴⁾との比較検討を進める上でも必要不可欠な作業である。特に石垣構築における技術的な系譜やその交流の存在を明らかにすることにより、城郭石垣の技能者である「穴太」の実体に迫ることも期待されよう。

ここでは上記の観点から筑前福岡藩の黒田氏に着目して、黒田氏が主体的に普請に関わった城郭石垣における技術的変遷を主に考古学的視点に基づく観察によって辿り、そこにみられる画期とその背景を考えることによって、金沢城など石垣の編年研究が進んでいる城郭をはじめ、他地域との比較・検討資料の一つとすることを目的とする。

2. 分析視点の整理 —筑前福岡藩黒田氏とその城郭普請—

筑前福岡藩の初代藩主長政の父孝高は、播磨国出身ではじめ小寺政職に仕え、後、織田信長・豊臣秀吉の配下に加わり、賤ヶ岳の戦い（天正11 [1583] 年）、小牧・長久手の戦い（天正12 [1584] 年）などで功を挙げたとされる。天正15（1587）年の秀吉の九州征伐では羽柴秀長の軍勢の軍監として働き、その功績によるものか、平定後の九州在地大名への抑えとして、瀬戸内海との交通の要所である豊前国6郡（12万5千石）を与えられ、孝高は天正16（1588）年より豊前中津の地に九州で最初の総石垣の城である中津城の築城を開始している（天正17 [1589] 年、家督を長政に譲る）。

文禄・慶長の役（天正20 [1592] 年～慶長3 [1598] 年）に至っては、肥前名護屋城の築城に黒田

長政・加藤清正・小西行長らが中心的役割を果たしたとされ⁽⁵⁾、渡海時には機張城(文禄3[1594]年)・梁山城(慶長2[1597]年)など、倭城の築城にも携わった。関ヶ原の戦い後、長政は筑前国福岡藩52万2千石を与えられ、熊本藩(加藤家:52万石)・小倉藩(細川家:39.9万石)と並ぶ大藩となり、本城として福岡城の整備に取り掛かる(慶長6[1601]年着手、同12[1607]年完成)。

さらに江戸城(慶長11[1606]年第一次ほか)・駿府城(慶長12[1607]年)・尾張名古屋城(慶長15[1610]年)・大坂城(元和6[1620]年~寛永7[1630]年)の公儀普請に参加、丁場割りでも隅角部やその石高に応じた一定規模の施工を受け持つなど、高度の石垣構築技術を備えていたものと考えられる。

上述した天正年間から寛永年間にかけての黒田家関連の城郭普請について、同じく徳川政権期の九州有力大名である加藤家、細川家の動向と合わせて図示したものが図1である。各大名家においては、これらの城郭普請の経験を重ねる中で、石垣構築技術を発展・展開させていったものと考えられ、黒田家の石垣構築技術における変遷・画期の背景についても以下のように想定される。

①天正末の九州入封時から黒田家は豊臣系大名としての石垣構築技術を有していたと推定され、それは同時に九州へ入封した加藤清正(肥後熊本)・小西行長(肥後宇土)・小早川隆景(筑前名島)・毛利勝信(豊前小倉)などと並んで、独自の技術的特長を備えたものであった。

②引き続き携わった、文禄・慶長の役に伴う肥前名護屋城や倭城の築城では、普請に携わった各大名の持つ石垣構築技術が反映されるとともに、最新技術(矢による石割り技法・算木積み・勾配の矩返し(反り))についての情報が共有された。これにより、黒田家従来の石垣構築技術においても、何らかの技術的インパクトが与えられたことが考えられる。

③徳川政権期に入ってからの本城の築城にあたっては、当初はその独自性を保持していたと考えられるが、並行して携わった数回の公儀普請に伴う全国的な技術の齊一化(算木積みの完成・石材の規格化・勾配理論(「法式」)等)の進む中、本城での石垣構築にあたってもそれが反映された可能性がある。

ではこの①~③のような背景の中で発展・展開していったと想像される黒田家の石垣構築技術の変遷が、実際の遺構の中で具体的に読み取ることができるのか、次に黒田家が石垣普請を行った城郭について構築時期に沿ってみていきたい。

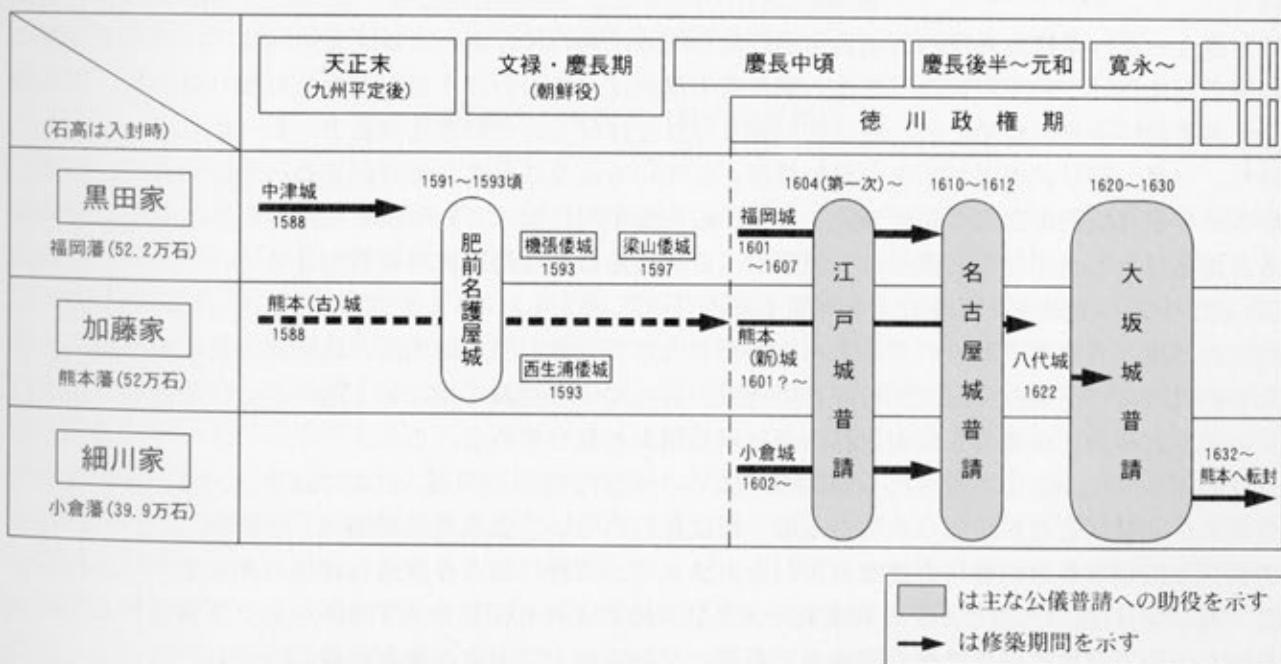


図1 九州有力大名の主な城郭普請(天正末~寛永期)

3. 黒田家関連城郭における石垣構築技術について

ここでは天正15（1587）年に豊前国に入国してより、徳川大坂城公儀普請（元和6 [1620] 年～寛永7 [1630] 年）までの間で黒田家が行った石垣普請を辿ることで、石垣構築技術の変遷について考えてみたい。この間、黒田家（孝高・長政・忠之）が関連した城普請としては、前述したように豊前中津城・肥前名護屋城・機張倭城・梁山倭城・名島城・福岡城、並びに江戸城・駿府城・尾張名古屋城・徳川大坂城の公儀普請など多数が知られている。この中でその普請の内容（施工の内容・施工箇所・時期等）がある程度明らかで、かつ遺構が良好に遺存している例としては、豊前中津城・機張倭城・福岡城・尾張名古屋城・徳川大坂城が挙げられ、これらについて以下に古い段階から概観する。

豊前中津城【大分県中津市】（写真1-①～⑤）

天正15（1587）年、九州平定後の豊前国に入国した黒田孝高は、翌天正16（1588）年より山国川の河口に中津城を築城する。この黒田氏によって築城された中津城は、この頃同じく九州に入封された毛利勝信による小倉城⁽⁶⁾（福岡県北九州市）、小早川隆景による名島城⁽⁷⁾（福岡県福岡市）、小西行長による麦島城⁽⁸⁾（熊本県八代市）などと並んで⁽⁹⁾、九州における初めての総石垣造りの城の出現であった。黒田孝高・長政父子はこの豊前中津を足がかりに肥前名護屋城築城（天正19 [1591] 年ないし18 [1590] 年～文禄2 [1593] 年頃）、朝鮮出兵（天正20 [1592] 年～慶長3 [1598] 年）に関わっていくが、関ガ原以後、黒田氏は筑前国へ転封となり、かわって豊前国には細川忠興が入封する。忠興は慶長9（1604）年より中津城の大改修に着手しており、現在の縄張り、及び石垣の多くはこの細川期のものが主体を占める。一方、黒田期の中津城縄張りについて詳細は不明であるが、城内には慶長期の石垣より型式的に古く位置付けられる石垣が数箇所で観察されており、細川期の改修は黒田期石垣の一部を活かしつつ、拡張・改変が進められたものと理解されている。

現在、黒田期の石垣とされているものは、本丸と三の丸の間の石垣（本丸南西石垣）、本丸北側、山国川沿い（鉄門跡石垣）がある。このうち、本丸南西石垣は高さ約6m、延長約80mにわたって良好に遺存しており、途中に「折れ」が設けられていることから隅角部の状況が観察できる。当該部分については、平成14～17年度にかけて中津市教育委員会により石垣修復工事に伴い事前発掘調査、解体調査が実施されており、石垣の城内方向への改修（拡幅）の痕跡が明らかとなったほか、石垣内部より始築期と推定される礎石建物が発見されている。ここでは解体調査時の写真、報告⁽¹⁰⁾を参考に紹介を行う。

写真1-①～③は本丸南西石垣隅角部の出角部分、角石には築石とほぼ変わらないか、若干大きい程度の石を用い、全て野面石である。隅角部の構成は、角石の控えを左右交互に振り分ける「算木積み」の意識はみられるものの、規則的な振り分けではなく、その控え（長さ）も一定していないことから、一見、同じ大きさの石を「重ね積み」しているように見える部分がある。その一方で、写真①の石イのように他の石の2倍近く控えの長い石を限定的に据えている様子もみられる。角石の稜線部分も加工は行われず、その通りは不明瞭で、その稜線は平面的にはやや突出させる「ヤセ角」をとっている。角石は稜線部の勾配に合わせて石尻を下げる據えられる。勾配は反りのない直線勾配のみで、約52～58度。角脇石はみられず、角石は築石で受けている。築石は大小の花崗岩の野面石を積み上げるものであるが、横長の石が比較的多用され、さらにその長軸を横にして積むことに留意して積まれていることから、全体として安定した布目崩し積みとなっている。

写真④・⑤は山国川に沿った石垣面の一部で、「鉄門」跡の隅角部。ここでは角石・築石ともに本丸南面より大型の石材が用いられているが、特に角石については古代の神籠石（唐原神籠石）の石材を再利用していることが明らかとなっている。よって、石材にはこの神籠石特有の加工痕が残されているほか、角石石材の大きさがある程度均一化している点も再利用に由来するものとして留意する必要がある。ここで注目すべきはその積み方であり、左右の控えは本丸西面と同様、短いものであるが、左右の振り分けは規則的であり、算木積みの意識はより明瞭となっている。しかし、その控えの長さは長



①本丸南西石垣隅角部（南より）



② 同左（南東より）



③ 同左（東より）

（▲より上方は近世段階の積み直し）



④鉄門石垣隅角部（北より）



⑤鉄門隅角部（西より）

【隅角部】

（本丸南面）

・算木積みを意識するが、規則的な振り分けではなく、控えも短く不揃い。

・野面石

（鉄門付近）

・左右の振り分けは規則的であり、算木積みの意識が強い。

・控えは短く不揃い。

・角石は神龍石の再利用

【築石部】・布目崩し積み、

・野面石

【勾配】・直線勾配のみ

写真1 中津城（黒田孝高期）

辺が短辺の1.5倍に満たない短いもので、上下の角石で長さも一定していないなど、やはり算木積みの萌芽段階といえる。また、稜線部を突出させる「ヤセ角」は顕著で、隅角部稜線はやや面取りされるものの、その通りは不明瞭である。なお、築石も同様に石材を横位中心に据える布目崩し積みである。

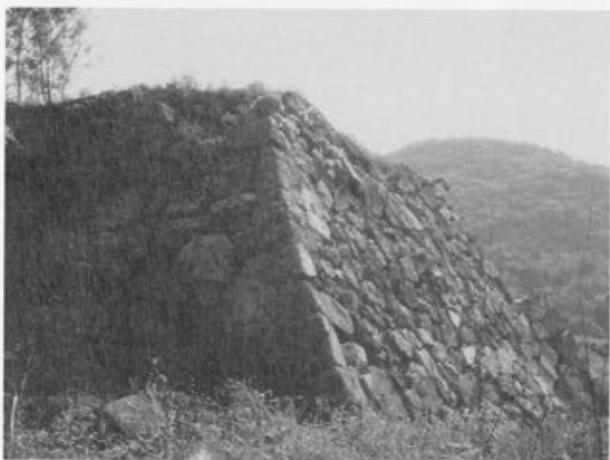
ここで見た本丸南西石垣と鉄門石垣を比較すると、神籠石の再利用といった石材の大きさの点だけでなく、算木積みの在り方にも相違点がみられる。それは前者が左右の控えが不揃いであるのに対し、後者は左右互い違いに控えることへの意識が高い点である。この両者の相違については構築時期の差ではなく、石垣が造られた目的と場所の違いによるものとの解釈がなされており⁽¹¹⁾、特に鉄門跡石垣においては上部に櫓の存在も想定されることから、重量物の架設に備え、より強さに留意した構築法を取ったものと考えられる。おそらくは、両者とも天正16（1588）年段階の普請における黒田家の石垣構築技術によるものと理解すべきであり、中津城始築期の黒田家の技術レベルを示すものは鉄門跡石垣のそれであろう。その他築石について、大小様々な野面石を安定した布目崩し積みに積み上げていく点は、安土城以来の織豊系城郭における石積み技術を継承しているといえる。



①天守台南西隅角部（西より）



② 同左（南より）



③天守台北西隅角部（北より）



④天守台南西隅角部



⑤本丸南門虎口隅角部

【隅角部】
・算木積みであるが、控えの長短があり、不揃い
・立石積みの箇所もあり
・野面石
【築石部】
・布目崩し積み
・野面石、一部粗割石
【勾配】
・直線勾配。やや反りがみられる箇所あり。



⑥ ③の隅角部拡大



⑦本丸東面東南隅角部

写真2 機張倭城

キジャン

機張倭城【大韓民国釜山広域市】(写真2-①~⑦)

文禄・慶長の役（天正20[1592]年～慶長3[1598]年）に伴う前線基地・あるいは港湾防御施設として朝鮮半島南岸部に築城された日本式城塞「倭城」で、釜山より約20km北東の東側沿岸部に位置する。高麗時代の水軍の拠点である豆生浦鎮城（邑城）の石壘を取り込む形で「惣構え」の縄張りが取られていることが特長で⁽¹²⁾、石垣・空堀・土塁が良好に遺存する。丘陵部最高所に石垣で囲まれた本丸が置かれ、南西隅に天守台を備える。本丸を取り巻くように一段低い位置に複数の曲輪が配置されるが、いずれも石垣が伴う総石垣の造りである。なお、機張倭城石垣については、北垣聰一郎氏⁽¹³⁾、高瀬哲郎氏⁽¹⁴⁾などの論考があり、ここではそれらも参考に特徴について述べる。

黒田長政が文禄2（1593）年頃に築いたとされ⁽¹⁵⁾、さらに文禄4（1595）年には大改修⁽¹⁶⁾が行われており、城内の石垣は各所で改修による「積み足し」の痕跡を顕著に見ることができる。石材は花崗岩主体の野面石が主体で、筆者は実見できなかったものの、矢穴を持つ石材もあるという。

写真①～③・⑥は天守台石垣で、特に①・②では石垣面のさらに外側に法面を抑えるような低い石垣がみられ、改修時に加えられたものと推定される。写真①・②のうち、改修前の隅角部を観察すると、角石は左右交互に控えをとる算木積みの形を取るもの、その形状・控えの長さ・高さ（厚さ）は様々で整ったものではない。しかし、角石の控えが短いものが多くみられる一方、大面（角石長辺の面）が小面（角石短辺の面）の2倍になるような長い角石（写真⑥）も用いられるほか、全体的に築石よりやや大きな石材を置こうとする意図は感じられる。また、築石は大小の野面石を用いるが、石質によるものか面的に剥離する性質のものを多用しており、整った石面となっている。積み方は石材を横位に安定させて置く布目崩し積みが基本であるが（写真⑦）、石の大小の差が大きく乱積みの様相を示す部分も多い点は、戦時下における築城ということで、普請を急いだことに加え、石材が限られていたことに拠るものか。勾配については、特に写真③のように、僅かな「反り」が見て取れる。写真④は改修時に埋め込まれた隅角部で、やはり算木積みの意識は明らかであるが、控えは短い。一方で角石の大きさは築石よりもやや大きく、隅角の稜線・左右面の勾配がとれる石材を選択して用いている。

その他、機張城石垣において特徴的な点として、隅角部に立石を多用する点が挙げられる。写真⑤は角石の一部に長軸を縦に据える角石を持つもので、その高さも横位に置く角石の2倍近い石を用いている。隅角部への立石配置は、この時期、肥前名護屋城・熊川倭城（慶尚南道鎮海市）でも見られるが、これらは櫓台や虎口石垣など低い石垣に巨石を配するもので、鏡石と同じく意匠石垣の性格を持つ。機張城における立石使用も虎口、あるいは登城道に沿った部分で観察されるが、戦時下の築城という点を踏まえた場合、同様に意匠的意図とみなして良いか、躊躇するところである。緊急的な普請の中、角石の高さを稼ぐ目的もあったと推察され、あえて不安定な積み方を実行したと考えることもできよう。

機張城石垣における特徴として、算木積みの形態（角石の左右への振り分け・控えの取り方・角脇石の未使用）としては豊前中津城と大きな相違はないが、角石に築石よりやや大きな石を選択的に用い、さらに大きく長い石で明確に算木状に組む部分もあるなど、技術的な前進がみられるといえる。また築石については、築城時の諸条件（緊急性・石材の限定）に左右される点が現れているものの、基本的には野面石を横位に据える、安定した布目崩し積みを指向していると考えられる。

福岡城【福岡県福岡市】（写真3～5）

慶長5（1600）年、関ヶ原で東軍に属した黒田長政は筑前国52万石を拝領し、当初、博多湾に面した名島城に入城する。長政は天正期に小早川隆景によって築城されたこの名島城を改修し居城としたが⁽¹⁷⁾、翌慶長6（1601）年より中世以来の商人の町博多の西方、福崎の地において新城、福岡城の普請に着手した。

福岡城はその城域の面積約80万m²の巨城であり、幅50m以上の堀で本丸・二の丸・三の丸（以上、内郭）を開む梯郭式の平山城である。本丸・二の丸は総石垣で構築され、高さ最大15mの高石垣が築かれる一方、三の丸など堀に面した部分では高さ10mを超える土塁が巡らされ、その下部には腰巻石垣が築かれている。堀の外側である「外郭」とは、北側では「上の橋」・「下の橋」の二箇所の門、南西側では搦手口となる「追廻橋」の合わせて三箇所のみで通じており、「上の橋」・「下の橋」周りでは石垣により舟形虎口が築かれ、櫓門が置かれていた。天守の有無については論が分かれるものの、長大な二重多聞櫓（本丸武具櫓）など47基の櫓が林立する壮大な城塞であった。

福岡城の普請に関しては、慶長12（1607）年に一応の完成をみたとされ⁽¹⁸⁾、現存する石垣の構築年代も、改修部分を除きその7年間の時期幅の中で理解されているが、始築期と考えられる天守台、本丸東面・南面では野面積み石垣がみられる一方、二の丸、「上の橋」・「下の橋」周りでは割石積み石垣

により築かれるなど、石垣構築技法の多様性、及びその変遷を考察する上で重要である。この福岡城石垣については榎本義嗣氏（福岡市教育委員会）により石積み様式の分類が行われており⁽¹⁹⁾、城内石垣を大きくA～Dの4類に区分している。その分類基準には隅角部算木積みの完成度・石材加工度・築石部の積み方・勾配が挙げられるが、特に重要な視点として使用石材の石質の変化（礫岩・玄武岩→花崗岩）がある。ここではこの石垣分類を参考に考察を行ったが、さらにA～D類の各型式を時期区分にあてはめることができる⁽²⁰⁾ものと考えⅠ期からⅢ期を設定し、以下に時期別に諸特徴を述べる。

（1）福岡城石垣Ⅰ期（写真3-①～⑥）

石垣分類のA類に該当するもので、隅角部は玄武岩の野面石（一部粗割石）による「未発達」な算木積み、築石部には玄武岩のほか、名島城から運ばれたと推定される⁽²¹⁾礫岩が多く使用され、布目崩し積みとする。天守台・小天守台、本丸東面でみられ、慶長6（1601）年からの始築期の石垣と考えられる。写真3-①・②は天守台北西隅角部、角石のほとんどが玄武岩の野面石で、矢穴を伴う粗割石は目視上、1石のみである。角石の長辺を上下の角石と違えて控えるという意味では算木積みを意識しているが、その控えの長さは短く、写真②のように側面からみると控えの長さが同じ石を「重ね積み」しているように見える。角石の角は丸みを持ち、隅角部の稜線はあいまいである。築石部は礫岩・玄武岩の野面積みであり、その積み方は基本的に石の長軸を横位に据える布目崩し積みである。目視による観察ではあるが、写真②では隅角部稜線において中央より上方で勾配が若干起きている点が注目される。

写真③・④は①・②の対角線上に位置する南東隅角部。その特徴は北西角部と同じであるが、特に④でみられるように下部の角石には控えの長い石を用い、明確に左右へ振り分ける算木積みの特徴が強くみてとれる。しかしその一方で中央より上方では角石の控えは短く、不揃いである。また、隅角部稜線も天端に近い部分で勾配が起きているように観察される。築石部は石材を横位に据える安定した布目崩し積みで、一部で矢穴を持つ粗割石が認められるが、基本的に野面石による。

写真⑤は本丸東側、「小天守台」の高石垣。隅角部は基本的に控えの短い角石で構成されるが、天守台南東隅と同様、現在の地表面から3石程には控えの長い角石を用い、明確に算木積みに組んでいる。また隅角部稜線も、上部付近でやや勾配が起きている。なお、ここでは角石の出角稜線部分でノミにより細かく敲打し、丸く面取りするノミ調整が一部で観察される（⑥）。

（2）福岡城石垣Ⅱ期（写真4-①～⑥）

石垣分類B類に該当し、築石部はA類と同じく野面石の布目崩し積みであるが、隅角部は花崗岩の割石を角石に用いた算木積みとなる。本丸南面、二の丸の北側を除く大部分にみられる。

写真4-①・②は本丸武具櫓下、南西隅角部。角石は花崗岩を矢により割った割石であるが、石面（大面・小面）だけでなく、上面・下面も割面となっており、一定規格・形状の角石を求めて複数回の割加工を行っている。その結果、角石の高さ（厚さ）、控えの長さは揃っており、特に高さについてはかなり規格性が認められる。また角石の大面をみると、石尻部分で割るものや、割らずに自然面のままとしたものの両者がみられることから、角石の加工にあたって、一定程度の長さ（6尺～6尺5寸：約180～200cm）を確保することが第一義であり、その形状についての規格性の意識は未だ弱いようである。また割面へのノミ調整はみられない。なお、各面を割面とすることにより角石稜線は明瞭に通る。築石部はⅠ期と同じく野面石の布目崩し積みであるが、石材は礫岩の割合が大きく減少し、玄武岩主体となる。

③・④は本丸武具櫓下、南東隅角部、⑤は①・②から連続する鉄砲櫓下石垣、⑥は本丸南西に位置する南二の丸南西隅角部である。基本的に同様の特徴であるが、特に⑥では築石の大きさにバラつきが目立ち、総じて小振りであるなど、当該箇所が城内でも主城道から外れた裏側であることに起因しているものと思われる。（後述するが、福岡城石垣の諸特徴では城の正面性の意識がかなり反映されている⁽²²⁾。）



①天守台北西隅角部（北西より）



②同左（西面）



③天守台南東隅角部（南面）



④天守台南東隅角部（南東より）



⑤小天守台石垣（南面）



⑥小天守台石垣隅角部における角石稜線の調整

【隅角部】・中、上部は控えが短く算木とならず、
下部は控えの長い算木積み
・野面石、一部粗割石

【築石部】・布目崩し積み、・野面石、一部粗割石

【勾配】・上部付近でやや反りがみられる

写真3 福岡城石垣Ⅰ期



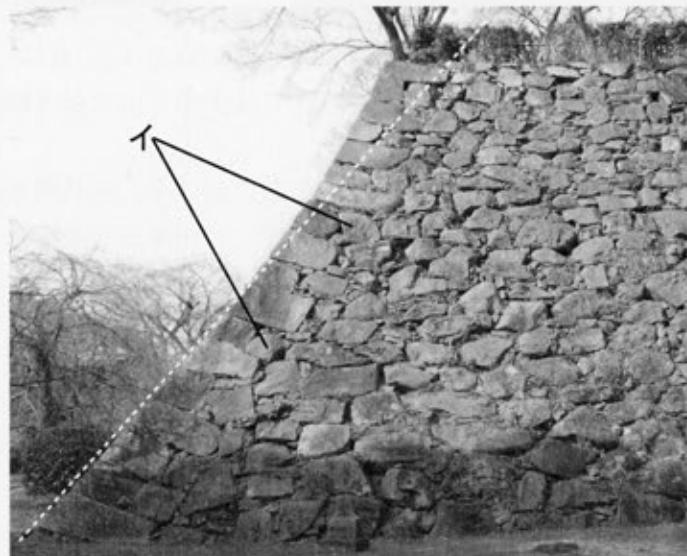
① 武具櫓下南西隅角部（南西より）



② 同左（南面）



③ 武具櫓下南東隅角部（南東より）



⑤ 鉄砲櫓下南西隅角部（南より）



④ 同上③の拡大（南東より）

【隅角部】・控えの長い整った算木積み
・角脇石を伴う
・粗割石（割加工が進む）
【築石部】・布目崩し積み、・野面石、一部粗割石
【勾配】・反りがみられる



⑥ 南二の丸南西隅角部（西面）

写真4 福岡城石垣II期



①二の丸萬櫓下隅角部（北東より）



② 同左（北面）



③二の丸松原櫓隅角部（北面）



④天守櫓下北西隅角部（西より）



⑤扇坂門石垣（北より）



⑥桐木坂門石垣（北より）

【隅角部】・算木積み、角石の割加工が進み長方体化するものあり
・角石と角脇石の長さが揃い、築石部との間に縦目地が通る部分あり

【築石部】・大手筋、城の北側部分など正面性の強い箇所で粗割石の乱積み
・搦手など城の裏手側となる部分では野面石の布目崩し積み
【勾配】・反りあり、64度前後

写真5 福岡城石垣Ⅲ期

I期との比較の上で、さらに大きな特徴として角脇石の配置がある。角脇石は角石と同様に花崗岩の割石が用いられ（部分的に玄武岩野面石も使用）、築石部と明瞭に区別されている。しかし、角脇石の石面の形状は角石の小面と同じく方形に近いものがある一方、不整形なもの（⑤ーイ）もみられるほか、角脇石は置かれず、築石の延長で数個の野面石が配置される例（①ーイ・⑥ーイ）も認められ、定型化しているとは言い難い。また角脇石の据え方も、角石の角度に合わせたもの（②ーイ）ばかりではなく、角度を違えて角石へ当てるもの（⑥ー口）もみられる。

（3）福岡城石垣III期（写真5-①～⑥）

石垣分類C・D類を含む。隅角部・築石部ともに花崗岩の割石を使用することが大きな特徴で、D類は特にC類より大型の石材を用いるものとして区分されている。隅角部は明確な算木積みであり、築石は乱積みとなる。C類は本丸の西側の一部、二の丸北側などに、また、D類は虎口部分（写真5-⑤）を中心にみられる。特にD類は、石垣面の中で意匠的に大石・鏡石を配し、城内大手筋といった主要道に面した部分に築かれるなど、城の「正面性」を強く意識したものである。一方これと対照的に、C類の築石には玄武岩野面石を用いるものもあり、城の背面側に多くみられる。

写真5-①～③は二の丸北面の一連の石垣で、①・②は北東隅角部の萬櫓下、③は北西隅角部の松原櫓下石垣である。石材はすべて花崗岩の割石で、角石の控えの長さが小面のほぼ2倍、あるいはそれ以上となる算木積みで構築される。その高さ（厚さ）に加え、石尻部分も裁断されて長さが揃えられ、側面から見るとほぼ長方形をなす程、整えられた形となっている。角脇石は、特にその上下の辺が角石の傾きに合わせ直線的に加工されることから、角石との間に隙間なく配置され、一体化が強まっている。しかし、角石の小面側での石尻部分では加工があまく不整形で、よって角脇石との接点では未だ隙間がみられる。なお角石・角脇石の石面ではノミによる調整などはほとんど行われていない。

築石もほぼ割石で統一されるが、その形状はII期までの横長石材はみられず、方形・台形・三角形の多様な石面を持つつも、その高さ・幅はある程度揃っており、石材の大きさについては規格化が窺える。また積み方も横目地が通る安定した積み方が部分的にみられるものの、「落し積み」「重箱積み」なども認められ、全体としては「乱積み」である。なお勾配はI期・II期より急になり（隅角部稜線で55度前後）、上半部で緩い「反り」を持つ。

この他、④のように隅角部・築石部ともに割石積みであるものの、角石がより小さく、角脇石がみられないものや、⑥のように隅角部は二の丸北面（①～③）と類似するものの、築石部は玄武岩の布目崩し積みとなるものについても、III期に含まれるものと考えられる。これらはいずれも城の搦手側となることから、城の正面側となる二の丸北面よりも構築技法の簡略化が図られたものと理解され、角石と角脇石による整った算木積みや、割石積みによる石垣面の平滑な仕上がりが、より先進的な技法として指向されていたと考えられよう。

このIII期石垣に至って福岡城石垣はほぼ完成をみたとされ、それは慶長12（1607）年頃までと理解されている。それを考える上での比較資料として、次に慶長15（1610）年の尾張名古屋城公儀普請における黒田家普請石垣について述べる。

尾張名古屋城【愛知県名古屋市】（写真6）

慶長15（1610）年2月、將軍徳川秀忠より発せられた普請の命に伴い、尾張名古屋城の築城が着手される。その大名側の総括責任者としては熊本藩の加藤清正が命じられ、京都から西方の二十藩の諸大名がその石高に合わせ普請を分担する「割普請」により施工が進められた⁽²³⁾。名古屋城の諸記録をまとめた『金城温古録』（名古屋市蔵）所収の「丁場割大体図」では、普請にあたった大名とその施工箇所が記されているが、福岡藩は「黒田筑前守（長政）」の名で本丸東側の東二之門枱形付近、さらにその東側の本丸搦手馬出の一部、また本丸南側の本丸大手馬出の南西隅を担当したとなっている。なお黒田家史料の中では普請に携わった「穴生（あのう）長右衛門」の名がみられる（「黒田長政印判状写」（慶長15年閏二月十二日）『小河家文書』）⁽²⁴⁾。

写真6 (①～⑥) は黒田家普請箇所の中でも、現在、石垣が良好に遺存する東二之門の橋台で、橋を挟んだ南東(①～③・⑥)・北東(④・⑤)の両隅角部である。石材は花崗岩、角石はその高さが90cm(3尺)あるいは75cm前後(2尺5寸)に揃えられ、またその長さは200cm前後(6尺5寸)が主で、一部175cm(6尺)、あるいは250cm程度(8尺)の長いものもみられるが、全体として規格性がみてとれる。その形状は、一部、石尻を野面のままとするものもみられるが、基本的には意図した長さに合わせて裁断されており、福岡城Ⅲ期の角石と同じく長方体を指向している。また、角脇石は上下に接する角石長辺同士の幅・傾きに合わせ加工・配置され、その隙間も小さく詰石もない。

特徴的な点として、角石の小面と角脇石を合わせた幅が角石大面の長さと揃う、つまりは隅角部と築石部の間が噛み合わず、縦目地が通ることが挙げられる。また、さらに特筆すべき点として、角石の石面へ施された入念なノミ調整があり(⑥)、石垣面の表に出る部分のみが細かくノミで敲打され、矢穴痕も消されるなど、精加工が進んでいる。その一方で、表に出ない上下面や石尻側の面では矢穴痕がそのまま残るなど、石面の全面を精加工する「切石化」の手前の段階といえる。なお石面へのノミ調整は角脇石にも及んでいるが、未調整のものも並存する。



①東二之門橋台南東隅角部（南面）



②同左（南東より）



③同左（東面）



④東二之門橋台北東隅角部（東面）



⑤同左（北東より）



⑥隅角部の表面調整(南東隅角部)

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p>【隅角部】・算木積み、角石の長方体化進む
 ・角石と角脇石の長さが揃い、
 築石部から独立化
 ・粗加工割石、石面の調整顕著</p> | <p>【築石部】・粗割石の乱層積み
 【勾配】・反りあり、66～68度前後</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|

写真6 尾張名古屋城 黒田家丁場（東二之門橋台石垣）

築石は割石の乱積みで、個々の石の形状は様々であるがその大きさはある程度揃っており、規格性がみられる。また石面には矢穴痕がそのまま残り、角石のような表面調整は認められない。

勾配は隅角部稜線で66~68度と福岡城Ⅲ期石垣より急で、緩やかな反りを持つ。

名古屋城の黒田家普請箇所は、現状では大きな改修の痕跡は確認できず、ほぼ慶長15(1610)年の構築と推定され、当該期における黒田家の石垣構築技術をみる上で重要な遺構である。次章では名古屋城における他藩の普請箇所との比較の中で、さらにその特徴を考えてみたい。

徳川大坂城【大阪府大阪市】(写真7)

尾張名古屋城の公儀普請から大坂夏の陣(元和元[1615]年)を挟んで10年後、元和6(1620)年に徳川家による大坂城の大改修が着手される。この大坂城再築に関わる普請は、第1期(元和6[1620]年~同9[1623]年)、第2期(寛永元[1624]年~同4[1627]年)、第3期(寛永5[1628]年~同7[1630]年)の三期に工期を分けて施工されており、その工役は伊勢・越中以西の三十余国の諸大名が石高に応じ、分担して担当した⁽²⁵⁾。福岡藩は三期のいずれにおいても隅角部を含めた一定規模の施工を受け持っており、大藩としての応分の負担もさることながら、その高い石垣構築技術が評価されていたものと考えられよう。

大坂城の普請分担を記した「大坂築城丁場割図」(国立国会図書館蔵)をはじめとした丁場割図では、福岡藩は第1期の普請では西外濠の大手門北側部分(写真①~③)を担当しており、「黒田筑前守(長政)」の記載がある。ここではその南側に熊本藩加藤肥後守(忠広)の丁場が隣接し、その石の大きさについて意識しながら施工した様子が史料により窺える⁽²⁶⁾。①~③では角石・角脇石ともに入念に表面調整が行われ切石化し、その合端は狭く、詰石はほとんどない。築石はその石面の形状にまだ不揃いさがみられ、積み方としては布目崩し積みの範疇ではあるが、その大きさはバラつきが少なく規格性がみられることから、横目地が通って布目積みとなる部分も多い。また、築石の表面では矢穴痕はほとんどみられず、表面調整が施されているなど、名古屋城普請箇所の様相よりさらに技術的段階が進む。さらに特徴的な点として、名古屋城例と同じく、角石と角脇石の石尻が揃うことより隅角部と築石部の間に縦目地が通っていることが指摘できる。

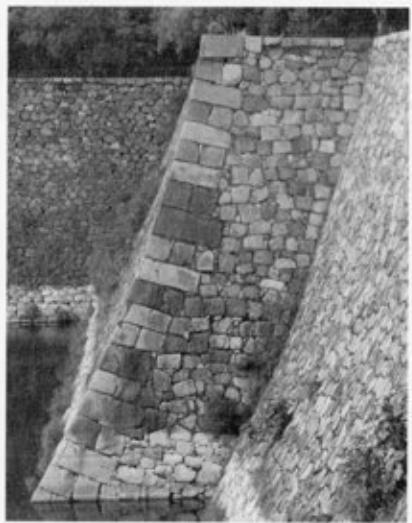
第2期の普請は本丸周りが中心となり、丁場割図では福岡藩の普請箇所は東内濠石垣(写真④~⑥)とされ、元和9年の長政死去後に家督を継いだ黒田忠之、「松平右衛門佐」の記載がある。④・⑤では、特に築石の規格化がサイズだけでなく石の形状(方形化)にまで及び、より横目地が素直に通る「布目積み」へと変化している。一方、第1期でみられた隅角部と築石部の間の縦目地の通りは顕著ではなく、特に隅角部中央部から下方にかけて角石と築石の噛み合いがみられる点が異なる。このことは、第2期に至って角石が長大化したことによる起因すると想像され、実際、第2期の本丸周りの他の隅角部の中では、角石一石の大きさが高さ2m、控えの長さ6mを超えるものがみられるなど、一般的に石材の大型化が進む。

第3期の普請は南外濠の中でも南西隅の目立つ場所にあたる(写真⑦・⑧)。実寸値は不明であるが、角石・角脇石の大型化は引き続き進んでおり、⑧-イのような長大な角石もみられる。また角脇石の二石配置も確認できる。さらに第2期においては顕著でなかった隅角部と築石部の間の縦目地の通りが明瞭にみられ、角脇石の一石配置・二石配置に関わらず角石大面の控えの長さを角脇石と揃えることを明らかに意識して構築している。なお築石部は、大きさ・形状(方形)を揃えた精加工石による布目積みである。

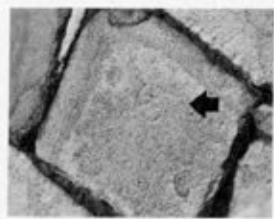
黒田家普請箇所における、10年間にわたる大坂城公儀普請の中での石垣構築技術の変遷を概観すると、角石・角脇石の大型化、角脇石一石配置から二石配置の採用、築石の規格性の進化とこれに伴う布目積みへの変化などが指摘できる。



①大坂城 1期丁場（西外濠：西面）



②同左（同：南面）



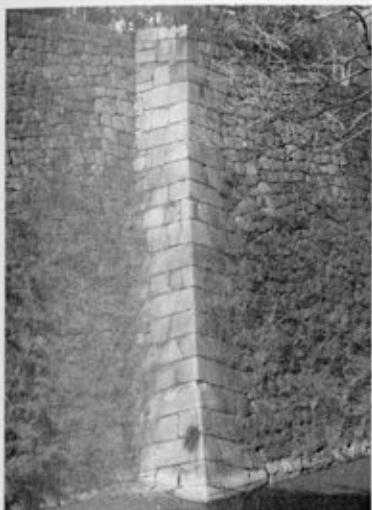
③ 角脇石の刻印（Ⓐ）

【隅角部】

- ・算木積み、築石部との間に目地が通り独立化
- ・精加工割石（切石）

【築石部】

- ・粗加工割石
(石面の調整顕著)
- ・石面の形状は不揃いであるが大きさに規格性
- ・布目崩し積み



④大坂城 2期丁場（東内濠：南東より）



⑤同左（同：東面）



⑥ 角石の刻印（Ⓐ）

【隅角部】

- ・算木積み、築石部と咬み合い一体化
- ・精加工割石（切石）

【築石部】

- ・粗加工割石
(石面の調整顕著)
- ・石面の形状・大きさの規格性が進む
- ・ほぼ布目積み



⑦大坂城 3期丁場（南外濠：西面）



⑧同左（同：南面）



⑨：⑧の部分拡大

【隅角部】

- ・算木積み、築石部との間に目地が通り独立化
- ・精加工割石（切石）
- ・角脇石の2石配置あり

【築石部】

- ・粗加工割石
- ・石面の形状・大きさが揃う規格石
- ・布目積み

写真7 徳川大坂城 黒田家丁場（1～3期）

4. 黒田家関連城郭における石垣構築技術の変遷・画期と技術的特長について

前章では豊前中津城より徳川大坂城公儀普請まで、約四十年間にわたって黒田家が普請に関連した城郭石垣について述べた。次にここでは、その構築技術の変遷・画期を整理し、さらにその技術的特長について考察してみたい。

【黒田家関連城郭にみられる石垣構築技術の変遷について】

まず、中津城から徳川大坂城までの黒田家関連石垣の変遷について、図2及び表1に示した。ここでは、特に隅角部の構造にまず着目し、角石の左右の控えが短く不揃いな、算木積み初期段階の中津城（[黒田] 1期）⇒角石の控えがより長くなり、左右に振り分ける算木積みの意識が強まる機張倭城（2期）⇒上中部では控えが短く、下部では控えの長い算木積みとなり、さらに「反り」を伴う高石垣となる福岡城Ⅰ期（3期）⇒角脇石を伴う明瞭な算木積みとなる福岡城Ⅱ期（4期）⇒角石・角脇石の石面が方形化し、築石も割石となる福岡城Ⅲ期及び尾張名古屋城の普請箇所（5期）⇒角石・角脇石が精加工され規格化が進む徳川大坂城普請箇所（6期）、といった変化として区分を行っている。これらは、全国的な石垣様式の変遷⁽²⁷⁾に基づき、石垣構築技術上の大きなステップアップを画期として捉えたものである。

ちなみに、この中では3期～4期とした福岡城築城段階における構築年代については、慶長6（1601）年の着手から、完成したとされる慶長12（1607）年という時期幅で示しているが、慶長11（1606）年の江戸城公儀普請に関わる福岡藩史料中で「角わき」「角脇」の記載がみられ⁽²⁸⁾、この時期には隅角部構造を角石と角脇石の組み合わせとして理解していたことがわかる。よって、4期については少なくとも慶長11年以前の成立と考えられる。また、福岡城Ⅲ期石垣と名古屋城普請箇所についても、後者において角石・角脇石の石面への顕著な表面調整が施される点に違いがみられるものの、他の要素については類似点が多く、ほぼ同時期（5期）として捉えている。よって福岡城Ⅲ期石垣の構築年代も慶長15（1610）年を下らないものと推定され、慶長12年とされる福岡城完成については、石垣の年代観においても蓋然性が高いと考えられよう。

ここで表1に注目すると、福岡城石垣における3期から4期への変化については、算木積みの完成度としては前段階（1期・2期）からの延長上に理解できる3期の玄武岩野面石使用の隅角部から、複数回の割加工を行う花崗岩粗割石使用、さらには角脇石の併用といった技術的に大きな飛躍が認められる。また、4期から5期については、特に築石部における玄武岩野面石から花崗岩粗割石の大量使用への変化と捉えられるが、これは単なる使用石材の変更だけにとどまらず、布目崩し積みから乱積みへの変化といった、伝統的な野面積み技法からの転換にまで及んでいる。そのほか、2期から3期、つまりは福岡城始築期における、「反り」を持つ高石垣の構築も、大きな画期と捉えることができよう。

このような、黒田家関連城郭石垣の考察だけでは読み取れない技術的画期については、やはり黒田家内部での技術革新だけでなく、「公儀普請」、あるいは他家との技術交流による影響を考える必要があろう。例えば上述した2期から3期の画期については文禄・慶長期における名護屋城・倭城の築城経験、あるいは4期から5期にかけては慶長11（1606）年の第一回江戸城普請などがその契機として想像される。一方で3期から4期への技術的飛躍（隅角部における、野面石→割加工の進んだ粗割石による角石の使用と角脇石の配置）は上述した4期の下限から、慶長6年（1606）の着手から慶長11年までの僅か数年での変化であり、その背景について手掛りを見出せておらず、今後の課題である。

【黒田家普請石垣にみられる技術的特徴】

上述した石垣構築技術の変遷では、例えば隅角部算木積みの定型化、あるいは野面石から割石・精加工された切石への変化といった要素は、全国的な石垣様式の方向性の中に包括されるものであるが、一方で黒田家の技術的特徴と思われる要素も観察される。

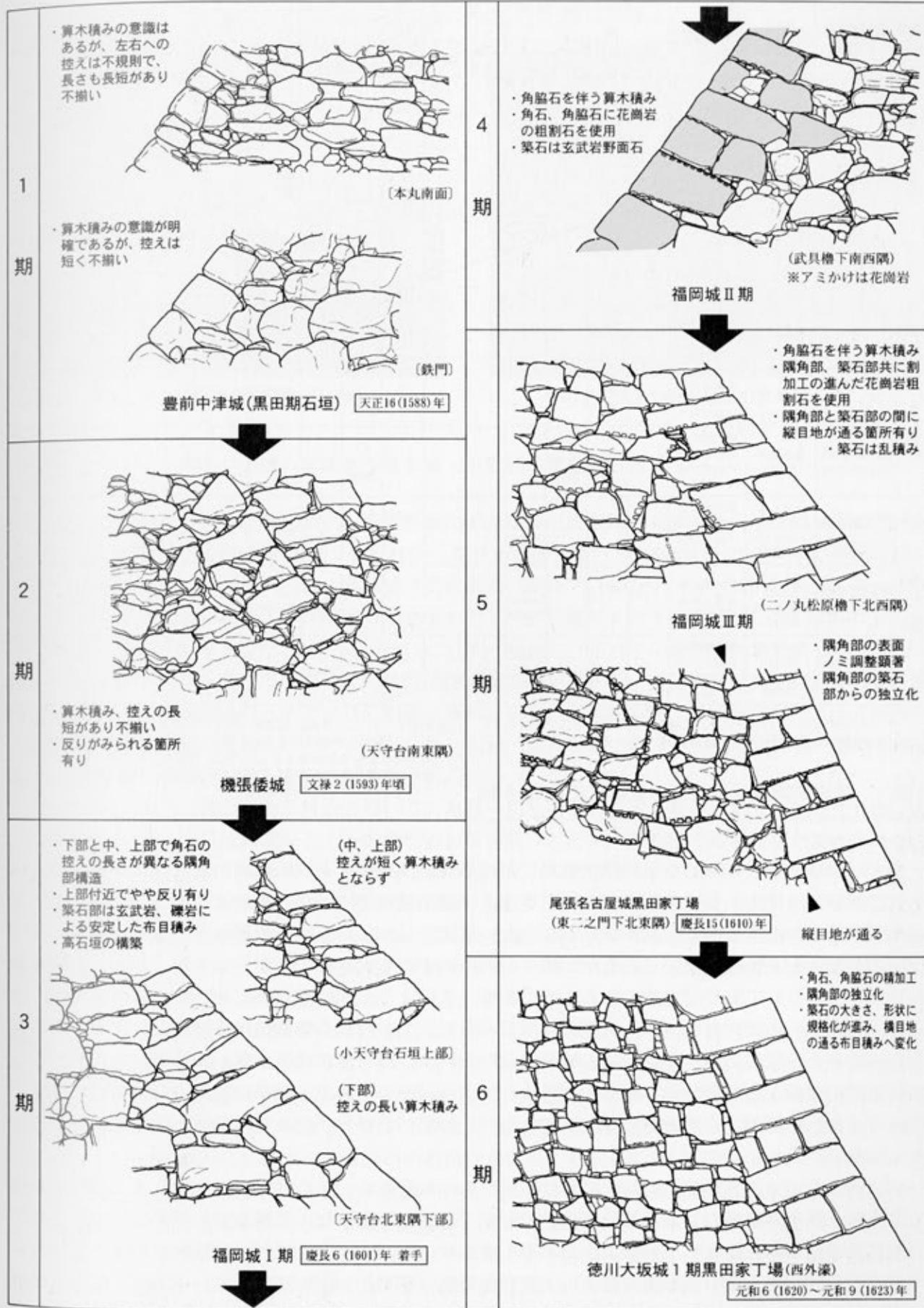


図2 黒田家関連城郭石垣の変遷

時期区分	普請城郭・石垣	構築年代	隅角部								築石部					勾配		
			隅角部の構成		角石				角脇石				積み方					
			野面石	粗割石	割石(粗加工)	割石(精加工)	配置の有無(数)	野面石	粗割石	割石(粗加工)	割石(精加工)	野面石	粗割石	割石(粗加工)	割石(精加工)			
1期	中津城	天正16年(1588)	算木積みを意識するが、控えは短く不揃い	○			×					布目崩し積み	○				直線勾配のみ	
2期	機張倭城	文禄2年(1593)頃	算木積みであるが、控えの長短があり不揃い	○			×					布目崩し積み	○	(△)			直線勾配、やや反りがありみられる箇所あり	
3期	福岡城Ⅰ期(A類)	慶長6年(1601)～慶長12年(1607)	中上部控え短く算木とならず下部控えの長い算木積み	○	△		×					布目崩し積み	○	△			・上部付近でやや反り有り ・45度前後	
4期	福岡城Ⅱ期(B類)		控えの長い、整った算木積み	○ (削加工が進む)		○ (1)	△	○				布目崩し積み	○	△			・反り有り ・55度前後	
5期	福岡城Ⅲ期(C・D類)		算木積み、築石部との間に目地が通る箇所有り	○ (長方体化)		○ (1)		○				乱積み	○ (削加工が進む)				・反り有り ・64度前後	
	名古屋城黒田家丁場	慶長15年(1610)	算木積み、築石部との間に目地が通り、独立化		○ (表面調整顯著)	○ (1)			○ (表面調整顯著)			乱積み	○ (削加工が進む)				・反り有り ・66度～68度前後	
6期	大坂城1期黒田家丁場	元和6年(1620)～元和9年(1623)	算木積み、築石部との間に目地が通り、独立化			○ (規格化)	○ (1)				○ (規格化)	布目崩し積み、布目積み			○ (表面調整顯著)		反り有り	
	大坂城2期黒田家丁場	寛永元年(1624)～寛永4年(1627)	算木積み、築石部と咬み合い、一体化			○ (規格化) (大型化)	○ (1)				○ (規格化) (大型化)	ほぼ布目積み			○ (規格化) (大型化)		反り有り	
	大坂城3期黒田家丁場	寛永5年(1628)～寛永7年(1630)	算木積み、築石部との間に目地が通り、独立化			○ (規格化) (大型化)	○ (2)				○ (規格化) (大型化)	布目積み			○ (規格化)		反り有り	
※表中の○・△の区分は、より頻度が高いものを○で示した。 ※福岡城石垣のA～D分類は註(19)文献に順じた。									※割石については、単純に矢で割っただけで使用するものを粗割石、主に石面に調整を行うものを粗加工、石全体に調整を行って切石化したものを精加工とした。また、粗割石の中でも一定規格の大きさ・形状を意図して複数回の石割り(削加工)を行うものについては、その旨記載した。									

表1 黒田家関連城郭石垣の変遷(天正～寛永期)

まず一つは3期、すなわち福岡城始築期における隅角部構造であり、前述したように、根石に近い下方の部分では控えの長い角石を左右に引き違えて算木積みとするが、中央より上方、天端にかけての角石は控えが短く不揃いで算木積みとならない構造となっている。下方部分での算木積みは、現状では下から4～5石程度までであるが、個々の石はいずれも大きめの石が用いられ、築石との咬み合せもしっかりとしており安定感のあるものである。このような同じ隅角部における角石の据え方の違いは、天守台・小天守台下・本丸東面の各所でみられ、この段階を特徴付ける技法といえる。このような技法をとる理由については推論の域を出ないものの、高石垣の構築に伴い、基礎に近い部分ではより堅固に築くことを目的にしたものと考えられよう。その一方で上半部の控えの短い角石の連続についてはまだ合理的な答えを見出せないでいるが、勾配における「反り」の形成と関連しているのかもしれない。

二つ目は今述べた3期の石垣勾配における反りの存在である。それは写真3-②・③・⑤にみられるように、隅角部稜線の上方の部分でやや勾配が“起きる”ような、微妙な反りであり、4期においても同様の反り方を継承しているようである。慶長6(1601)年前後において築城が始まる九州内の城郭の中では、熊本城(熊本藩加藤家) 大天守台石垣(写真8-①)において、下方が直線、天端近くで強い反りをつける、いわゆる「清正流」と呼ばれる独特の勾配を持つものがみられるが、一方で小倉城(小倉藩細川家) 天守台石垣(写真8-②)のようにほぼ直線的な勾配を持つものも同時に存



①熊本城大天守台石垣 (熊本藩加藤家)



②小倉城天守台石垣 (小倉藩細川家)

※天端より 5 石程は積み直し

写真8 熊本城・小倉城の慶長期石垣

在する。この時期、反りがみられず、ほぼ直線勾配となる石垣を持つ城郭としては、他に細川期中津城（慶長9 [1604]年改修）・日出城（豊後日出：慶長6 [1601]年～7 [1602]年）・府内城（豊後府内：慶長2 [1597]年～7 [1602]年頃）・唐津城（肥前唐津：慶長7 [1602]年～13 [1608]年頃）などがみられる。関ヶ原の戦い直後、一斉に築城が始まった九州各地域における主要城郭においては、特にその始築期段階では反りを持たないものが多いといえ、慶長6 (1601)年の福岡城始築期からの反りの存在は、加藤家熊本城と並んで技術的な先進性を認めることができる。黒田家普請石垣においては、既に2期の機張倭城隅角部の一部で反りの萌芽が現れており、文禄期以来、技術的独自性として保持・発展させてきたものと考えられる。おそらくは、文禄・慶長の役における肥前名護屋城・倭城築城に伴う技術交流を契機としたものではなかろうか。

三つ目は5期・6期の隅角部構造において、角石・角脇石が築石部と咬み合わず、それぞれ独立している点である。これは角脇石と上下の角石の石尻が揃うことで、築石部との間に縦目地に入る様であり、視覚的には角石の長方体化・角脇石石面の方形化、石面表面への入念なノミ調整と相まって整美な仕上がりになる（写真6 尾張名古屋城丁場例）ものではあるが、築石部との当たりが弱くなるとの観点では、構造的な脆弱さも感じられる。このような「隅角部の築石部からの独立化」は福岡城III期段階から顕在化してきており、尾張名古屋城を経て、5期の大坂城公儀普請箇所における隅角部石材の切石化・大型化でも顕著に観察され、技法的に継承されているようにみえる。

では、この特徴が黒田家の技術として独自性が高いものとみなせるのか、まず名古屋城普請における他藩の丁場との比較を示した（写真9）。ここでは角石の石尻及び角脇石と築石の境をそれぞれラインで結んで図示しており、両方のラインの間隔が狭くなり重なりが多いほど隅角部の築石部との間の目地が通りやすく、隅角部の独立性が高いとみなせる。②～⑥の各普請場を比べてみると、②～④ではライン同士の間隔が広く、つまりは角石の石尻が角脇石より大きく伸びて築石部と咬み合って一体化している。また⑤・⑥はライン同士の間隔がより狭くはみえるが、まだ築石部との咬み合いはみられるほか、⑤などでは角石の石尻が真っ直ぐ裁断されず不整形なものが目立つ。一方、①の黒田家丁場では基本的にラインが重なり、一部膨らみがみえる部分（矢印の部分）も、よく見れば角脇石が2石配置されており、その左辺は同様に上下の角石石尻と揃っている（目地が通る=隅角部が独立化している）のである。①の黒田家丁場は二之門虎口の橋台石垣であり、②～⑥の箇所より高さが低い一方、城内でも目立つ部分であり、より見栄えが重視された箇所とも推定される。それ故、隅角部を築

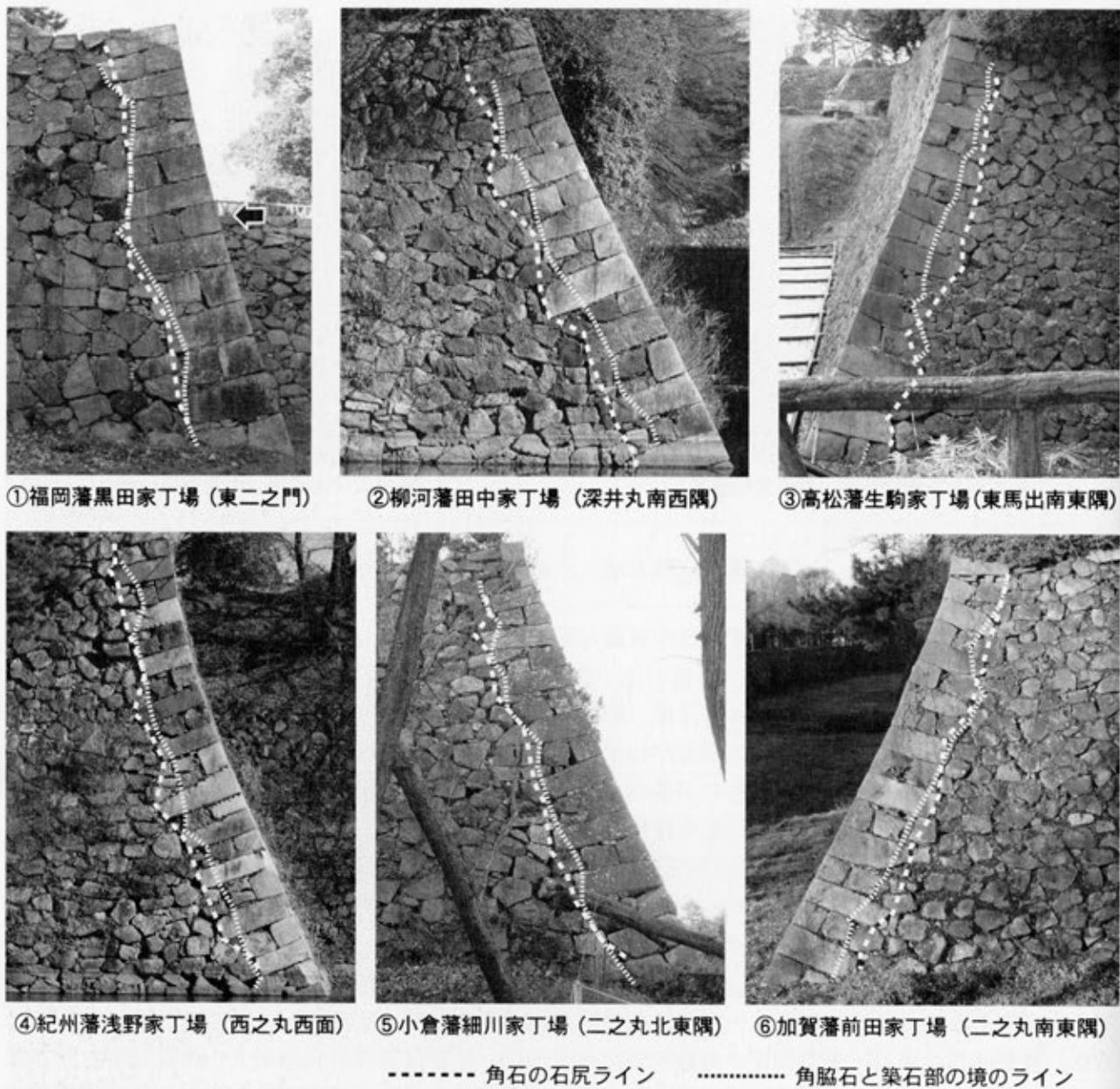


写真9 尾張名古屋城石垣における比較図

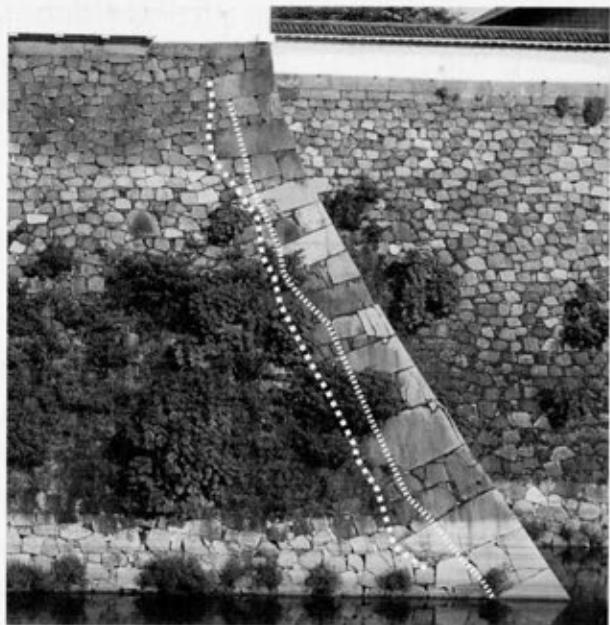
石部から独立化させて見せることは、その石面に施される丁寧な調整と一連の目的であり、意匠的な意図も大きかったのではなかろうか。

次に写真10は大坂城1期における隅角部を比較したもので、①の黒田家丁場では二つのラインはほぼ重複し、縦目地が顕著である。②は隣接する加藤家丁場であるが、角石には石面が不整形な大石を意図的に用いて自由度の高い配石を行っており、よって石尻ラインは不規則な出入りを描いている。また③の細川家丁場では二つのラインはほぼ一定の間隔を保って天端から下部へと続いているが、これは角石の控えを角脇石より長く引き、角石の長さを際立たせることに留意して積まれた結果であろうか。なお④の加賀前田家丁場では前二者よりも隅角部と築石部の間の目地が通ってみえ、隅角部の独立化が窺える。大坂城1期における前田家丁場のその他の箇所でも隅角部と築石部の境界では縦目地が目立つように観察され、前田家の技術的特徴の一つとして指摘できるかもしれない。

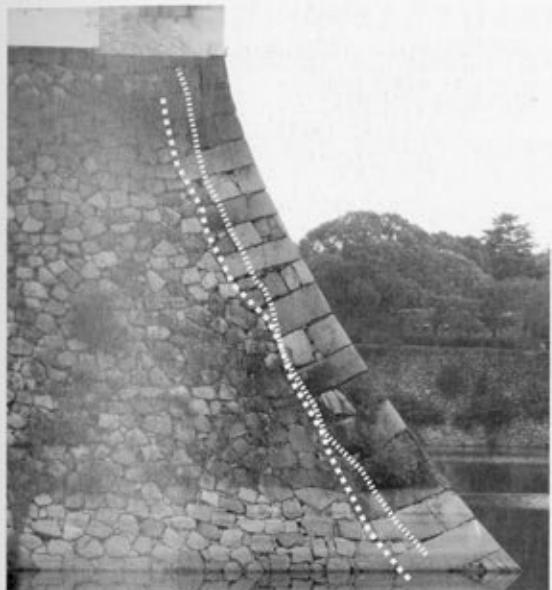
以上みたように、黒田家普請箇所における「隅角部独立化」の特徴は、5期から6期を通じて認められ、さらには他家の構築技術と比較しても独自性の高い特徴として位置付けることができる。その



①福岡藩黒田家丁場（西外堀）



②熊本藩加藤家丁場（西外堀）



③小倉藩細川家丁場（西外堀）



④〔参考〕加賀藩前田家丁場（東外堀）

----- 角石の石尻ライン 角脇石と築石部の境のライン

写真10 德川大坂城1期石垣における比較

成立経緯についてはまだ検討不足であるが、縦目地が生じる理由は角脇石の大きさ（幅）が角石長辺のおおよそ $1/2$ に揃えられているためにほかならず、石材調達における規格性の厳密化と関連するものかもしれない。黒田家の石垣普請関連史料の中には石材規格化の徹底に関する記述が多く、「黒田長政が、角石と角脇石の個数と大きさ（寸法）を具体的に明記して石場へ指示したケース」⁽²⁹⁾や、「黒田長政が石の見本を石丁場に送りそのとおりに割らせ・・・石丁場で割る石を一定の大きさに統一させようとした・・・」⁽³⁰⁾など、資材管理・施工監理について長政直々による指示がみられる。一方、「小河（穴太）長右衛門」「理右衛門」⁽³¹⁾ら穴太の役割りは、「石切りに関する指示」、「角石に関する強度の判定」、「他大名との丁場境目に関する調整」⁽³²⁾など普請場における諸事の監督であるとされる。

よって、特に公儀普請に関して、現存する遺構より黒田家の石垣構築技術体系を考えるにあたっては、現場の施工を行う穴太ら石垣技能者の技術的特徴という観点だけでなく、発注者（長政ら）の意思に基づく直接的な指示が反映されている可能性も考慮する必要があると考えられる。

5. おわりに

以上、筑前黒田家関連城郭についての石垣普請に着目し、その変遷と画期をみていくことで、全国的な近世城郭石垣様式の変遷との比較を行い、さらに黒田家の石垣構築における技術的特徴について抽出を試みた。その結果、①福岡城始築期石垣における、算木積みと控えの短い角石を組み合わせた隅角部構造、②九州においては先進的な反りの導入、③慶長後半期頃から成立していく隅角部の築石部からの独立化といった点などが、その特徴として指摘できた。このうち、③の「隅角部の独立化」については各地の近世城郭石垣において事例がみられ、直ちに黒田家オリジナルと位置付けることは早急であるが、技術的系譜として続く点については特に注目したい。

一方で留意すべきは資料評価の問題がある。本稿では黒田家の石垣構築技術の変遷と特徴を、普請に関わった関連城郭、及び公儀普請においては丁場割図より推定される担当丁場を時系列に並べることで分析・検討を進めてきた。これは全国的な石垣様式の変遷の中から個々の技術的特徴やその系譜を辿るにあたって不可欠な作業であるが、丁場割図を現存遺構に当てはめて考える際には、普請に関わる一次史料との比較（註26の事例など）などと合わせ検証を行うことが同時に重要である。また、今回は後世の大規模な改修が現状で観察されないもの、あるいは調査により改修範囲が把握できた遺構（中津城南西石垣など）を対象として取り上げたが、改修の有無の実際については十分に検証できたとは言い難く、これらは本稿に限らず近世城郭石垣研究を進めていく上で避けることの出来ない課題である。

今回は筑前黒田家に着目したが、今後は同じく九州における主要大名である熊本藩加藤家・小倉藩細川家における石垣構築技術、あるいは九州外の大名との比較検討など、クロスチェックも同時に行なながら考えていくことが求められよう。特に加賀前田家については本城（金沢城）における石垣変遷と公儀普請との検討が試みられており⁽³³⁾、また改修に関わる文献史料も多く、上述の課題を考える上でも大いに参考としていきたい。

[謝辞] 本稿の執筆にあたっては、北垣聰一郎石川県金沢城調査研究所長・木越隆三同副所長より多くの御教示を頂くとともに、所員の皆様より多大な御協力を頂き感謝申し上げます。また、高瀬哲郎氏（元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長）・榎本義嗣氏（福岡市教育委員会）・高崎章子（中津市教育委員会）・松原岳志氏（名古屋城管理事務所）には当該石垣の所見をはじめ、多くの御教示・御助力を頂きました。特に榎本氏・松原氏には御多忙中のところ、調査に同行頂き、多くの御配慮を賜りました。記して感謝申し上げます。

[註]

- (1) 近世城郭石垣様式の変遷についての北垣聰一郎氏による一連の研究に基づく。北垣聰一郎「石垣普請」法政大学出版局ほか
- (2) ①高瀬哲郎「九州における近世城郭の石垣について(その一)」熊本大学文学部考古学研究室創設20周年記念論文集1994
②高瀬哲郎「石垣に残された九州の近世城郭史—九州の城にみる豊臣秀吉の影—」『秀吉と城』2005年度特別企画展図録 佐賀県立名護屋城博物館 2005
- (3) 田中哲雄「城の石垣と堀」『日本の美術12』至文堂 1999, p. 54参照
- (4) 現在、石垣構築技術に関する基本史料の収集が金沢城石垣構築技術等比較研究事業 絵図文献班によって進められている（『金沢城史料叢書7 金沢城石垣構築技術史料1』 石川県金沢城調査研究所 平成20年3月）。

- (5) 「名護屋御座所御普請、黒田甲斐守・小西政津守・加藤主計に仰せいだされ候」(石田正澄〔三成の兄〕より相良長每あて書状)など。
- (6) 小倉城跡の発掘調査では、平成2・3年度に実施された発掘調査により現在みられる細川・小笠原期の石垣に先行する野面積み石垣が発見され、毛利勝信期のものと推定されている。(財団法人北九州市教育文化事業団1997「小倉城跡2」)
- (7) 名島城跡については福岡市教育委員会により、平成2年度、及び平成16~20年度にかけて発掘調査が実施されている。当該地は市街化が著しく現状では遺構をほとんど視認できないが、特に平成20年度の調査では本丸大手に開わる本丸東面石垣や側溝の一部が発見されている。
- (8) 麦島城についてはその詳細については明らかでなかったが、平成8年度に道路建設に伴い八代市教育委員会により発掘調査が実施され、小西期に遡ると推定される本丸・二ノ丸(推定)の石垣等が地表面下から発見されている。
- (9) 加藤清正も天正16(1588)年に肥後國北半部を与えられ入国したが、この天正段階の熊本(古)城の遺構は現存する熊本城内では明らかとなっていない。
- (10) 第2回全国城跡等石垣整備調査研究会事務局2005「中津城」『城跡石垣』集成—第2回全国城跡等石垣整備調査研究会資料集—
- (11) 高瀬哲郎氏・高崎章子氏(中津市教育委員会)の御教示による。
- (12) 北垣聰一郎「2. 平面プランからみた機張倭城とその石積み技術」(『倭城の研究第1号—特集：巨濟島の倭城—』) 城郭談話会1999
- (13) 前掲註(12)文献
- (14) 高瀬哲郎「倭城跡を訪ねて」(『研究紀要第5集』) 佐賀県立名護屋城博物館 1999
- (15) 「豊臣秀吉朱印状」(『島津家文書 文禄2(1593)年5月20日付け』)、『駒井日記』[文禄3(1594)年3月6日1条]、『黒田家譜』など(前掲註12より)
- (16) 『宣祖実録』[宣祖乙未(文禄4年12月)条](前掲註12より)
- (17) 黒田期の名島城については、黒田家家臣名の記載がみられる絵図が現存しており、小早川期の繩張りを改修しながら、福岡城完成までの間、本城として機能していたと推定される。
- (18) 福岡城完成について具体的な年号を記した史料はないが、17世紀後半に貝原益軒によって編纂された『筑前国続風土記 卷之三 福岡』中にみられる記載などから、築城には7年間を要し、慶長12(1607)年頃には主要部分の完成をみたものと理解されている。
- (19) ①福岡市教育委員会「福岡城跡保存整備基本構想」福岡市教育委員会2006
②前掲註(10)「福岡城」
- (20) 福岡城石垣分類B類はA類よりやや時期が下るものとして位置付けられている。前掲註(19)②
- (21・22) 福岡市教育委員会文化財課 櫻本義嗣氏の御教示による。
- (23) 高田祐吉『続・名古屋城叢書2 名古屋城石垣の刻印』名古屋城振興協会 平成11年3月
- (24) 黒田長政印判状写(慶長15年閏二月十二日、小河家文書)『福岡県史(近世史料編 福岡藩初期 上巻282号)』福岡県 昭和57年
- (25) 村川行弘『大坂城の謎 [改訂新版]』学生社2002より
- (26) 加藤家丁場での大石の使用を目にし、見苦しくないよう、石を大きく割って築くことを指示している。「(「野村祐直銀子入増覚書」(元和6年正月十三日、瓜生家文書)前掲註(24)文献 197号
- (27) 前掲註(1)文献
- (28) 「角わき」(「黒田長政書状」[慶長11年四月十五日])『東京市史稿』皇城編第1
「角脇拾貳」(「黒田長政書状」[慶長11年四月二十六日]) 同上
- (29) 白峰旬「二〔解説〕九州諸藩における穴太・石垣普請関係史料リストに関する所見」前掲註(4)文献p.231
- (30) 前掲註(29)文献p.231
- (31) 穴太「小河長右衛門」と並んで「理右衛門」の名がみえる(「黒田長政印判物(慶長11年カ一月八日、三奈木黒田家文書)」)
- (32) 前掲註(29)文献p.227
- (33) 北野博司「金沢城石垣の変遷」『金沢城研究創刊号』石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室

松山城にみる石垣構築技術

楠 寛輝

1. はじめに

石川県金沢城調査研究所では、金沢城最大の魅力である石垣について、その学術的位置づけを全国的な視野で行うため、文献班と考古班を設け、石垣構築技術が特に進展した文禄・慶長期から元和・寛永期にかけてを中心に、全国の近世城郭の石垣との比較研究を続けている。その中で、筆者は考古班の一員として四国の石垣について調査する機会を得たため、今回はそれに伴う最初の報告として、筆者のフィールドとする松山城の石垣の特徴と変遷について所見を述べ、金沢城の石垣との比較のための基礎作業を行うこととした。

2. 松山城の概要

(1) 歴史

松山城は、賤ヶ岳七本槍の一人で、関ヶ原の戦いでの功を受けて伊予国20万石の大名となった加藤嘉明が、慶長7（1602）年、築城に着手したことに始まる。その完成は、寛永4（1627）年、完成間近となっていた松山城を残し、加藤嘉明が40万石の所領を得て会津に転封した後、代わって蒲生忠知が20万石で入封してからと考えられている。築城には実に約26年もの歳月を要したことになる。ただし、その間に、加藤嘉明は大坂冬・夏の陣に出陣し（ただし、冬の陣は江戸城の留守居役を務め、息子の明成が出陣）、名古屋城、徳川大坂城（3期のうち第1・2期）等の天下普請にも加わっており、これらが時間的・技術的な面で自らの居城である松山城の築城に大きく影響していることは、考慮しておく必要があるだろう。

なお、蒲生忠知には嗣子がなく、寛永11（1634）年に忠知病没後に蒲生家は断絶し、一時松山城は大洲藩主加藤泰興らの預かりとなるが、翌寛永12（1635）年、徳川家康の異父兄弟である松平定勝の次男、松平定行が15万石で入封した。それ以降、明治時代を迎えるまで、松山城は松平家の居城として機能した。その間、初代定行が入封直後に五重だった天守を三重に、また4代目定直が、それまで二之丸にあった御殿を三之丸（四国がんセンター跡地）に移すなどの改築が行われた。また、天守が天明4（1784）年に落雷で消失し、嘉永5（1852）年に再建されるなど、建造物、石垣を問わず多くの天災による被害の修理等も幾度となく行われたが、その具体的な内容については不明な点が多い（表1）。

(2) 構造

松山城は、松山平野の中心に所在する独立丘陵勝山の山頂に連立式天守（本壇）を伴う本丸、傾斜の比較的緩い南西山麓に二之丸（現在の二之丸史跡庭園）、三之丸（現在の堀之内公園）が配されており、これら全体が南北の登り石垣（北登り石垣は一部を残して現存せず）と堀（一部は埋め立てられている）で囲まれている。また、傾斜の急な北と東の山麓にも、それぞれ重臣の居住した大規模な北郭（現存せず）と東郭（現在の東雲学園）が配されており、防御性・実用性をとても重視していたことが分かる。この防御性・実用性重視の姿勢は、本丸の周囲が10mを超える高石垣で囲われているだけでなく、出入の鎬角を連続させ、地形的制約と横矢掛という戦略性を上手く両立させていることや、二之丸や本丸周辺、本壇内部の登城道が執拗ほど連続して屈曲するだけでなく、これらと見事に対応して多数の門や櫓等の建造物群が配置されていること、城内の石垣にはほぼ全くと言ってよいほど鏡積

年号	事象
	(中世には「味酒山城」との記述が見られるものの詳細は不明)
天正13(1585)年	河野氏滅亡、小早川隆景、福島正則らによる領有となる
文禄元(1592)年 ～慶長3(1598)年	文禄・慶長の役 ※文禄2(1593)年、加藤嘉明ら安骨浦城築城
慶長5(1600)年	関ヶ原の戦い(加藤嘉明は東軍として参戦、伊予では刈屋口の戦い) 加藤嘉明の領有となる
慶長7(1602)年	加藤嘉明築城工事に着手
慶長8(1603)年	加藤嘉明入城(これより「松山」の名称が用いられるようになる)
慶長15(1610)年	加藤嘉明名古屋城普請に参加
慶長19(1614)年	大坂冬の陣(加藤嘉明江戸城留守居役) 大地震
元和元(1615)年	大坂夏の陣(加藤嘉明徳川方として参戦、豊臣家滅亡) 一国一城令、武家所法度等の発布
元和6(1620)年	加藤嘉明徳川大坂城普請に参加(1回目)
寛永元(1624)年	加藤嘉明徳川大坂城普請に参加(2回目)
寛永2(1625)年	地震
寛永4(1627)年	加藤嘉明会津に転封、蒲生忠知が入封 ※築城工事はこの頃、蒲生の代になって完成
寛永11(1634)年	蒲生家が断絶し、大洲藩主加藤泰興らの預かりとなる
寛永12(1635)年	松平定行(初代)が入封
寛永16(1639)年	松平定行天守を五重から三重に改めるなど大規模な改修工事に着手 ※工事完成は寛永19(1642)年頃 松平定行江戸城本丸再建普請に参加
慶安2(1649)年	地震、松山城郭破損
貞享2(1685)年	地震、松山城郭破損
貞享4(1687)年	松平定直(4代)三之丸御殿が完成し、御殿を二之丸から移す
元禄7(1694)年	松平定直江戸城西之丸普請に参加、西之丸が完成
宝永4(1707)年	大風雨と大地震、松山城郭破損
天明4(1784)年	落雷により天守等焼失
文政3(1820)年	松平定通(11代)天守再建工事に着手するものの頓挫
嘉永元(1848)年	松平定穀(後に勝善、12代)天守再建工事に着手
嘉永5(1852)年	天守再建工事完成
安政元(1854)年	天守再建工事落成式 大地震

表1 松山城年表(城普請及び天災等を中心に)

等の実用性よりも威信性を重視した積みが見られないこと等からも明らかである。このように、松山城は、いわゆる関ヶ原の戦い直後の時代の緊張感を今によく伝えており、加藤期以降、基本的な縄張りの変更はほとんどないものと考えられている。また、東郭のさらに東、城下町の東端には、南北に外堀（埋め立てられている）が配され、総構を構成していた（写真1・2、図1・2）。

このうち、本丸や二之丸を含む勝山の大部分や、三之丸、それを囲む堀の約62haが国指定史跡となっており、石垣はその最大の魅力となっている。また、勝山を包む樹叢は県指定天然記念物となつておらず、天守を含む21棟の建造物が重要文化財となっている。なお、この嘉永5（1852）年に再建された天守は、近世城郭で現存している全国12棟の天守の中で、最も新しいものである。



写真1 松山城本壇（南東より）



写真2 松山城全景（上が北）

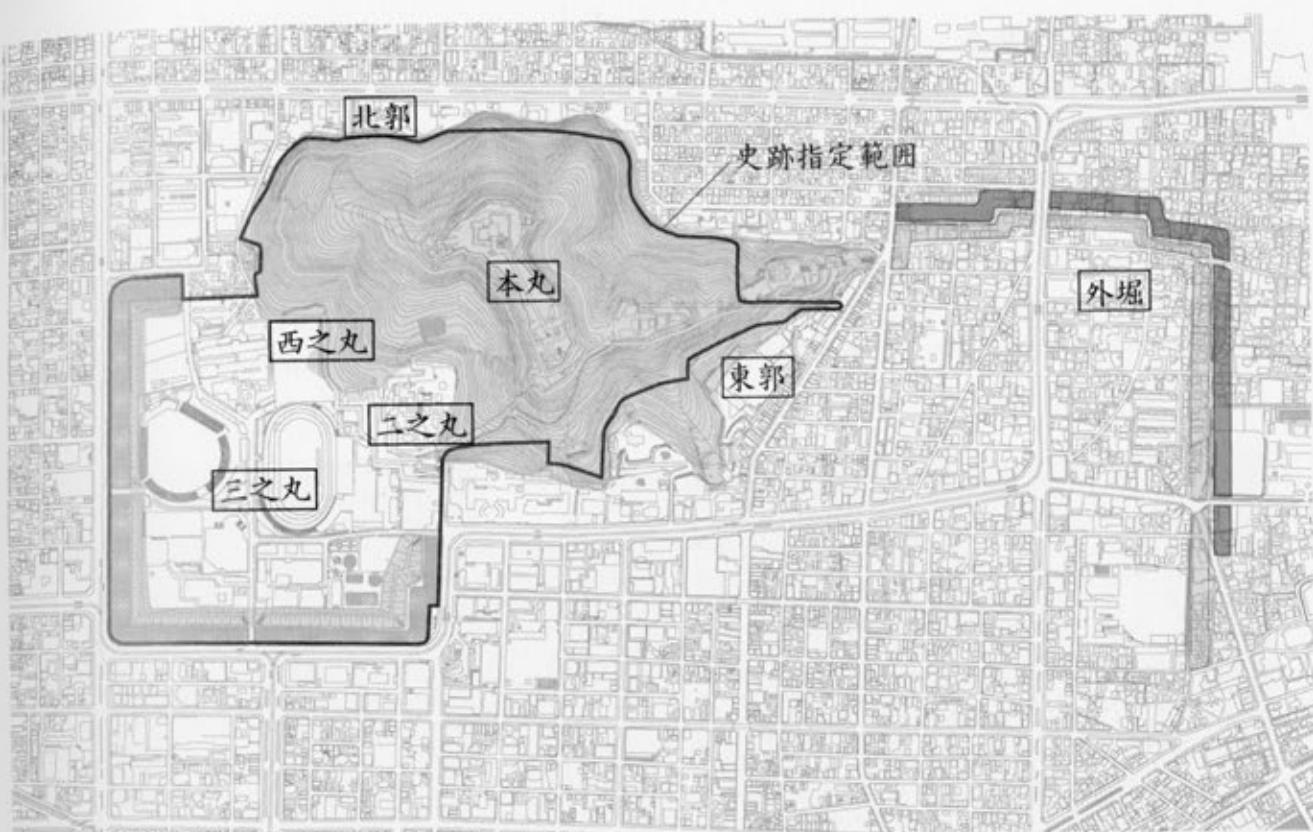


図1 松山城現況図 ※以下、全ての図は上が北



図2 龜郭城秘図（文久4[1864]年、伊予史談会蔵）※松山城編集委員会編1994の付図より転載

3. 松山城の石垣の特徴

(1) 松山城内の石垣

以上の概要を踏まえ、ここからは松山城内に見られる主な石垣について、その特長を述べる。

① 東郭

東郭周囲の石垣にのみ見られる。

勾 配：緩い、直線勾配

隅 角 部：算木積み（一部乱れる）、角石は粗割石で不均質、角脇石は見られない

築 石 部：乱積み、築石は野面石及び粗割石で不均質、間詰石は小型の野面石及び粗割石
石面への調整：隅角部、築石部とも見られない



写真3 隅角部 (北より)



写真4 築石部 (東より)

② 本丸周辺、北登り石垣等

本丸周辺に多く、次の③と並んで、松山城で最も普遍的に見られる。

勾 配：緩い、きつく反る

隅 角 部：算木積み、角石は粗割石で不均質（総じて長いが、艤の加工とともに不揃い）、角脇石
は概ね1石を基本とし不均質、鎬角は粗割石で稜線の削り出しはないかあってもわずか

築 石 部：乱積み（部分的に布積み崩し）、築石は粗割石（一部野面石）で不均質、間詰石は小
型の粗割石（一部野面石）を多用して大きな空隙を埋める

石面への調整：角石の稜線付近に見られるが、角脇石、築石部には基本的に見られない

備 考：面が揃いとて平滑な印象



写真5 本丸周辺隅角部 (東より)



写真6 本丸周辺築石部 (北より)

③二之丸周辺、南登り石垣等

二之丸周辺や南登り石垣等に多く、前の②と並んで、松山城で最も普遍的に見られる。

勾 配：急、反る

隅 角 部：算木積み、角石は粗割石でやや均質化（長さは揃うが艤の加工は不揃い）、角脇石は1石を基本としやや均質化（方形なものが増加）、鎬角は粗割石で稜線の削り出しを行う

築 石 部：布積み崩し（部分的に乱積み）、築石は粗割石（ごく一部野面石）でやや均質、間詰石は小型の粗割石（ごく一部野面石）を多用して大きな空隙を埋める

石面への調整：角石の稜線付近を中心に見られる、角脇石、築石部には部分的に見られる

備 考：面が揃いとても平滑な印象



写真7 二之丸周辺隅角部 (南より)



写真8 二之丸周辺築石部 (南より)

※手前は現代の改修



写真9 北登り石垣 (②) 築石部 (北より)



写真10 南登り石垣 (③) 築石部 (南より)

④本壇北側

本壇の北側を中心に見られる。本壇の東西両面で後述する⑥に切られている。

勾 配：急、反るがやや直線的

隅 角 部：算木積み、角石は割石で精緻化（切石的、ただし艤の加工はやや不揃い）、角脇石は1石を基本とし精緻化（切石的）、鎬角は削り出しを行い小面が伸張

築 石 部：布積み、築石は割石で均質化（高さ、幅が揃う）、間詰石は加工の進んだ大型の割石

が主体

石面への調整：隅角部、築石部ともに普遍的に見られる
備 考：面が揃いとても平滑な印象



写真11 隅角部（北より）



写真12 築石部（西より）
※右上部は⑥



写真13 本丸周辺（②）鎬角
(北より)



写真14 南登り石垣（③）鎬角
(南より)



写真15 本壇北側（④）鎬角
(北より)

⑤大手門西側周辺

大手門西側周辺を中心に見られる。

勾 配：急、反りは弱く直線的

隅 角 部：算木積み、角石は割石で規格化（薄く小さい方形、切石的）、角脇石は1石を基本とし規格化（薄く小さい方形、切石的）

築 石 部：布積み、築石は割石で規格化（薄く小さい方形、切石的）、そのため空隙とそれを埋めるための間詰石は著しく減少

石面への調整：隅角部、築石部ともに普遍的に見られるが粗く、石面は丸みを帯びた印象（胴張り風）に



写真16 隅角部（西より）



写真17 築石部（南より）

⑥本壇南側

本壇の南側を中心に見られる。本壇の東西両面で先述の④を切っている。

勾 配：急、反りは弱く直線的

隅 角 部：算木積み、角石は切石、角脇石は1石を基本とし切石化

築 石 部：布積み、築石は切石、そのため空隙はわずかで間詰石はパネル程度

石面への調整：隅角部、築石部ともに普遍的に見られ、たいへん精緻

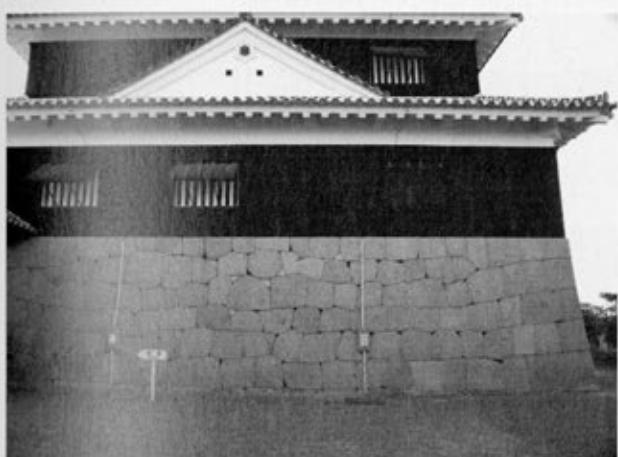


写真18 隅角部（東より）※天守台



写真19 築石部（南より）

(2)関連する他城郭の石垣

次に、上記の松山城内の石垣の年代観を考える上で指標となる、加藤嘉明が築城に関わった他の城郭石垣について、その特長を述べる。

①安骨浦倭城

文禄2（1593）年、文禄の役の際、現在の慶尚南道に脇坂安治らと構築。

勾 配：緩い、直線勾配

隅 角 部：算木積みは成立、角石は粗割石と野面石で不均質、角脇石は見られない

築 石 部：乱積み、築石は野面石と粗割石で不均質、間詰石は小型の野面石や粗割石

石面への調整：隅角部、築石部とも見られない



写真20 隅角部 (高瀬哲郎氏提供)



写真21 築石部 (高瀬哲郎氏提供)

②名古屋城（内堀）

慶長15（1610）年から、加藤嘉明が助役普請の際に担当。

勾 配：急、反るがやや直線的に

隅 角 部：算木積み、角石は粗割石でやや均質（長さは揃うが艤の加工は不揃い）、角脇石は1石を基本とし不均質

築 石 部：乱積み（部分的に布積み崩し）、築石は粗割石（ごく一部に野面石）で不均質、間詰石は小型の粗割石

石面への調整：角石には見られるが、角脇石、築石部には基本的に見られない（部分的なものは一部に見られる）

備 考：面が揃いとても平滑な印象



写真22 加藤嘉明担当丁場 (南西より)



写真23 加藤嘉明担当丁場 (南より)

③徳川大坂城（第1期、外堀）

元和6（1620）年から、加藤嘉明が助役普請の際に担当。

勾 配：急、反るがやや直線的

隅 角 部：算木積み、角石は割石で均質化（長さ、艤の加工も揃い方形化）、角脇石は1石を基

本としやや均質化（方形なものが増加）
築石部：布積み崩し（部分的に布積み）、築石は割石でやや均質化（高さが揃う）、間詰石は加工の進んだ大型の割石が見られるようになる
石面への調整：隅角部、築石部とともに普遍的に見られる
備考：面が揃いとても平滑な印象

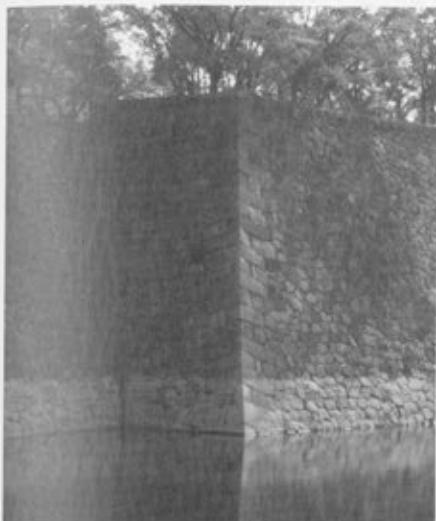


写真24 加藤嘉明担当丁場（北西より）

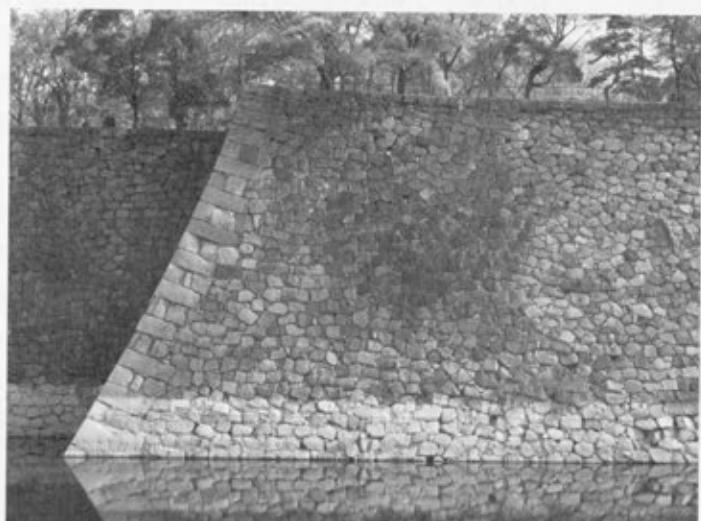


写真25 加藤嘉明担当丁場（西より）

④徳川大坂城（第2期、内堀）

寛永元（1624）年から、加藤嘉明が助役普請の際に担当。
勾配：急、反るがやや直線的
隅角部：算木積み、角石は割石で均質化（長さ、幅の加工も揃い方形化）、角脇石は1石を基本とし均質化（方形化）
築石部：布積み（部分的に乱れる）、築石は割石で均質化（高さ、幅が揃う）、間詰石は加工の進んだ大型の割石が増加
石面への調整：隅角部、築石部とともに普遍的に見られる
備考：面が揃いとても平滑な印象



写真26 加藤嘉明担当丁場（南西より）



写真27 加藤嘉明担当丁場（西より）

(3) 松山城内の石垣の石材

松山城の石垣の石材種別は、ほぼ全て花崗岩である。丁場は未だ確認されていないが、近年松山市が愛媛大学に委託して実施した南登り石垣の石材を対象とした分析によれば、その全てが、花崗岩の中でも石手川上流域に分布する松山花崗閃緑岩である可能性が高いことが分かった（愛媛大学法文学部人文学科内田研究室編2004）。石手川は、松山城築城に合わせて、松山城の所在する勝山南側の城下町の確保と平野南部での新田開発を目的に、現在の位置に付け替えられたとされているが、元は勝山の南麓を西へ流れていたとされており、石材の運搬から考えても、この結果はたいへん理解し易いものである。なお、現在でも松山平野沿岸部では松山城の石垣とよく似た花崗岩の露頭が見られるが、これらはトーナル岩質岩帯に属しており、石垣石材とは区別されるとのことであった。ただし、改修に当たっては、興居島や高浜といった石手川下流の松山平野沿岸域から運んだとも言われており、また、松山城の石垣に使用された石材量が膨大であることも考え合わせると、使用頻度が低く分析対象から漏れただけの可能性もあり、現段階でこれらが全く用いられなかつたとするのは時期尚早であろう。また、ごく一部含まれる礫岩は、先の分析によると勝山の和泉層群に含まれるもの可能性が高いとのことであり、これらは築城工事の際に産出し、再利用されたものであろう。



写真28 松山平野沿岸部（白石ノ鼻）
花崗岩露頭状況（東より）

4. 松山城石垣の変遷

ここからは、以上の各石垣の特徴を踏まえ、松山城内の石垣①～⑥（以下、「城内①～⑥」）の年代観について考える。

まず、そのベースとなる事実を順に確認していく。第1点目は、今回見てきた石垣を比較するにあたり、関連①の安骨浦倭城のみ石材は不明だが、他の石垣の石材は全て花崗岩であり、石材の違いによる加工への影響を考慮する必要がないことである。第2点目は、関連する他城郭の石垣①～④（以下、「関連①～④」）については、先に述べたようにそれぞれの石垣が構築された年代が押さえられており、関連①～④の順で時期が下ることである。第3点目は、これらの多くが、多数の大名が参加した天下普請であり、関連④の徳川大坂城の第2期では隅角部の整った算木積みや築石部の布積みが普遍化し、大名間の差が縮小する（なお、加藤嘉明は参加していないが、関連④の直後の寛永5（1628）年からの徳川大坂城第3期では、隅角部の整った算木積みや築石部の布積みがより徹底され、担当大名間の違いがほとんど確認できないほど斉一化する）ことから、公儀穴太の技術指導や大名間での技術交流の存在が想定されることである。その上で、第4点目として、一般的に言われているように、文禄・慶長期から元和・寛永期にかけて、勾配は急となり、反りを伴うようになるとともに、隅角部は角脇石を伴った整った算木積みへ、築石部については野面石や粗割石の乱積みから割石の布積みへ

という変化は、ここでも確認されるということである。

その上で、城内①～⑥について考えると、まず城内①は、東郭の周囲にのみ見られ、文禄2（1593）年の関連①安骨浦倭城との類似点も多く、勾配が直線勾配で、野面石が主体であること等、他②～⑥と比べて明らかに古い特徴を有していることから、松山城の築城が始まった慶長7（1602）年頃の松山城で最も古い段階の石垣と考えた。

城内②と③は、松山城の中で最も普遍的に見られる石垣で類似点も多いが、城内③の方が隅角部、築石部ともやや石材への加工が進んでおり、城内②に比べやや時期が下ると考えた。また、特に城内③は慶長15（1610）年の関連②の名古屋城との類似性が高い。これらのことから、これらは関連②と前後する、慶長中頃～元和前半頃までの時期の石垣と考えた。いずれにせよ、加藤嘉明による築城段階の典型的な石垣である可能性が高い。

城内④は、本壇北側を中心に見られ、寛永元（1624）年の関連④大坂城第2期と類似しているものの、関連④で増加する加工の進んだ大型の割石による間詰石が、関連④よりも更に目立つ点等から考えて、関連④よりも時期がやや下ると考えた。一方、この本壇は、加藤嘉明により構築された後、松平定行入封直後の寛永16（1639）年から、天守を五重から三重へ改める等、大規模に改修されたことが分かっている。また、この部分に含まれる天神櫓台の石垣は、加藤期や蒲生期と考えられる絵図（図3・4）には見られず、この松平期になってから加えられたものである可能性が高い（図5）。それらを踏まえ、この天神櫓台石垣と本壇の築石部が接する入角部を観察すると、両側の石材が交互に重なり合って積まれ（写真29）、両者が同時に施工されたこと（=天神櫓台石垣部分だけを後補したわけではないこと）は明らかであり、城内④の石垣は、松平定行入封直後、本壇に大規模な改修工事を行ったとされる寛永16（1639）年頃の石垣であると考えられる。

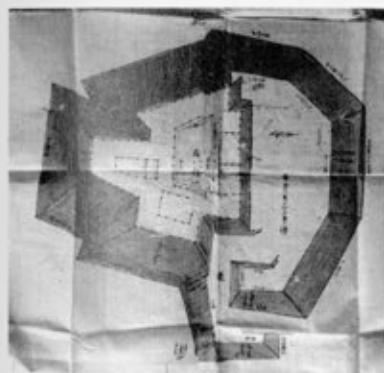


図3 松山城本丸の図
(部分、加藤期、甲賀市水口図書館蔵)

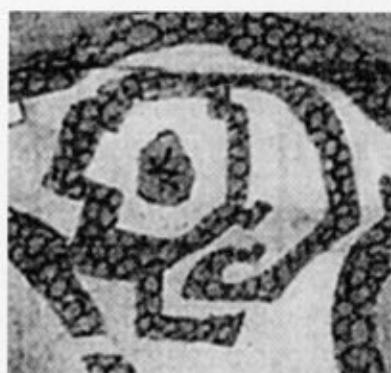


図4 蒲生家伊予松山在城之節
郭中屋敷割之図
(部分、寛永4-9[1627-32]年、愛媛県歴史文化博物館蔵)



図5 龜郭城秘図
(部分、文久4[1864]年、伊豫史談会蔵)

※図3は若松城天守閣郷土博物館編2007より、図4は愛媛県歴史文化博物館編2008より、図5は松山城編集委員会編1994の付図より修正転載

城内⑤は大手門西側石垣にのみ見られ、隅角部も築石部も割石で規格化され（薄く小さい方形、切石的）、空隙やそれを埋める間詰め石が著しく少ない一方、石面への調整は粗く、石面は丸みを帯びている。これらの特長から考えて、寛永期よりもかなり下るものと考えられるが、この部分は、延享5（1748）年の銘のある伊豫国松山城石垣傾損之覚に、朱書きで八間半の石垣が破損した旨の記述があり（図6）、これらのことから、18世紀中頃以降に改修された石垣であると考えられる。なお、文化3（1806）年に松山藩の寺社奉行が施工したと伝えられている、西条市丹原の西山興隆寺の石垣が、石材が薄く小さく規格化され、石面への調整は粗く、石面が丸みを帯びており（写真30）、城内⑤とよく

似ていることも、この考え方の妥当性を補強するものであろう。

最後の城内⑥は本壇南側に見られ、隅角部、築石部とも全て切石で、豆矢痕もわずかながら確認されるなど、城内①～⑤と比べて明らかに新しい特徴を有しており、また、先述の城内④を切って積まれている。天守等は天明4（1784）年に落雷で焼失した後、嘉永5（1852）年に再建されるが、この部分は、その再建工事に合わせて実施した石垣改修部分を示していると考えられている松山城本壇石垣修理計画図とほぼ重なっており（図7）、これらのことから、19世紀中頃に改修された石垣であると考えられる。



写真29 本壇天神櫓台石垣入角部（南東より）



図6 伊豫国松山城石垣傾損之覚
(部分、延享5[1748]年、松山市役所蔵)



写真30 西山興隆寺石垣（南東より）

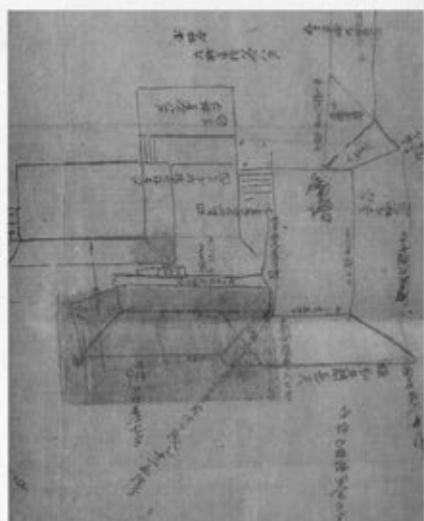


図7 松山城本壇石垣修理計画図
(部分、近藤・豊島家文書)

※図7は、松山市史編集委員会編 1988の付図を修正転載

以上をまとめると、城内①～⑥はその順で年代が下り、城内①～③が加藤嘉明による17世紀前半の築城段階、城内④～⑥は松平期で、城内④が17世紀中頃、同⑤が18世紀中頃、同⑥が19世紀中頃と考えられる（表2）。

石垣種別	勾配	積み方	隅角部		角脇石		鋪角部		築石部		時期	
			石材種別	表面調整	数・傾向	表面調整	積み方	石材種別	表面調整	間詰石		
関連① 安骨浦城	緩直線勾配	(算木積み)	粗割石 野面石	×	×	?	乱積み	野面石 粗割石	×	野面、粗割石	文祿2 (1593)	
城内① 東郭	緩直線勾配	算木積み (一部乱れる)	割石	×	×	-	乱積み	野面石 粗割石	×	野面、粗割石	慶長7～ (1602～)	
城内② 本丸周辺 北登り石垣	緩強く反る	算木積み (長、鱗とも 不揃)	粗割石	稜線付近 のみ	(1)・粗割石 不均質	×	× 短	乱積み (一部布積み崩し)	粗割石 野面石	×	粗割石 (面が揃い平滑な印象)	慶長中頃～ 後半
関連② 名古屋城	急反る	算木積み	粗割石 (や規格化)	普遍的	1・粗割石 やや均質	×	-	乱積み (一部布積み崩し)	粗割石 (野面石)	×	粗割石 (面が揃い平滑な印象)	慶長15～ (1610～)
城内③ 二之丸周辺 南登り石垣	急反る	算木積み	粗割石 (長揃、鱗不揃)	稜線付近 を中心	1・粗割石 やや均質	×	短	布積み崩し (一部乱積み)	粗割石 (野面石)	×	粗割石 (面が揃い平滑な印象)	慶長後半～ 元和前半
関連③ 徳川大坂城 第1期	急反る (やや直線的)	算木積み	割石 (規格化)	普遍的	1・割石 やや均質	普通的	-	布積み崩し (一部布積み)	割石	普遍的	加工された大型割石が 出現 (面が揃い平滑な印象)	元和6～ (1620～)
関連④ 徳川大坂城 第2期	急反る (やや直線的)	算木積み	割石 (規格化)	普遍的	1・割石 均質	普通的	-	布積み崩し (一部布積み)	割石	普遍的	加工された大型割石が 増加 (面が揃い平滑な印象)	寛永元～ (1624～)
城内④ 本壇北側	急反る (やや直線的)	算木積み	割石 (切石的)	普遍的	1・割石 (切石的)	普遍的	長	布積み	割石 (切石的)	普遍的	加工された大型割石が 主體 (面が揃い平滑な印象)	寛永16～ (1639～)
城内⑤ 大手門西側	急弱く反る (直線的)	算木積み	割石 (切石的) ※薄+小	普遍的 (粗い)	1・割石 (切石的) ※薄+小	普遍的 (粗い)	-	布積み	割石 (切石的) ※薄+小	普遍的 (粗い)	空隙・間詰石とも 著しく減少	延享5～ (1748～)
城内⑥ 本壇南側	急弱く反る (直線的)	算木積み	切石	普遍的 (精緻)	1・切石	普遍的 (精緻)	-	布積み	切石	普遍的 (精緻)	空隙わずかでバネリ程度	嘉永元年～ (1848～)

表2 松山城及び関連城郭の石垣について（まとめ）

5. おわりに

以上、松山城の石垣の特徴とその変遷について、試案を述べてみた。松山城の石垣は膨大で、まだ加えるべき石垣はいくつもあるように思われるだけでなく、石垣の測量がまだ途中段階であることや、文献・絵図等の悉皆調査といった基本的な作業が行われていないこと、また、筆者自身の不勉強もあり、この試案は、形式学的・定性的な側面を中心とした、決して十分と言えるものではない。しかしながら、今まで松山城の石垣についてはまとまった研究がなされておらず、今後の研究の叩き台は提示できたのではないかと考えている。

そのため、このような段階で松山城の石垣の変遷の要因について、結論めいたことを述べるのは次期尚早だが、現段階では、全国的な近世城郭の石垣の変遷と、松山城の石垣の変遷が概ね一致することや、加藤家、蒲生家に續く松平家の230年を越える治世の間でも石垣の積み方が大きく変化していることから、大名の交替の影響等よりは、時代や流行の変化、それに伴う職人の技術の変化の影響が主であろうと考えている。ただし、これは、先にも少し触れたが、一国一城令や武家諸法度等で城普請が大きく減少する中で、主に天下普請等の影響で全国的に技術が均質化する寛永期以降の話であり、城普請の盛んな元和期までは、全国的にも大名間（その配下の職人間）での差は大きい。例えば、元和期までの前田家の金沢城や前田家が担当した天下普請の丁場と、加藤嘉明の松山城や加藤嘉明の担当した天下普請の丁場とでは、これは加藤嘉明に限らず秀吉恩顧の西国大名に概ね共通することだが、特に築石部の石積みは、加藤嘉明をはじめとする西国大名の方が特段に平滑であり、布積みへの志向等とともに、そこには明瞭な差異が見受けられる。また、全国各地の近世城郭で見られるように、江戸時代を通じて、石材の違いは、石垣に決定的な影響を与え続けており、その差異の最大の要因であり続けることも忘れてはならない。

四国には、たいへん個性的な近世城郭、石垣がまだ数多く残されている。今後は、今回の松山城をベースに対象を順次広げるとともに、それらを踏まえて、より広い視野での金沢の石垣の位置づけについて、述べられるよう努力していきたい。

（参考文献）

- 足立重信公三百五十年祭実行委員会編 1974 『足立重信と松山』 松山市役所
伊豫史談会 1930 『加藤嘉明公』 松山市役所
愛媛大学法文学部人文学科内田研究室編 2004 『松山城登り石垣調査報告書』
2007 『松山城登り石垣調査報告書Ⅱ』
愛媛県歴史文化博物館編 2008 平成20年度特別展図録『掘り出されたえひめの江戸時代－くらし百花繚乱－』 愛媛県歴史文化博物館
北垣聰一郎 1987 『石垣普請』 法政大学出版局
児玉幸多・坪井清足監修 1980 『日本城郭体系 第16巻 大分・宮崎・愛媛』 新人物往来社
東雲書店 1981 『郷土古資料集（一）松山古地図』
松山城編集委員会編 1994 『松山城 増補5版』 松山市観光協会
松山市史編集委員会編 1988 『松山市資料集 第13巻』 松山市役所
1993 『松山市史 第2巻』 松山市役所
1995 『松山市史 第5巻』 松山市役所
三浦正幸 1999 『城の鑑賞基礎知識』 至文堂
森田克行 2000 「城の石垣」『考古学による日本の歴史 6 戦争』135-146頁 雄山閣
柳原多美雄 1966 「松山城の築城について」『伊豫史談 182号』1-4頁 伊豫史談会
若松城天守閣郷土博物館編 2007 平成19年度夏季企画展図録『戦国武将 加藤嘉明』（財）会津若松市観光公社

文化期金沢城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察 —『御造営方日並記』の内容分析から—

白峰 旬

はじめに

文化5年（1808）～同7年（1810）の金沢城二の丸再建において造営奉行を勤めた高畠厚定の公務日誌である『御造営方日並記』（金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵）⁽¹⁾には、同城二の丸再建工事の内容について、その実態が詳細に記載されている。筆者はすでに、『御造営方日並記』をもとに、同城二の丸再建における石材調達等に関する考察を論文として発表したが⁽²⁾、本稿では、同城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察をおこなうこととする。

これまでの城郭史研究においては、城郭普請期間中における労務管理について、普請法度など断片的史料に関する考察はあるものの⁽³⁾、『御造営方日並記』のように工事期間中を通して労務管理の実態を詳細に把握できる史料は稀有な例であり、その内容を考察することは有意義であると言えよう。よって、本稿では、『御造営方日並記』に記された多くの事例をもとに、労務管理の実態を具体的に検討していきたい。

なお、先行研究という点では、すでに荒木澄子氏が『御造営方日並記』の史料紹介という形で、「『御造営方日並記』にみる大工の諸相」として、8項目の分類をおこない、その中で「大工への賞罰・作料」、「怪我・やまいの治療」の2点から『御造営方日並記』の関係箇所を史料引用しているが⁽⁴⁾、史料引用のみにとどまり、具体的な分析はされていないので、本稿における分析は実質的には最初の試みということになる。

1. 労務管理の実態

造営方役所が普請場や作事場で多くの諸職人を使って工事を遂行するには、当然、規律・統制を徹底させる必要があった。造営方役所が諸職人の規律違反にどのような対応をとったのか、あるいは、モノやヒトの管理をどのようにおこなったのか、といった問題を検討するため、『御造営方日並記』における労務管理に関する種々の記事について、以下のように分類をおこなって検討していきたい。

【A】遅刻（遅参）

大工の遅刻に関する記事は多く、18例見られる。遅刻を監視するのは歩横目であり（上-58、150頁）、造営奉行に遅刻の報告をするのも歩横目の役割であった⁽⁵⁾。遅刻者の中でも遅刻が重なるなど程度のひどい大工については、名前を特定して歩横目が造営奉行に報告した（上-57、288～289、322～323頁）。

遅刻した大工の処罰としては、その日の増歩⁽⁶⁾を取り上げた⁽⁷⁾、肝煎を呼び出して厳重に申し付けた（上-288～289頁）、棟梁の方で糺すように造営方内作事奉行へ指示した（上-301頁）、再度遅刻すれば指し除けるように造営方内作事奉行へ指示した（上-324頁）、などがあり、増歩の取り上げがケースとしては最も多かったことがわかる。処罰の段階としては、厳重注意→増歩の取り上げ→指し除け（=役儀からの除外）、というようになっていたようである（上-289、323～324、337～338頁）。

遅刻の刻限としては、五つ（午前8時頃）（上-57、150頁）、六つ半（午前7時頃）（上-87、373頁）に出勤してきて遅刻と見なされているので、大工の定時の出勤時間はそれよりも早い刻限ということになり、明六つ（午前6時頃）が定時の出勤時間であったのかも知れない。

本来よりも六つの鐘が早く撞かれたため増歩の取り上げを半分に減額したケース（上-323頁）や、本来よりも六つ半の鐘が早く撞かれたため遅刻の大工が多く出たケース（下-58頁）もあった。西丁口門を六つ半を過ぎて通過したケースを遅刻と見なしているので（上-373頁）、大工の出勤ルートと

して西丁口門を六つ半以前に通過しないといけなかったことがわかる。

【B】仕事中の内職

大工が仕事中に内職をしていたことが見つかり処罰されたケースが2例ある。馬場先丁場で10人くらいの町方大工が小細工をしていたところ、人の陰で滑川大工が砥台を作成していたことが算用者の見回りで発覚して、棟梁が咎められた（上-19頁）。また、本吉大工の与三兵衛は、休み時間以外の時に、墨壺を拵えていたことが歩横目の見回りで見つかり、宿料を当分取り上げられた（下-81頁）。

【C】仕事中の勝手な外出

『御造営方日並記』には「御門外」と表記されているが、その文脈から推測すると、「御門外」とは仕事中の勝手な外出を意味すると思われる。町方手合いの日用がみだりに「御門外」をして不届きである、として町奉行へ預けられた（上-109、114頁）ほか、板批が御用中に「御門外」をして不届きである、として叱りおかれたケース（上-128頁）がある。

【D】休み時間以外の勝手な休憩（いわゆるサボリ）など

木持人足3人が休み時間以外の時間に御広式の閑所のうしろで休んでいたほか、木の持ち運びにも怠慢だったため、その日は賃銀を半分に減らされた（上-94頁）。大工が休み時間以外の時間に釜小屋へ行ったため普請所へ出ることを禁止された（上-176頁）。町方日用が休み時間以外の時間に鉄砲狭間へ入って隠れ、寝ていたため、日用御用から除外された（上-238頁）。作事方日用手合いの太助は休み時間以外の時間に「人遠之所」へ隠れて休んでいたため、以後、指し除けを命じられ造営方から除外された（上-328頁）。

このように休み時間以外の勝手な休憩に対する処罰としては、賃金の半減や以後御用から除外されたことがわかる。

また、木挽5人がことわりなく、その場に居合わせなかたため処罰されたケース（上-213頁）や、日用3人が「読之節」（点呼の意味か？）に作事定場より出ていたのを歩横目が見とがめて指し除けを命じられたケース（上-260頁）があり、これらは勝手に持ち場を離れたケースということになる。

【E】窃盜

造営方日用が御普請所にある鉸を2、3本、あるいは5、6本ずつ合計43本盗み取って禁牢を命じられたケースがあった（下-221～222頁）。その後、鉸43本は内作事方へ返却された。

【F】作事道具などの紛失

大工が道服（袴羽織1枚）を紛失した（上-30、32頁）、左官が「壁チヨロ織珠数入目」を紛失した（上-54頁）、芥の中から1尺の曲尺1挺が出てきた（上-91、96頁）、大工が上棟式の人込みの中で脇差を紛失した（上-161、181、182頁）、裏式台の芥の中から鉈^{なた}が出てきた（上-217頁）、大工の鋸1挺が紛失した（上-309、311頁）、曲尺2挺が紛失した（上-376、381頁）、大工が曲尺1挺を紛失した（下-65、67～68頁）、表式台前の芥の中から鉋^{かんな}1挺が出た（下-100頁）、菱櫓の大工小屋の道具を入れるところで鍬3挺・鶴はし3挺・鎌4挺・鉸30挺・縁取6枚が紛失していることがわかった（下-227～228頁）、四十間（長屋跡の）続きの道具を置くところで鍬3挺・鶴はし3挺・鎌4挺・鉸30挺・縁取6枚が紛失していることがわかった（下-242頁）、菱櫓の足代を取り払った時に日用が堀へ山刀1挺を落として紛失した（下-349頁）、などのケースがあった。

これらの紛失の届けは作事奉行から造営奉行に紙面で報告され、その紙面に造営奉行が奥書をして城代へ報告された⁽⁸⁾。よって、これら作事関係の道具の紛失は作事奉行だけでなく造営奉行や城代も把握していたことがわかる。その意味では、作事の現場関係者だけでなく、造営奉行や城代も道具の管理に注意を払っていたことが理解できる。

なお、大工1人が曲尺1挺（長さ1尺5寸）を紛失した際には、人払い（退去の意味か？）の時、1尺5寸の曲尺を持参している者はすべて差し止め、曲尺を取り上げて、紛失したその大工に見分させたように（下-65頁）、紛失物の発見に徹底した対応をとったケースもあった。

【G】火の元の注意

作事の現場では火事になる危険があったため、火の元には十分な注意が払われた。例えば、諸職人のたばこ呑所も特定の場所が決められていて、足軽が火の番として立っていた⁽⁹⁾。たばこ呑所の具体的な場所としては、御広式（二の丸）下部屋向いの物置処（上-114頁）、河北門外（上-280頁）、二の丸（上-280頁）、桐木門の付近（下-133頁）、元細工所の囲いの内（下-133頁）、二の丸大工丁場（下-280頁）、菱櫓下（下-309頁）であり、大きく分けると二の丸と新丸にそれぞれたばこ呑所が設置されていたことがわかる。つまり、当時、二の丸と新丸では多くの諸職人が作業をしていて、そのため、たばこ呑所を設置する必要があった、ということなのであろう。

火の元の注意に関する記事は以下のようになる。松の間の石場懸りの石屋八兵衛は、たばこ呑所において火の元に不行き届きがあり処罰された（上-114、121頁）、火の取り扱いについて造営奉行より城代へ報告し、歩横目へも指示した（上-283頁）、実検の間での焼小手の使用に際して、当初、石切小屋⁽¹⁰⁾にて火を取り扱っていたが、危ないので実検の間の閑所の土間で火を取り扱うことにした（下-148頁）、実検の間、虎の間等で火を取り扱う旨を造営奉行から城代、横目へ報告した（下-168頁）、御書物所等の壁に焼小手を使うのに際して、火を取り扱うことを造営奉行から城代へ報告し、歩横目等へ申し渡した（下-169頁）、越後屋敷における鉛延板の拵え所に火の番人が置かれていた（下-205頁）、御造営方小屋々々等の火の元を厳重に申し渡すように藩主斉広より命じられた（下-205頁）、棟梁の市之助等は火の元のことについて不行き届きがあり役儀を指し除けことになった（下-255頁）、などである。

これらの諸事例を見ると、火の元について不行き届きがあった者は処罰され、棟梁の市之助等のように役儀指し除けという厳罰を受けること也有ったことがわかる。また、焼小手など火を取り扱う場合はその場所も含めて造営奉行、城代が把握していたことがわかる。

【H】始業時間・休憩時間・終業時間

始業時間については、遅刻問題との関連から明六つ（午前6時頃）が定時の出勤時間であったのかも知れない、と前述したが、その証左として、卯辰山の山火事により始業が遅れた日には、大工や人夫は六つ半（午前7時頃）過ぎに仕事にとりかかったことから（上-377頁）、定時の始業時間はそれよりも早い時刻であったことになり、その意味からも明六つが始業時間であった可能性が高い。

休憩時間は、午前は四つ（午前10時頃）（上-198頁）、昼は九つ（12時頃）（上-198頁）、午後は八つ（午後2時頃）（下-295頁）、というように3回あった。休む場所としては、休息所があった（下-295頁）。なお、休憩時間に入ったため、日用が運搬作業中の銅の延板一荷を河北門外の往来に放置して休息所へ行ったため処罰されたケースがあるので（下-295頁）、休憩時間と言えども、作業の途中放棄は許されなかったことがわかる。

終業時間については、藩主斉広の二の丸御殿への移徙（文化6年4月26日）以前の4月3日に、藩主の移徙までは諸職人が七つ半（午後5時頃）に終わるように指示したが（上-193頁）、翌4日にはその方針を変更して、四つの休憩時間をやめて九つを二歩休みにして、七つ（午後4時頃）に終わるように指示した（上-198～199頁）。つまり、休憩時間を短縮して終業時間を早めたことになる。

以上の点を考慮すると、明六つの始業時間から夕方の七つ半あるいは七つの終業時間まで、現在の時間単位では10～11時間ということになるが、その間、午前、昼、午後と3回の休憩時間が入る勤務体制だったことがわかる。

【I】出精による増歩・増賃・加増など

遅刻の処罰として増歩を取り上げたケースがあったことは前述したが、逆に役儀に出精した場合は、増歩・増賃が与えられたり、昇進・加増などがおこなわれた。

出精による増歩などの事例としては、扶持方大工2人、棟梁大工6人に対する増歩（上-65頁）、人夫に対する1人2分の増賃（上-90頁）、大工5人に対する増歩（上-374頁）、棟梁3人、仕手大工16人に対する増歩（下-40頁）、杖突3人、日用2人に対する増賃（下-41頁）、町方棟取8人、仕手大

工22人に対する増歩（下-41頁）、大工、日用、杖突等270人に対する増歩（下-124頁）、杖突等23人に対する代銀下付（下-188頁）などがある。

こうした大工などの仕事の出精状況を見聞して造営奉行に報告するのは歩横目の役割であった（上-374頁。下-40頁）。

そのほか、増歩以外の形態としては、造営方の功により二十人石切2人を扶持方石切に昇進させた（上-119頁）、去年（文化5年）以来、格別の出精により大工12人を棟梁に昇進させた（上-211～212頁）、御大工の大西政時を格別の出精により加増して大工頭に昇進させた（下-195頁）、穴生の後藤小十郎を格別の出精により加増した（下-196頁）、などがある。

【J】日照り笠の着用の許可

5月～6月の夏期（暑気の時期）に陽射しが強くなると、日照り笠の着用が許可された。具体的には、二の丸普請所において、日照り笠を諸職人等が着用することについて作事奉行が紙面を造営奉行に出し、この紙面に造営奉行が奥書をして城代へ上申し許可された（上-267頁。下-367～368頁）。このほか、諸役人が普請丁場で日照り笠を付けることが許可されたり（上-283頁）、芥捨ての日用が日照りで難儀していたためそれに付く横目足軽とともに笠の着用が許可された（下-318頁）。

このように、日照り笠の着用にはそれぞれ許可をとる必要があったことがわかる。

【K】本人や家族の病気により在所へ返す

地方から出てきた大工については、大工本人や家族が病気になった場合は在所へ返した。例えば、高岡大工の市郎右衛門は母が病気になったため在所へ返された（上-62頁）、高岡大工の彦右衛門は病気のため在所へ返された（上-75頁）、高岡大工の作左衛門と伊右衛門は、親が大病のためしばらく御暇を願い、許可されて返された（上-96頁）、放生津大工の久次郎は家内に病人があるため、5、6日帰りたい旨を申し出て許可された（上-170頁）、などの事例がある。

また、町方大工の橋屋源六が自宅における弟の急病のため帰ることを許可された（上-337頁）、金沢組大工の四郎兵衛は組合の急用により自宅へ帰ることを許可された（上-385～386頁）というケースもあるので、町方大工などの場合、金沢城下の自宅に家族の病気などの理由で帰ったこともわかる。

【L】大工の手位（技量）の優劣に対する対応

大工については技量の差があったようで、『御造営方日並記』では、大工の技量について「手位」という表記を使用している。

例えば、新規召し抱えの大工6人について、手位次第により宿料を渡すことを作事奉行が報告して、造営奉行が承認している（下-101頁）。また、能登の石坂村から来た大工2人について、手位がよいので宿料を下付する旨を作事奉行が造営奉行に報告している（下-128頁）。

逆に、技量が劣る大工に対しては在所へ返す措置がとられた。例えば、高岡大工の与三吉等の遠所大工20人を、手位がよくない者共で御用がない、との理由で返すことを作事奉行が造営奉行に報告している（下-93～94頁）。

このように、技量が優れた大工に対しては宿料を下付する対応がとられた一方で、技量が劣る大工は役に立たないため在所へ返したことがわかる。

【M】指し除け（=造営からの除外）になったにもかかわらず働いていた日用への対応

以前に不届きなことがあり、そのため造営の御用から除外された日用が、再び隠れて現場で働いていたことが発覚した事例がある。例えば、町方日用の九右衛門は以前不届きなことがあったため、造営の御用から指し除けになったにもかかわらず、約1ヶ月後、町方日用に入り込んでいたところを歩横目が見とがめて発覚した（上-267頁）。このほか、蓮昌寺町の日用である磯部屋喜助は、以前不届きなことがあったため造営の御用から除外されたが、歩横目が見とがめて、町方日用の太右衛門という偽名で働いていたことが発覚したので、造営奉行は町奉行に対して禁牢にするよう指示した（下-99～100頁）。後者の事例からすると、こうした場合の処罰は厳罰をもって対応したことがわかる。

2. 病院・怪我人に対する対応

普請場や作事場で大工・日用などが怪我をしたり、病気になった場合の造営方役所の対応について調べるため、『御造営方日並記』における病人・怪我人に対する対応を扱った記事を時系列にまとめたものが表1である。表1を見ると、病人や怪我人が出た場合、医師が診察をおこない、それを歩横目が直接見届けたことがわかる（ただし、老人の場合は歩横目による見届けがなかったケースがある）。診察後の対応としては、病状や怪我の状況により返した場合と、程度が軽い時にはそのまま仕事を続けさせた場合があった。以下、表1の内容をもとに種々の検討をおこなうこととする。

医師団の具体的なメンバーは、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・南保玄隆・今井昌軒・下田元寿（尚斎の息子）・大石慶安・藤田道乙・池田養仲・不破文仲であり、原則として病人あるいは怪我人1人に対して医師1人が診察した。ただし、怪我の程度が重い場合や複数の怪我人がいた場合は、医師2人が診察した（文化6年10月2日に大工など11人が表式台の足代から落ちて怪我をしたケース、同年12月14日に楽屋多門・長屋の足代から人足6人が落ちて怪我をしたケース、など）。

各医師の診察時期の上限と下限及び診察回数は、下田尚斎（文化6年正月13日～同年7月5日、11回）、黒川元恒（文化6年正月17日～同年11月5日、15回）、堀周庵（文化6年正月23日～同年12月14日、14回）、南保玄隆（文化6年正月12日～同年12月21日、18回）、今井昌軒（文化6年正月23日～同7年4月27日、13回）、下田元寿（文化6年正月晦日～同年9月3日、7回）、大石慶安（文化6年2月3日～同年10月8日、8回）、藤田道乙（文化6年正月22日～同年12月10日、6回）、池田養仲（文化6年正月9日～同年8月5日、8回）、不破文仲（文化6年10月6日～同年12月17日、5回）というようになる。

これらの各医師の診察回数を比較すると、最も診察回数が多い南保玄隆の18回から最も診察回数が少ない不破文仲の5回まで、診察回数の多寡にはバラツキがある。

各医師の診察時期の上限については、大石慶安（文化6年2月）と不破文仲（同年10月）を除くと、他の医師は文化6年正月である。下限については、今井昌軒の同7年4月を除くと、他の医師は同6年の年内の7月～12月である。

上記の各医師のうち、下田尚斎は文化6年9月11日に江戸へ発足するため、同月6日より御造営方に詰めないことになり、息子の下田元寿も同日より出仕しないことになった（下-45頁）。このことに照応して、下田尚斎の診察の下限は同年7月、下田元寿の診察の下限は同年9月3日となっているのである。このように江戸へ行ったため下田尚斎と下田元寿は以後、医師団のメンバーからははずれることになった。不破文仲の診察の上限が同年10月であることを考慮すると、下田尚斎と下田元寿にかわって、不破文仲があらたに医師団のメンバーに加わったことがわかる。

文化6年5月6日・7日に移徙祝いの能を拝見した人々の中に医者として、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・南保玄隆・今井昌軒・下田元寿・大石慶安・藤田道乙・池田養仲の9人の名前が見えることは（上-251頁）、この9人が当初の医師団の固定したメンバーであったことを示すものであろう。

上記の各医師が、怪我人を専門に診察したのか（=外科的治療）、あるいは、病人を専門に診察したのか（=内科的治療）、という点に着目して分類すると、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・今井昌軒・下田元寿・不破文仲は外科医であり、南保玄隆・大石慶安・藤田道乙・池田養仲は内科医であった、ということになる。よって、当初の医師団の9人は、外科医が5人、内科医が4人という構成であったことがわかる。そして、外科医である下田尚斎と下田元寿が江戸行きのためにはずれて、その後に外科医の不破文仲が入って、外科医4人、内科医4人という構成になった。こうした外科医と内科医の区分という点から考えると、医師が2人で診察したケースは外科医1人・内科医1人という組み合わせであったこともわかる。

このように、外科医と内科医が数的には半々の医師団が構成されて、普請場・作事場で病人・怪我人が出た場合の診察体制を整えていたことがわかり注目される。

病人・怪我人をその都度見届けた歩横目のメンバーは、金田伊兵衛・石黒門馬・大平儀右衛門・藤井庄大夫・山瀬専右衛門・八十嶋文内の6人である。病人・怪我人を見届けた時期の上限と下限は、金田伊兵衛（文化6年正月9日～同年10月19日）・石黒門馬（文化6年正月12日～同年12月24日）・大平儀右衛門（文化6年正月13日～同年9月3日）・藤井庄大夫（文化6年正月17日～同年12月朔日）・山瀬専右衛門（文化6年正月23日～同7年4月27日）・八十嶋文内（文化6年12月10日～同月17日）であり、八十嶋文内は文化6年12月にしか見られないので、それ以前の時期が下限である金田伊兵衛・大平儀右衛門・藤井庄大夫のうちのいずれかの後任として入った可能性も考えられる。

文化6年5月6日・7日に移徙祝いの能を拝見した人々の中に歩横目として、金田伊兵衛・石黒門馬・大平儀右衛門・藤井庄大夫・山瀬専右衛門の5人の名前が見えるので（上-252頁）、八十嶋文内が後任に入るまでは、この5人が歩横目として固定したメンバーであったと考えられる。

診察を受けた病人・怪我人を職能別に分類すると、二十人石切・扶持人石切・役小者・大工・日用などが見える。これらについて、その記載範囲の上限と下限を見ると、二十人石切（文化6年正月8日～同年3月5日）・扶持人石切（文化6年正月27日～同年2月13日）・役小者（文化6年正月13日～同年3月5日）・大工（文化6年正月12日～同7年6月21日）・日用（文化6年正月17日～同年12月27日）である。

この中で注目されるのが、二十人石切・役小者の記載範囲が文化6年正月～同年3月、扶持人石切の記載範囲が文化6年正月～同年2月というように限定されている点である。二十人石切・扶持人石切・役小者は、戸室山からの採石（石の切り出し）作業や石引き作業に従事していることから⁽¹¹⁾、こうした作業が文化6年正月～同年3月に集中していたことを示すものと言えよう。逆に言えば、同年4月以降に二十人石切・扶持人石切・役小者について、病人・怪我人としての記載が一切見られなくなるので、同年4月以降は採石作業や石引き作業が規模として縮小されたか、あるいは、大規模な採石作業・石引き作業は終了していたことを示すと考えられる。

それに対して、大工の記載範囲が文化6年正月～同7年6月まで幅広く分布しているのは、作事の作業はこの間継続しておこなわれていたことを示すものであろう。このように考えると、文化6年正月～同年3月の間は、大工による作事の作業と、二十人石切などによる採石作業・石引き作業は並行しておこなわれていた、ということになる。

また、日用の記載範囲も文化6年正月～同年12月まで幅広く分布しているので、この間、日用による作業も継続していたと見なすことができる。ただし、文化7年に入ると同年4月に造営が再開されて以降は日用の病人・怪我人に関する記載は見られないので、同年4月以降は日用による作業が規模として縮小されたか、あるいは終了していたことを示すと考えられる。

そのほか、文化6年12月朔日に石伐の八兵衛が怪我をした記載が見られるが、これは当時石切作業がおこなわれていたことを示すとともに、石切作業の場所として、同月9日に記載が見える「石切小屋」との関係も検討すべきかもしれない。つまり、この場合の石切作業とは、戸室山からの採石関連の石切作業ではなく、城内での作業工程の一環としての石切作業を示すと考えられる。

なお、石屋関係の病人・怪我人に関する記載は、文化6年4月7日に居間先土蔵丁場の石屋八郎兵衛が病気になった、という記載が1例あるのみであるが、他に石屋関係の記載がない理由は不詳である。

このように、病人・怪我人の記載状況の時期的分布から、各作業期間との関連を推測できる点は興味深い視点と言えよう。

このほか、病人・怪我人の記載には、それぞれどの丁場（場所）で働いていたのかが記載されているケースもあるので、それぞれの記載月日と合わせて考えると、どの時点（月日）でどの丁場が造営中であったかを知ることができる。こうした点から見ると、各建物の作事の工期⁽¹²⁾を考えるうえで一つの手掛かりとなろう。

おわりに

労務管理の実態について、以上のような種々の事項を考慮すると、①普請場での諸職人による労働遂行上、その妨げとなるような規律違反に該当する行為に対する処罰(上記【A】、【B】、【C】、【D】)、②道具の盗難や紛失などに対する管理・調査(上記【E】、【F】)、③火災防止の観点から火の元に対する徹底した注意(上記【G】)、④労働時間と休憩時間の設定(上記【H】)、⑤精勤した職人に対する報賞(上記【I】)、⑥労働条件の改善(上記【J】)、⑦本人や家族の健康問題への配慮(上記【K】)、⑧大工の技量の優劣に対する評価(上記【L】)、⑨偽装労働(偽名等によるサボタージュ労働)に対する処罰(上記【M】)、など労働環境にあるヒトとモノに対する管理は多岐にわたっていることがわかる。

こうした管理を徹底するうえで、労働現場を巡回・監視して不正行為を摘発したのが歩横目であった⁽¹³⁾。そして、歩横目の報告を受けて、造営奉行が種々の対応措置を講じているので、労務管理の統括責任者は造営奉行であったと見なされる。

上記の諸事例の中で最も重い処罰は禁牢であるが、禁牢を命じられたのは道具の窃盗をした日用(上記【E】)と、指し除けになっていたにもかかわらず偽名を使って働いていた日用(上記【M】)であった。つまり、窃盗や偽装労働というのは、単なる不注意や怠慢などという域を越えて、悪質な犯罪行為であると見なされたため、重罪として禁牢の処置がとられたのであろう。

処罰が許されるまでの日数については、建具師棟取の3人が不正により追込(=押込)を命じられ150日余で許されたケース(上-374~375頁。下-147頁)、木挽5人がことわりなくその場に居合わせなかつたため追込を命じられ19日後に許されたケース(上-213頁)がある。

上記の事例以外に、歩横目が摘発した事例としては、居間懸り大工が板裏草履を使用していたのを取り上げたケース⁽¹⁴⁾がある(上-55頁)。

労務管理とはやや視点が異なるが、藩主斉広あるいは前藩主治脩が城内へ来る場合の対応にも注意する必要がある。例えば、前藩主治脩が城内へ来る際には、裏口門の普請を中止して、地面の高みへ登らないように指示した(上-239頁)、藩主斉広が二の丸御殿の檜垣の間へ出るので、その間は木遣の掛け声⁽¹⁵⁾と小書院の普請はしばらく中止するように指示した(下-68頁)、などのケースがある。これらのケースを考慮すると、普請を中断して静肅を保つとともに、高低差のある場合、前藩主より高いところに諸職人には登らせない(つまり、身分差が視覚的にも高低差に反映する)こともわかる。

また、普請場・作事場での病人・怪我人に対する対応は、外科医・内科医がそろった医師団が待機しており、その都度、医師が診察し(病人に対しては内科医が診察し、怪我人に対しては外科医が診察〔血止め(上-338頁)など〕した)、それを歩横目が見届ける、という体制であった。単に医師が診察するだけでなく、その都度、歩横目が見届けたということは、労務管理の意味合いがあるとともに、見分した状況を造営奉行に報告したものと思われる。

以上のように、『御造営方日並記』には労務管理の具体例が豊富に収録されており、諸職人に対して賞罰を明確にしたことがわかるとともに、諸職人の労務管理を徹底することが造営の進捗にプラスになるという側面もあったと思われる。そして、病人や怪我人が出た場合、その都度、医師が診察して仕事を続けさせるか否かを判断したことは、フォローする体制として綿密なシフトを敷いていたことになる。こうした医師による診察以外に、造営方からは病人・怪我人への治療代・薬代・見舞い代を支出しているほか⁽¹⁶⁾、怪我の回復がよくない場合は入湯を許可しているので(下-88頁)、造営方が健全な労働環境を整備したという点で注目される。

『御造営方日並記』は造営奉行の公務日記という性格に加えて、詳細な記載内容からは筆者である高畠厚定の几帳面さがよく窺われることから、その意味でも、労務管理の実態を把握するには好個の史料であると評価できよう。

[註]

- (1) 『御造営方日並記』上巻(金沢城史料叢書1) (石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)。『御造営方日並記』下巻(金沢城史料叢書2) (同編集・発行、2005年)。『御造営方日並記』の解説(木越隆三氏、石野友康氏が執筆)については、前掲『御造営方日並記』上巻(388~407頁)を参照されたい。なお、同解説401頁において、表3として『御造営方日並記』の構成として、各月の記述の日数が記載されているが、その中に一部事実誤認があり、文化7年正月は26日から18日、2月は29日から20日、3月は12日から11日、5月は27日から23日に、それぞれ訂正が必要である。従って、記述の合計日数も352日から330日に訂正する必要がある。そのため、拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」(『金沢城研究』6号、石川県金沢城調査研究所、2008年)において、『御造営方日並記』の「トータルの日数は352日である」(43頁)、「352日は全体の66.2% (小数点第2位を四捨五入)」(43頁)としているのは、352日を330日に訂正し、66.2%は62.0% (小数点第2位を四捨五入)に訂正する。
- ※以下、前掲『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数については、それぞれ「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」というように略称する。
- (2) 前掲・拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」。
- (3) 拙稿「近世初期の城普請における法度」(拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年)。
- (4) 荒木澄子「金沢城二之丸御殿造営にたずさわる大工たち—『御造営方日並記』の記述内容から—」(『石川県立歴史博物館紀要』1号、石川県立歴史博物館、1988年)。
- (5) 上-57、288~289、322~323、384頁。下-58、332頁。
- (6) 「増歩」は「ましふ」と読み、「日当の増額分」を意味する。この点については、木越隆三氏より御教示をいただいた。
- (7) 上-72、87、306、317、367、384頁。下-3、126、332頁。
- (8) 上-32、54、161、181~182、217、309、311、376、381頁。下-68、242頁。
- (9) 上-114、280頁。下-133、280、309~310頁。
- (10) 城内に石切小屋があり、そこで火の取り扱いができたことは注目される。石切小屋とは石切りの作業所と思われるが、そこで火の取り扱いができたということは、ある程度の広さがあったと推測できる。
- (11) 拙稿「文化期金沢城二の丸再建に関する史料的基礎データの検討—『御造営方日並記』のデータベース化の試みー」(『史学論叢』38号、別府大学史学研究会、2008年)。
- (12) 金沢城二の丸再建作事の工程については、前掲・拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」における表3(46~47頁)を参照されたい。なお、この表3については修正が必要な箇所があり、表3の中の「文化7年4月23日 裏式台の足代にとりかかる 下-282頁」は文章を「裏式台の銅瓦葺きの足代にとりかかる」に訂正し、「同年4月29日より少し前 竹の間等が完成 下-294頁」は削除する、というように修正する。
- (13) 労務管理とは直接関係ないが、作事所の小者2人が石屋嘉右衛門のところへ行き、鳥目錢を要求し、鳥目錢を出さないならば造営方から排除するなどと言った恐喝事件を造営奉行に報告したのは横目足軽であった(上-14頁)。このように、歩横目や横目足軽の役目は種々の不正の摘發にあった。
- (14) 板裏草履とは、「草履の裏に割った板を張ったもの」(『日本国語大辞典(第二版)』1巻、小学館、2000年、1016頁)のことであるが、この場合、居間の作事現場で板裏草履を使用していたことが問題だったのであろうか。
- (15) このことからすると、普段の普請・作事現場では木遣の掛け声がかかっていたことになり、作業現場の情景が想像できて興味深い。
- (16) 下-79、157~158、186~188頁。

表1 金沢城二の丸再建工事期間中の病人・怪我人

【文化6年】

(『御造営方日並記』より)

月 日	病人・怪我人	病状・怪我	診察した医師	見届けた歩横目	典 拠
正月8日	二十人石切・伊助	当病	—	—	上-10頁
正月9日	二十人石切・次郎吉	— →今日は欠勤	—	横目足軽	上-13頁
正月9日	町人夫・木綿町・能登屋長兵衛	煩出→返す	池田養中 <small>(マツタケイジウ)</small>	金田伊兵衛	上-14頁
正月10日	二十人石切・次郎吉	当病	—	—	上-15頁 上-17頁
正月12日	二十人石切・小右衛門	当病	—	—	上-20頁
	二十人石切・伊右衛門	当病	—	—	上-20頁
正月12日	高岡大工・弥左衛門 →御膳所懸り	煩出→返る	南保玄隆	石黒門馬	上-21頁
正月13日	二十人石切・小右衛門	病氣→今日は欠勤	—	—	上-24頁
	二十人石切・次郎吉	病氣→今日は欠勤	—	—	上-24頁
	二十人石切・伊左衛門	病氣→今日は欠勤	—	—	上-24頁
正月13日	役小者・与兵衛(注1) →普請奉行手合い	足代より落ちる	下田尚齋	大平儀右衛門	上-25頁
正月14日	二十人石切・次郎吉	当病	—	—	上-25頁
正月16日	小松大工・吉左衛門	病氣→返す	—	—	上-30頁
正月17日	日用・堀川達戸屋・三右衛門 →橋爪丁場、御作事手合い	怪我	黒川元恒	藤井庄大夫	上-32頁
正月18日	二十人石切・権兵衛	当病	—	—	上-34頁
正月18日	二十人石切・伊助	当病	—	—	上-34頁
正月18日	二十人石切・小右衛門	昨日怪我→欠勤	—	—	上-34頁
正月20日	日用・宮地屋平右衛門 →橋爪(門)木釣方にて怪我	怪我→押して勤める	下田尚齋	—	上-37頁
正月20日	金沢組大工・孫之丞 →御居間書院丁場	煩出	南保玄隆	金田伊兵衛	上-41頁
正月22日	町方大工・番匠屋仁兵衛	病人→返す	藤田道乙	大平儀右衛門	上-45頁
正月22日	町方大工・津幡屋幸八	怪我人 →しばらく見合させ 忍んで勤める	—	—	上-45頁
正月22日	二十人石切・与左衛門	当病	—	—	上-45頁
	二十人石切・次郎吉	当病	—	—	上-45頁
正月22日	堀川日用・吉兵衛 →松の間胴付懸り	怪我→しばらく休勤	—	大平儀右衛門	上-46頁
正月23日	役小者・十内(注2) →橋爪丁場にて怪我	怪我	堀周庵	山瀬仙 <small>(マツセイセン)</small> (専力) 右衛門	上-48頁
正月23日	町方大工・敦賀屋弥三兵衛	怪我→内分薬を遣わす	—	—	上-49頁
正月23日	所口大工・八郎兵衛 →御対面所(懸り)	怪我	今井昌軒	大原 <small>(マツヤ)</small> (平力) 儀右衛門	上-49頁
正月23日	木挽・遠所者・喜三郎 →河北御門外丁場の木挽(注3)	怪我→返す	今井昌軒	大原 <small>(マツヤ)</small> (平力) 儀右衛門	上-50頁
正月24日	疊床持参人(名前は不明)	怪我→御門へ送り返す	下田尚齋	—	上-50頁

	→薦の間への疊床持参人	→疊を積み立てた上より落ちる			
正月24日	浅野町・浅野屋伝助	怪我→返す	下田尚斎	金田伊兵衛	上-50頁
正月25日	二十人石切・小右衛門	当病	-	-	上-52頁
正月26日	二十人石切・小右衛門	当病	-	-	上-54頁
正月27日	町方大工・福野屋安左衛門	少々痛	-	黒川五兵衛 (役職不明)	上-57頁
正月27日	扶持人石切・浅野三郎兵衛 扶持人石切・水登治兵衛 二十人石切・小右衛門	当病 当病 当病	- - -	- - -	上-58頁 上-58頁 上-58頁
正月28日	越中組(大工)・彦六 →高部屋丁場	怪我→返す	-	藤井庄大夫	上-61頁
正月晦日	越中組(大工)・作平 →波の間懸り	怪我→返す	藤田道乙・ 黒川元恒	金田伊兵衛	上-66頁
正月晦日	二十人石切・権之丞 二十人石切・長右衛門	当病 当病	- -	- -	上-66頁 上-66頁
正月晦日	役小者・藤三郎(注4) →橋爪丁場にて怪我	怪我→返す	下田元寿	石黒門馬	上-67頁
2月朔日	二十人石切・権之丞 二十人石切・弥兵衛	当病 当病	- -	- -	上-71頁 上-71頁
2月2日	二十人石切・仁左衛門	当病	-	山瀬仙(専力) 右衛門	上-75頁
	二十人石切・弥兵衛	当病	-	山瀬仙(専力) 右衛門	上-75頁
2月2日	高岡大工・彦右衛門	病気→所へ返す	-	-	上-75頁
2月3日	二十人石切・仁左衛門 二十人石切・伊左衛門	病気→横目足軽を遣わすことを歩横目へ指示する 病気→横目足軽を遣わすことを歩横目へ指示する			上-80頁 上-80頁
2月3日	今浜大工・喜右衛門 →五十間(長屋)下の大工小屋において怪我	怪我→押して勤める	-	金田伊兵衛	上-81頁
2月3日	町方大工・吉村屋善之丞 →御台所懸り	煩出→返す	大石慶安	山瀬専右衛門	上-81頁
2月3日	魚津大工・権兵衛 →御居間懸り	口中痛 →治療して早速回復したので忍んで勤めたため歩横目は見届けに遣わさなかった	大石慶安	-	上-82頁
2月4日	二十人石切・喜兵衛	当病	-	-	上-83頁
	二十人石切・伊助	当病	-	-	上-83頁
2月5日	二十人石切・清九郎	当病	-	藤井庄大夫	上-87頁
2月5日	出大工組・理助	歎痛→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	上-89頁
2月6日	扶持方石伐・原与三右衛門	当病	-	山瀬専右衛門	上-144頁
	二十人石切・清九郎	当病	-	山瀬専右衛門	上-144頁
	二十人石切・甚蔵	当病	-	山瀬専右衛門	上-144頁
2月6日	大西久左衛門(御大工)	急病	-	-	上-145頁
2月7日	二十人石切・甚蔵 扶持方石伐・原与三右衛門	- →欠勤 昨今、氣滞により欠勤→老人なので(歩横目)見届けには遣わさない	-	-	上-148頁 上-148頁
2月7日	小松大工・平助	煩出→返すことを内作事奉行が報告した			上-149頁

2月7日	棟梁大工・又右衛門	煩出→返すことを内作事奉行が報告した			上-149頁
2月8日	扶持人石切・佐藤弥之助	当病	—	—	上-151頁
	二十人石切・甚藏	当病	—	—	上-151頁
	二十人石切・小右衛門	当病→入湯	—	—	上-151頁
	扶持方石伐・原与三右衛門	— →欠勤→老人なので(歩横目を)見届けには遣わさない			上-151頁
2月9日	中居大工・勘左衛門 →御広式御居間方丁場	木の間へ足をはさみ 怪我をする →御用は勤める	下田尚斎	石黒門馬	上-135頁
2月10日	二十人石切・甚左衛門	当病→昨日見届けた時、ことのほか強い風邪で出られない様子だったので、今日は(歩横目を)見届けには遣わさない			上-129頁
2月10日	高岡大工・長右衛門 放生津大工・市十郎	煩等→所方へ返すことを了承して返す 煩等→所方へ返すことを了承して返す			上-130頁 上-130頁
2月10日	学校木挽・田中屋与左衛門 穴寄(大工)・久次郎 →波の御間(懸り)	怪我→返す 怪我→返す	黒川元恒 <small>(マツ)</small> 下田元歩 <small>(マツ)</small> (寿カ)	藤井庄大夫 <small>(マツ)</small> 石黒右門 <small>(マツ)</small> (門馬カ)	上-131頁 上-132頁
2月12日	扶持人石切・木登清兵衛 二十人石切・武兵衛	当病 当病	—	石黒門馬 石黒門馬	上-111頁 上-111頁
2月13日	扶持人石切・水登清兵衛	当病カ	—	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・武兵衛	当病→常々実軸のため(歩横目の見届けはなし)			上-115頁
	二十人石切・多助	当病カ	—	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・弥兵衛	当病カ	—	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・甚左衛門	当病→常々実軸のため(歩横目の見届けはなし)			上-115頁
2月14日	二十人石切・多助 二十人石切・長蔵 二十人石切・甚左衛門	当病 当病 当病	—	金田伊兵衛 金田伊兵衛 金田伊兵衛	上-119頁 上-119頁 上-119頁
2月15日	二十人石切・甚左衛門	当病→老人で常々実軸のため歩横目の見届けはなし			上-122頁
	二十人石切・長蔵	当病→老人で常々実軸のため歩横目の見届けはなし			上-122頁
	二十人石切・多助	当病	—	—	上-122頁
	二十人石切・伊左衛門	当病	—	—	上-122頁
2月15日	町方日用・太田屋宇兵衛	怪我→少々痛む→(歩横目は)見届けない			上-122頁
2月16日	二十人石切・与左衛門	当病	—	山瀬専右衛門	上-124頁
	二十人石切・久右衛門	当病	—	山瀬専右衛門	上-124頁
	二十人石切・伊左衛門	当病	—	山瀬専右衛門	上-124頁
	御見物所屋根葺・長次郎	怪我	今井昌軒	金田伊兵衛	上-125頁
2月17日	二十人石切・次郎吉	当痛	—	—	上-127頁
	二十人石切・久右衛門	当痛	—	—	上-127頁
	二十人石切・仁兵衛	当痛	—	—	上-127頁
2月18日	役小者・弥之助(注5)	煩出→返す	<small>(ママ)</small> 堀田周庵	藤井庄大夫	上-91頁
2月18日	二十人石切・伊左衛門	当病	—	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・次郎吉	当病	—	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・仁兵衛	当病	—	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・長蔵	当病	—	山瀬専右衛門	上-92頁
2月19日	二十人石切・仁左衛門	当痛	—	—	上-97頁
		→普請奉行・歩横目よりも報告あり			
	二十人石切・長蔵	当痛	—	—	上-97頁

		→普請奉行・歩横目よりも報告あり			
2月22日	出大工組帳外(大工)・五右衛門 →御対面所懸り・御二階より落ちて怪我	怪我	南保玄隆・ 下田尚斎	石黒門馬	上-142頁
2月28日	越中二上大工・栄八 →橋爪御門丁場	煩出→返す	藤田道乙	金田伊兵衛	上-173頁
2月29日	作事手合い日用・久兵衛 →河北御門外木割手伝い	怪我→返す	下田尚斎	山瀬専右衛門	上-175頁
2月29日	二十人石切・長蔵・善八・長五郎が今日から出勤することを藤井庄大夫(歩横目)が報告した				上-175頁
3月朔日	町方日用・能美屋和兵衛	怪我→返す	今井昌軒	藤井庄大夫	上-180頁
3月2日	町方八幡町・清助 ^(アマ) 穴より落ちて怪我 →返す	黒川元恒	金田伊兵衛	上-183頁	
3月4日	小松大工・半三郎	氣滞→返す ※作事奉行が報告して(造営奉行が) 承認した			上-186頁
3月5日	二十人石切・武兵衛 二十人石切・喜兵衛	当病→高引 当病→高引	— —	— —	上-187頁 上-187頁
3月5日	役小者・加兵衛(注6)	煩出→返す	藤田道乙	金田伊兵衛	上-188頁
4月3日	大工・泉屋左兵衛 →松の間懸り	煩出→返す	大石慶安	大平儀右衛門	上-195頁
4月5日	所口大工・勘右衛門	痛所→入湯のため7日の暇を願い出る→承諾して (歩横目を) 遺わす			上-207頁
4月7日	日用・久兵衛 →御籠土藏丁場	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	上-215頁
4月7日	石屋八郎兵衛 →御居間先御土藏丁場	煩出→返す	—	金田伊兵衛	上-216頁
4月9日	餽(=飾)屋紋助	怪我→返す	下田元寿	石黒門馬	上-224頁
5月4日	金沢組(大工)・伝之丞 →裏口御門懸り	家内に病人があり返す→藤井庄大夫が報告した →作事(奉行)より報告がないので尋ねる			上-240頁
5月14日	御作事手合い日用・近江屋与助	怪我→返す	下田尚斎	藤井庄大夫	上-269頁
6月2日	御広式井戸方日用・与三兵衛	井戸にいたところ、うえから鶴嘴が落ちて、頭に二寸ばかりの疵が付いた→返す(思いの外痛みは強くない) ^{つるし} 池田養仲・ 黒川元恒			上-281頁
6月3日	木割手伝い日用・長右衛門	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-283頁
6月5日	町方大工・京屋弥三兵衛	煩出	黒川元恒	大平儀右衛門	上-288頁
6月5日	出大工組・五右衛門 金沢組(大工)・長右衛門	手斧にて怪我→返す 手斧にて怪我→返す	下田尚斎 黒川元恒	藤井庄大夫 藤井庄大夫	上-290頁 上-290頁
6月7日	町方大工・越中屋喜三兵衛 →越後屋敷丁場	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	上-296頁
6月9日	帳外大工・千蔵 →御小書院懸り	怪我→返す	下田元寿	山瀬専右衛門	上-303頁
6月13日	十三間町・鳴屋源次郎	煩出→返す →町方丁場(アマ)穴より(アマ)の気候に触れる	南保玄隆	山瀬専右衛門	上-311頁
6月13日	町方大工・牧屋長右衛門	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-312頁
6月17日	出大工組・小助	怪我→押して勤める	黒川元恒	藤井庄大夫	上-324頁
6月20日	折違町・木持・西倉屋太兵衛	怪我	黒川元恒	大平儀右衛門	上-328頁

	→町方丁場にて怪我				
6月21日	町方大工（中居村）・久左衛門	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	上-331頁
6月23日	町方大工・橋屋源六	宅において弟が急病 →返す	-	-	上-337頁
6月23日	出大工組・次郎八	怪我→返す	堀周庵	大平儀右衛門	上-337頁
6月23日	二口村大工・茂平	怪我	堀周庵が血止めをした		上-338頁
6月24日	町方大工・京屋弥三兵衛	怪我→返す	下田尚斎	金田伊兵衛	上-339頁
6月24日	町方大工・塩崎屋和助	煩出→返す	藤田道乙	大平儀右衛門	上-339頁
6月27日	御作事手合い大工・越中組・吉助	怪我→忍んで勤める	下田元寿	大平儀右衛門	上-348頁
7月朔日	町方大工・鶴来屋喜右衛門	怪我→返す	-	藤井庄大夫	上-355頁
7月朔日	日用頭手合い・福留屋権四郎	丁場において煩出 →返す	池田養仲	金田伊兵衛	上-356頁
7月2日	田鶴浜村・長蔵	煩出 →癪疾の様子で忍ん で勤める	南保玄隆	大平儀右衛門	上-358頁
7月3日	御作事手合い（大工）・越中組・ 卯八	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	上-361頁
7月4日	御作事手合い（大工）・金沢組・ 卯七	手斧にて足を少し切る →忍んで勤める	堀周庵	金田伊兵衛	上-363頁
7月4日	町方大工・村尾吉郎兵衛	煩出→返す	大石慶安	大平儀右衛門	上-363頁
7月5日	町方大工・鶴来屋藤吉	怪我→忍んで勤める	下田尚斎	金田伊兵衛	上-366頁
7月6日	町方大工・山崎屋清右衛門	煩出→忍んで勤める	大石慶安	藤井庄大夫	上-368頁
7月8日	町方三社の七左衛門	怪我 →しばらく休息して勤 めたが次第に痛みが 強くなり返した	今井昌軒	金田伊兵衛	上-370頁
7月8日	町方大工・小松屋門之助	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-372頁
7月12日	出大工組・平八	前にいた者の手斧が 流れて怪我 →忍んで勤める	黒川元恒	金田伊兵衛	上-384頁
7月13日	日用頭手合い日用・伊右衛門	怪我→忍んで勤める	今井昌軒	藤井庄大夫	上-387頁
8月朔日	金沢組大工・吉蔵	煩出→返す	池田養仲	金田伊兵衛	下-2頁
8月2日	町方丁場・大窪大工・善蔵	怪我→忍んで勤める	黒川元恒	大平儀右衛門	下-5頁
8月3日	日用頭手合い・能登屋小助	怪我→返す	今井昌軒	金田伊兵衛	下-6頁
8月3日	出大工組・佐助	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	下-8頁
8月5日	越中組（大工）・長左衛門	煩出→返す	池田養仲	石黒門馬	下-11頁
8月6日	町方大工・下村・与六	腹痛→返す	大石慶安	石黒門馬	下-12頁
8月6日	笠師村大工・徳右衛門	怪我→返す	堀周庵	山瀬専右衛門	下-13頁
8月6日	取次足軽・井口武助	先達て途中において怪我をして入湯願いをしたが、割場 より申し越しが多くあり、追々示談に及ぶ予定である			下-13頁
8月7日	町方大工・鶴来屋清九郎	煩出→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	下-14頁
8月7日	町方日用・宮丸屋庄助	腹痛→返す	南保玄隆	山瀬専右衛門	下-14頁
8月8日	日用・吉倉屋久右衛門	怪我 →材木ころがしの下 へ足を入れ痛める	今井昌軒	山瀬専右衛門	下-16頁

8月12日	田鶴浜大工・次助	怪我→返す	下田元寿	金田伊兵衛	下-24頁
8月13日	金沢組大工・左吉 →御小書院懸り大工	怪我 →しばらく様子を見計 らったうえで返す	堀周庵	山瀬専右衛門	下-27頁
8月13日	金沢組(大工)・平吉	煩出→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	下-28頁
9月2日	日用・甚 ^(マサ) (文字脱カ) →御小書院丁場懸り	怪我 →少々のことなので 忍んで勤めさせる	今井昌軒	金田伊兵衛	下-35頁
9月3日	御作事日用・柳町・越中屋善兵衛	木を釣って転んで怪 我→返す	下田元寿	大平儀右衛門	下-38頁
9月5日	滑川大工・重五郎 →鳥目2貫文を遣わす	湯治の願い →元来遠所の者で余程の怪我なので、造営奉行高畠 厚定より申し渡さなくても、湯治を許可すること を、覚書として作事奉行加人の小堀頼之へ遣わし た			下-43頁
9月6日	出大工組・小右衛門 →菱御櫓懸り	怪我	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-45頁
9月7日	日用頭手合い日用・四郎右衛門	怪我→忍んで勤める	堀周庵	藤井庄大夫	下-47頁
9月10日	町方大工・三社町須崎屋又右衛門	怪我→返す	今井昌軒	藤井庄大夫	下-56頁
9月16日	御作事方日用・亀坂五郎右衛門	怪我→忍んで勤める	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-70頁
9月17日	田鶴浜大工・利助 →五十間(長屋)懸り	煩出→返す	南保玄隆	石黒門馬	下-73頁
10月2日	魚津大工・善次郎・作之丞・権之丞・仁三郎・平六・惣四郎、滑川大工・伊兵衛・又右 衛門・浅右衛門、同所棟梁安三郎、町方日用大ノ伊兵衛の合計11人が、表式台の足代 が折れていざれも落ちて怪我をした。(医師が)療養を加えたが、(怪我人が)大勢なので、横目方よりそれぞれ言上した。(医師の)黒川元恒・南保玄隆(が診察し)、山瀬専 右衛門が見届けた。(これらの怪我人は)返す。 滑川大工・多三郎・六兵衛・吉左衛門、魚津大工・弥八郎も同様。(これらの4人の大 工は)しり痛は軽く、敷薬まで(の治療でよかったことを)内作事奉行が報告した。				下-78頁
10月2日	町方日用・次右衛門への見舞い銭→鳥目2貫文→9月24日に釜小屋において火傷をした ため遣わす				下-79頁
10月3日	町方日用・次右衛門へ鳥目(2貫文)を遣わした。御次・城代へ報告した。				下-80頁
10月5日	金丸村大工・藤助	煩出→忍んで勤める	南保玄隆	石黒門馬	下-86頁
10月6日	町方(大工)・福田屋新助	煩出→返す	大石慶安	山瀬専右衛門	下-87頁
10月6日	先日、表御式台の足代より落ちた15人のうち、10人が回復して出勤した。しかし、安太 郎・伊大夫・又右衛門・惣四郎などは(怪我が)良くなく、余程強く痛むので入湯する ことを承認した(注7)。				下-88頁
10月6日	日用・木新保荒町・与兵衛 →菱櫓懸り	少々怪我 →忍んで勤める	不破文仲	山瀬専右衛門	下-89頁
10月8日	出大工組・吉次郎 →御楽屋多(門)懸り	煩出→返す	大石慶安	金田伊兵衛	下-93頁
10月12日	日用頭手合い・越中屋九蔵	怪我	不破文仲	金田伊兵衛	下-98頁
10月13日	文化6年8月17日に日用・弥助が御普請所において火傷したので与えた銭3貫文の代銀 →29匁1分8厘				下-102頁
10月14日	狩野祐益(絵師)→病気のため5~6日欠勤することを狩野墨川(絵師)が報告した				下-104頁
10月14日	日用頭手合い日用・油屋半助	怪我→忍んで勤める	不破文仲	金田伊兵衛	下-106頁

10月17日	木挽・太三郎	怪我 →勤め難い様子なので返す	堀周庵	金田伊兵衛	下-112頁
10月19日	壁方請負人・木ノ新保・惣兵衛	怪我 →(五十間長屋下の足代より落ちて怪我	堀周庵・南保玄隆	金田伊兵衛	下-116頁
11月5日	町手合い・日用・折違町・大野屋 三右衛門→五疋建御厩懸り	湯傷→返す	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-128頁
11月5日	町方大工・塩崎屋儀八	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	下-128頁
11月24日	怪我人(名前は不明)	-	-	-	下-137頁
12月朔日	石伐・八兵衛	怪我→返す	不破文仲	藤井庄大夫	下-130頁
12月朔日	紙細工人・草野丈助	当病	-	-	下-131頁
12月3日	大西久左衛門(御大工)	不快のため欠勤	-	-	下-135頁
12月6日	町方日用・田井新町・越中屋五助	怪我	今井昌軒	-	下-141頁
12月10日	町方大工・能登屋小兵衛 →御舞台懸り	煩出→返す →伴の庄助を添えて看病のため返す	藤田道乙	八十嶋文内	下-150頁
12月14日	九つ時頃(昼の12時頃)、楽屋多(門)・長屋の足代を取り払い中に人足が足代より落ちて怪我をした→返す 強い怪我をした者もいるので、造営奉行の永原好之が答上に及び、城代へも報告した。 怪我をしたのは次の6人 人足・神谷内屋・善右衛門 人足・神宮村・磯右衛門 人足・原屋・次助 人足・越中屋・長兵衛 人足・津幡屋・長右衛門 人足・室屋・九兵衛 →磯右衛門・善右衛門のほか、次助等へ鳥目(錢)3貫文ずつ、九兵衛は強く怪我をしたので5貫文を例のごとく覚書をもって療治代として遣わした。(治療代は)作事奉行へ渡した。	南保玄隆・堀周庵	石黒門馬		下-157頁
12月15日	昨日の怪我人の日用・室屋・九兵衛等4人へ鳥目(錢)を遣わしたことを、小紙をもって言上し、城代へも報告した。				下-158頁
12月17日	越中組大工・安兵衛 →表御式台懸り	少々怪我 →忍んで勤める	不破文仲	八十嶋文内	下-163頁
12月21日	疊屋・小兵衛 疊屋・七郎右衛門 疊屋・平吉	煩出→返す 煩出→返す 煩出→返す	南保玄隆 南保玄隆 南保玄隆	- - -	下-170頁 下-170頁 下-170頁
12月24日	町方人夫・卯辰長八	怪我→返す	今井昌軒	石黒門馬	下-175頁
12月27日	日用・九兵衛(など)4人 →140匁4分2厘	御楽屋(多門)の足代を取り払う際、怪我をした療治代			下-186頁
12月27日	左官・久平への療治代 →御籠土蔵の丁場で怪我 →29匁7分3厘	怪我	-	-	下-186頁 下-188頁
12月27日	病人・怪我人等の薬代→南保玄隆等 →2貫72匁7分7厘	-	-	-	下-187頁
12月27日	御籠土蔵の丁場で怪我をした左官・久平へ療治代銀				下-188頁

	→29匁7分3厘→代銭3貫文（11月中の銭平均相場で100目につき10貫93文ずつ）	
12月27日	御楽屋の足代を取り払った際に、日用・九兵衛等4人が怪我をして、療治代として与えられた →140匁4分2厘→代銭14貫文（12月14日の銭相場で100目につき9貫970文ずつ）	下-188頁

【文化7年】

4月27日	町方大工・知氣寺屋伊左衛門 →御舞台の丁場において怪我	怪我→忍んで勤める	今井昌軒	山瀬専右衛門	下-291頁
5月15日	高岡大工・平兵衛	煩い→欠勤（作事奉行が報告）	-	-	下-318頁
5月15日	彫師・滑川（大工）・又藏	出て来たが病中のため返した →横目足輕を旅宿へ遣わして病状を見届けさせた	-	-	下-318頁 下-319頁
5月18日	大西久左衛門（御大工）	疝癥のため一両日は欠勤	-	-	下-322頁
5月21日	大西久左衛門（御大工）	疝癥はいまだによくないので役引きする	-	-	下-328頁
5月24日	大西久左衛門（御大工）は病気のため、御大工は西田勘藏1人で御用が多いため、御大工として山本久藏を申し渡す				下-334頁
6月8日	大西久左衛門（御大工）は今日押して出勤したので、山本久藏は当分差し置く				下-351頁
6月21日	西田勘藏（御大工）は病気のため、2、3日欠勤				下-370頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

(注1) 村井長世（城代）の役小者。

(注2) 長連愛（年寄）の役小者。

(注3) 河北門の一の門外には木挽小屋があった（『御造営方日並記』上巻、282、294頁）。

(注4) 前田孝友（城代）の役小者。

(注5) 横山隆盛（年寄）の役小者。

(注6) 長連愛（年寄）の役小者。

(注7) 怪我の回復がよくない場合は入湯させたことがわかる。

【付記】

本稿の成稿後、池田仁子氏より同氏の論文「加賀藩蘭学の受容と医者の動向」（『北陸史学』55号、北陸史学会、2006年）、「医者と暮らしの諸相」（『加賀藩の技術文化－19世紀の科学技術－』、北國新聞社、2009年刊行予定）を御恵与いただいた。同氏の論文では、本稿で扱った加賀藩の医者について具体的に論及されており、個々の医者に関して、本稿での外科医・内科医の区分と違いはないことが確認できた。同氏の論文は加賀藩の医者について詳しく論述されているので、本稿と併せて参照されたい。

金沢市内の凝灰岩石工道具調査報告

一戸室石石工道具の比較—

布尾 幸恵

はじめに

金沢市の石工に関しては、『石川県の諸職』[石川県教委1991]に記載されたものをはじめとして、代表的なものに北島俊朗氏の研究がある[北島1987・1995]。これは、金沢市内の戸室石や各種凝灰岩について、その丁場の選定から採石方法、石工としての技術習得の方法や年中行事などの生活まで網羅しており、当時すでに少なくなっていた金沢の石工について民俗学的集成を行ったもので、今回の報告もこれに負うところが大きい。

近世の石材利用については、白峰旬氏が、文化7(1810)年に再建した金沢城二の丸御殿の普請奉行・高畠厚定の公務日誌『御造営方日並記』(以下、『日並記』と略す)[金沢城研究調査室2004・2005]により、そこに登場する石材について分析している[白峰2008]。白峰氏は、『日並記』に石材名として戸室・鷹巣・越前・鶴川・坪野・安宅などが見られ、鷹巣石が「樋石」「イロリ石」、戸室石が「土台石」など用途別に使い分けられていることや、各石材を専門に扱う石屋がいたことなどを解説している。

今回取り上げる凝灰岩石工道具などの石工道具については前述の北島氏の研究に詳しい。金沢城の石垣石として多量に使用された戸室石の石工道具はすでに報告した[布尾2008]。石工道具の中に、石垣石に見られる矢穴を掘るために使用される道具が見られなかつことなどから、採集されている石工道具が、近現代の石割・加工技法を反映したものであることを述べた。

今回は、『日並記』にも登場する鷹巣石を産出する瀬領地区ほか、金沢市くらしの博物館所蔵の凝灰岩石工道具を報告するとともに、戸室石石工道具との相違点や文献資料に見られる石工道具との比較を行う。

1 金沢市内の凝灰岩丁場(第1図)

今回取り上げる凝灰岩丁場の特徴を述べる。

鷹巣石を産する瀬領・下鶴原・相合谷地区は金沢城の南東約10kmの犀川上流に位置し、辰巳用水の取水口から1km程度遡った場所である。昭和30~40年代まで石切を行っていた。軽石が非常に多く含まれた軟質の凝灰岩で、火に強いことから七輪・カマド(火ツイ)やイロリ縁石として使用され、戦前は湿気をよくふせぐためにコンクリートに代わり土台石として珍重された。山川石を産出する山川地区は金沢城から南東約7km、瀬領から少し下流の内川流域にあり、石切に従事していたひとは対岸の末地区に居住していた。ここは昭和20年代まで盛んに石切を行っている。山川石も鷹巣石のように軽石が多い凝灰岩でカマド(火ツイ)・風呂釜を製作していた。額谷石を産出する額谷地区は前述の2地区から離れ、額谷川流域の金沢城の南西約9kmに位置する。大正時代が最盛期で、昭和20年には丁場を軍需工場に転用するため石切が中止させられ、以後、ふるわなくなったとされる。額谷石は軽石を含む角礫凝灰岩で、七輪・カマド(火ツイ)・風呂釜・イロリ石などが製作されていた。

2 金沢市内の凝灰岩石工道具

今回報告する石工道具は、平成14年度に金沢城石垣構築技術の基礎的調査の一環として実測を行ったものである。名称・使用年代・使用方法は調査カードをもとにし、[北島1987]で補った。

第2・3図1~6はツル類である。1・2はハヅル、3・4はツル、5・6はカタヅルと呼ばれる。

いずれも、ヤミチと呼ばれる切り溝を掘ったりヤを打ち込む時の矢穴を掘ったりする。

1・2は同一名称であるが形状は若干異なる。どちらも、頭部を上からみると先端にむかって先細りになる三角形を呈し、横から見ると長方形になる、という点では共通するが、1は両側に刃をもちT字状に柄が接続する。2は頭部の片方に柄がよっており、また、頭部の先端が胴部より広がる。2は先端部が不自然に広がって刃部になることや、頭部尻側の形状が6に類似することから、ツルやカタヅルなどの刃部を平たく作り変えた可能性が考えられる。3・4の頭部は、柄が接続する部分から先端にむかってゆるく湾曲する。3は4より刃が若干長いが、先端の形状はよく似る。柄はどちらも70cmを超える長いものである。5・6は同じ名称をもつがサイズ・形状ともに異なる。5は柄に対して頭部先端がやや鈍角、頭部尻側が鋭角に接続するが、6は頭部と柄がT字状になる。頭部の厚みも、5より6が厚い。同じ名称で柄の長さが異なるのは、5は長い距離を振り下ろして使用するために柄が長く、6は手元で作業するために短いと考えられる。

第3・4図7～14はいずれも「ヤ」で、石に等間隔でツルで掘られたヤ穴に差し込み、頭部を叩いて石を割る。形状からA・B・C類に分けられ、7・12は頭部から端部まで直線でつくられるもの(A)、8・13・14は頭部から端部にゆるやかに傾斜し先細りになるもの(B)、9～11は胴部中ほどから、先端にむかって急速にすぼまるもの(C)である。A・B類はヒラヤと呼称されるが、C類はケンヤと呼ばれる。サイズは7・11・12が他より若干長い。また、7は先端にむかってやや広がり頭部近くが断面多角形となるなど、他に比べて特異な形状をもつ。

第4図15・16はタタキと呼ばれる。石の表面を平らにならしたり、角を作ったりするときに使用する。全体の形状はほぼ同一で、頭部を上から見ると長方形、横から見ると二等辺三角形となる。柄は、15・16とも頭部に対して鋭角に取り付けられる。いずれも柄は短く、手持ちで使用することを目的としたものである。

第5図17はチョウナと呼ばれる。頭部に向かってJ字状に湾曲した柄が取り付けられている。柄を袋状に折り曲げた刃の基部に差し込んで固定するソケット式である。刃部と柄の幅はほとんど変わらない。片刃で、刃先は若干湾曲する。

第5図18～20は鍛冶道具である。ヤやツルなどの道具を鍛造するため火の中にいれ、熱した道具をはさんで取り出すアンコバサミ、熱した道具を叩いて鍛造するカナヅチ、叩く時の台であるカナドコである。アンコバサミは先端が内側により湾曲し品物を掴みやすい形状になっている。柄の部分もなだらかな曲線を描く。カナヅチは柄に対して頭部が鋭角に接続する。先端は使用により潰れている。カナドコは尖った部分を木に埋めて使用した。頭部に熱した道具をあててカナヅチで叩くものであるが、錆に覆われて敲打痕はよく分からない。

今回報告した道具は、1～11・15～20は瀬領・下鶴原・相合谷地区から、12は山川地区、13・14は額谷地区から採取された用具で、調査カードからすべて近代以降に使用された道具であると判明している。鷹巣石・山川石・額谷石はいずれも凝灰岩であるが、瀬領地区内でヒラヤとケンヤという2種類のヤが存在していたり、1と2のように同じハヅルという名称をもっているが形態が異なったりする場合がある。これらは寄贈者が異なることから、使用者の違いにより生じた可能性が考えられる。

使用時の用途別に分類すると1～14は採石具、15～17は加工工具、18～20は鍛冶具となる。北島氏の聞き取り調査では石切から加工までを一貫して行っていた場合が多く、種類が重複したため実測していないものの採石具と加工工具を実際に所有していた寄贈者もいることから、採石から仕上げまで行っていた石工が多いことが分かった。

3 戸室石工道具との比較

戸室石工道具は鍛冶道具が少ないと、町石屋で使用されることの多い道具が採石地で採集されていることから加工まで採石地で行っていること、凝灰岩石工道具とかたちが共通したもののが見られ

ることを確認している〔布尾2008〕。ここでは、戸室石石工道具と凝灰岩石工道具の詳細な比較を行う。

ハヅルは刃の付き方が柄に対して平行という点と、柄の長さが戸室石石工道具と類似する。ただし、重量が戸室石石工道具の倍の1.3kg程度で頭部がかなり大きい。凝灰岩石工道具のツルとカタヅルは先端に傾斜変換点をもつた特徴とする。この傾斜変換点は戸室石石工道具カタヅルにも共通しており、戸室石と凝灰岩の石工道具の共通性を伺わせる。ただし、同じ「ツル」名称の道具でいえば、戸室石石工道具のツル頭部が小さいのに比べ3・4とも頭部がかなり大きく、柄も長い。凝灰岩の石切は、ヤは最後に岩脈から切り離す時だけに使用し、それ以外の面では道具を大きく振り上げ振り下ろして石を切っていくことから、頭部が重く柄が長くなると思われる。

凝灰岩用ヤはいずれも厚みは薄く長さは長い。戸室石に使用するヤが断面三角形で厚みがあるのと異なるが、ただし、全体の重量でみると戸室石石工道具と凝灰岩石工道具ではほとんど変化がない。凝灰岩の採石にはヤの厚みではなく長さが重視されたと考えられる。また、今回も戸室石石工道具と同じく矢穴用のノミが見られなかった。これは、ツル・コヅルで矢穴をあけるという採石の方法〔北島1987〕に由来するものである。

タタキとチョウナはいずれも石の表面を滑らかに仕上げる道具である。チョウナは戸室石石工道具で見られなかつたが、タタキは柄に対して刃が直角に付くことや、刃部の幅・重量が類似することが共通点として挙げられる。チョウナは仕上げのほか、鷹巣石の主力製品であったカマドなどの内削りに使用した可能性もある。

以上、凝灰岩の石工道具について、戸室石の石工道具との比較を交えて特徴を述べた。ヤのように重量では差があまりないものの凝灰岩用ヤのほうが長いという違いがあるいっぽう、ハヅル・タタキのように柄に対して刃の付き方が同じとなる場合など、共通点も見られた。また、戸室石石工道具では確認された、石の表面をならすビシャンは見られない。ビシャンが硬質な石材にのみ使用される道具のためである。また、ハヅル・ツルが戸室石石工道具に比べて頭部が細長く柄が長いのは、対象とする石材が軟質の凝灰岩であるための溝切り採石技法に対応した形であることが分かった。

4 「戸室山初年号等留帳」に見える石工道具

近世に戸室石の採石・加工・運搬時に使用されていた道具がどのようなものであるかを示すのが「戸室山初年号等留帳」（文化七・1810年以降、以下「留帳」とする）〔石川県金沢城調査研究所2008〕である。この文書は加賀藩の穴生を勤めた後藤家に伝來したもので、筆跡から後藤彦三郎の手によるものとされる。これには、石切や運搬に使用する道具とそのサイズが書かれており、『たたき鑿』『羽釣鑿』『羽鶴』といった、現在の「タタキ」「ハヅル」に類似した名称も見られる。この名称とサイズをまとめたものが第2表である。表の記載順は文章中の順番のままとした。

道具は、石割・調整・運搬・鍛冶などに使用すると思われる品物が書かれている。後述するように品物の姿が不明となっているものもあるが、2-15は石割に、2-1~8・11は『鑿』『乃ミ』『のミ』と付くので石割か調整に使用する道具と思われ、2-21・22は運搬のさい石の下に敷きコロとして使用する丸太木、2-19・20は鍛冶具と考えられる。

サイズから見ると、『たたき鑿』『羽釣鑿』など、同じ名称を持つが重量が2種類記載されているものと、『羽鶴』のように1種類しかないものもある。2サイズあるものと1サイズしかない道具があるということになるが、「留帳」には道具の重量について特に「(前略)たゝきのミ御道具所ニ出来之分、目かた軽ク候故、目方好申談候、軽ケテハ、遺ヒカタク、重キカ宜也、鶴背茂、安永之比、目形好、七八百目(後略)」とあり、記載されているのが使いやすい重量であったことが分かる。このほかにも、玄翁は「(前略)壱貫目打より拾壱貫目打迄有之候、今ハ九貫目拾壱貫ハ、打申者無之、根高茂無之候、明和・安永之初までハ、右玄翁打申者有之、此所相考候てハ、次第人気おとろへ申と被存候、工夫ハ強ク相成候(後略)」とあり、50年程度で道具の移り変わりがあったことも分かる。

『たたき鑿』『羽釣鑿』『大羽釣鑿』『丸乃ミ』『長丸乃ミ』は、『鑿』『乃ミ』の字がついていることから柄のない道具である可能性がある。名称が類似した「タタキ」は柄のある道具であり、重量もタタキは1～1.2kgと『たたき鑿』が1kg以下なのに比べて重い。『羽釣鑿』の小さい重量に近いのはカタヅルで、戸室石石工道具が1～1.2kg、凝灰岩用が1.1kg・3.8kgある。『大羽釣鑿』は3.7kg程度となり重い。これは該当する用具が不明である。

『乃ミ』には『丸乃ミ』『長丸乃ミ』の2種類あり、『長丸乃ミ』が『丸乃ミ』の2倍近く重い。戸室石石工道具の「ノミ」は290～780gで、『丸乃ミ』には類似するものの『長丸乃ミ』の重量に匹敵するものは見られない。

『羽鶴』は1.2kgある。これは、『羽釣木』が書かれていることから柄つきの道具である可能性が高い。「ハヅル」であるとすれば、戸室石石工道具の「ハヅル」は700gであるが凝灰岩用1・2は1.3kg程度で重量的には凝灰岩石工道具に近い。なお、既に述べたカタヅルも戸室石用・凝灰岩石用とともにこの重量に近い。『小つち』は、『つち』が「鎌」とすると「セットウ」か「ゲンノウ」と思われるが、戸室石石工道具はどちらも柄がない品で1.2kg程度と重い。¹⁹は鍛冶用のゲンノウだが重さは749gと類似する。これに関連するものとして『玄翁柄木』と柄の部分のみ特筆している。

『羽のミ』は現物が不明である。遺存する品数が最も多い「ヤ」は『石割矢』に該当すると思われるが、記載がない。『鉄挺』は「カナテコ」で、戸室石石工道具の11kgに比べれば3.7kg程度と軽い。戸室石石工道具のカナテコは160cm程度とかなり長いことから、短いカナテコである可能性も考えられる。『鶴觜』は2.6kg程度と、「ツル」の2.4kgに類似する。『七寸鉸鉄』『六寸鉸鉄』は、『鉸』が「はさま」、『鉄』が「鍛冶のかなばさま」という意味であることから、「アンコバサミ」に類似した鍛冶道具とも考えられる。『七寸』『六寸』を全長とすると21・18cmとなり、「アンコバサミ」の36cmより短い。

以上、近世文書に見られる石工道具と、民俗資料をそのサイズから比較した。『羽鶴』『鶴觜』など名称・サイズとも類似したものもあれば、『たたき鑿』『羽釣鑿』のように名称は類似するがサイズからみて異なる品物と考えられるもの、『鉄挺』『小つち』のように名称から推測できるが品物のサイズが異なるもの、『櫻手木』など現在は使用しないもの、『鎌』『山刀』のように今回の石工道具民俗資料には確認されなかったもの、『羽のミ』のように実物が不明なもの6種類があることがわかった。

このように、『羽鶴』『鶴觜』が名称・サイズとも類似したものであることが分かった。では、この道具を使用した痕跡は金沢城の石垣石に見られる痕跡のどれかということになる。石垣石には多種多様な調整痕跡が見られるが、『羽鶴』『鶴觜』の先端サイズから考えると小さい痕跡ではない。享和～文化年間（1801～1818年）に修理されたと考えられている鼠多門続櫓下では1回ずつ先端が刺さった長楕円形の連続しない痕跡が確認されるが、これは他の石垣に比べて格段に痕跡が大きい。鼠多門続櫓下ではこのような痕跡がツラの最終調整に見られ、その痕跡からツルのように柄が長く長い距離を振り下ろす道具ではなく、柄が短く短い距離を振り下ろして使用する道具と考えられる。柄が短い道具としてはハヅルとカタヅルがあるが、先端が平刃になるハヅルではなく、先端が三角形になるカタヅルのような道具による調整の可能性が高い。

5 まとめ

今回は戸室石石工道具と凝灰岩石工道具の一部でその形や使われ方に共通性があること、凝灰岩石工道具は凝灰岩の石切技法に対応する形態であることを確認し、また近世の文献資料に書かれた道具を民俗資料から類推した。そしてその道具のうち、特にカタヅルが金沢城石垣石の調整に使用された可能性を指摘した。対象とする石材が安山岩と凝灰岩という硬度に差がある石材でありながら「タタキ」や「カタヅル」のように共通する道具が使用されていることは、採石技法の変化とも関連して、収集された戸室石石工道具が近世と比べて変化していると考えた〔石川県金沢城調査研究所2008〕ことと同様に、道具の使用年代からも少なくとも近代以降の変化が大きいものと考えられる。

[註]

大阪府ミノバ石切丁場跡 [岩崎・田中1988]、香川県丸亀城跡、宮城県仙台城跡 [仙台市教育委員会2000] では、近世の石工道具が出土している。

[引用参考文献]

石川県金沢城調査研究所2008『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』

石川県教育委員会1991『石川県の諸職』

岩崎二郎・田中晋作1988『ミノバ石切場跡』(財)大阪府埋蔵文化財協会

金沢城研究調査室2004『御造営方日並記』上

金沢城研究調査室2005『御造営方日並記』下

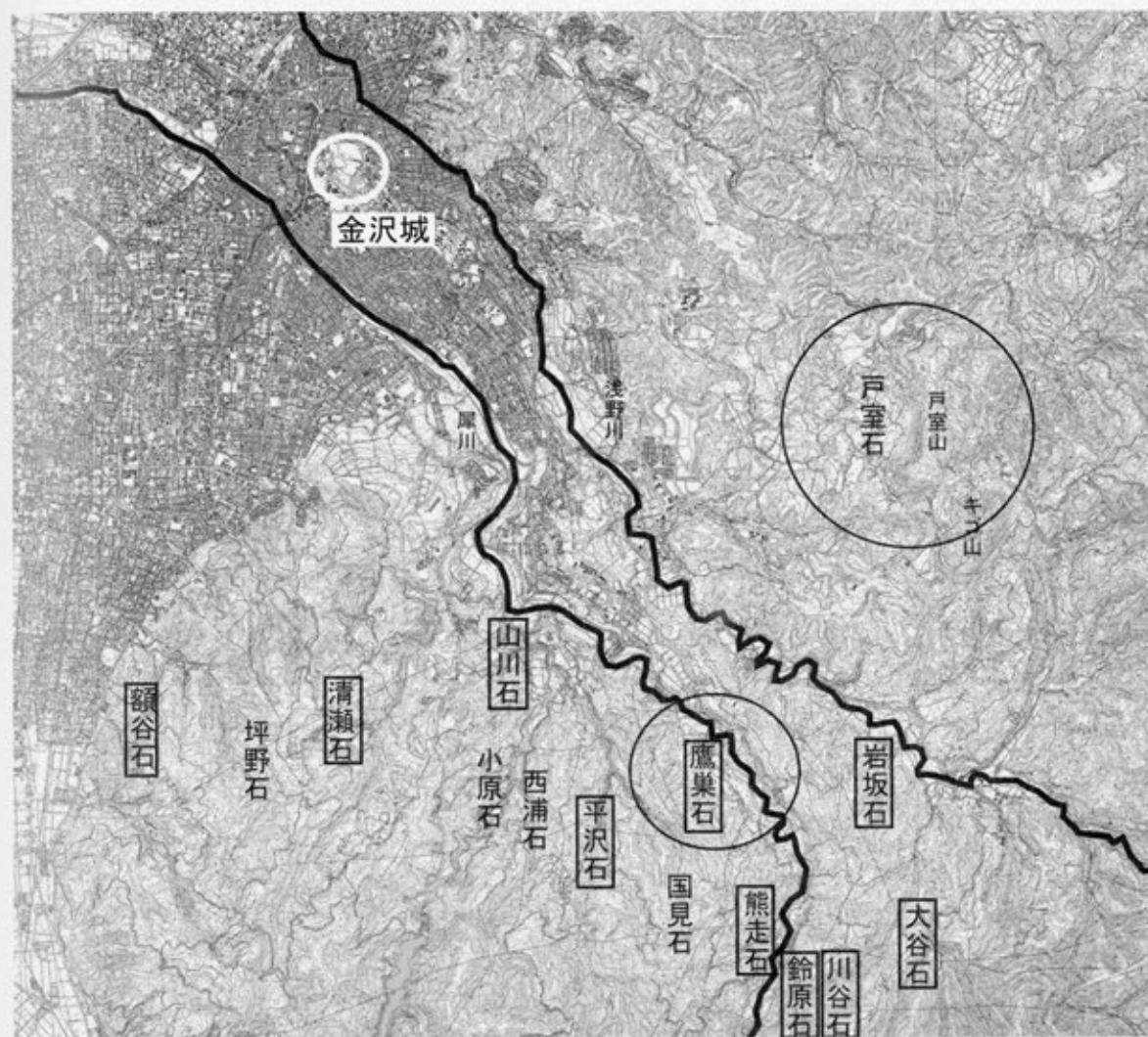
北島俊朗1987『金沢の石切り 石切緊急調査報告書』金沢市教育委員会

北島俊朗1995『戸室石引き道 調査報告書』金沢市

白峰 旬2008「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察」『研究紀要 金沢城研究6』石川県金沢城調査研究所

仙台市教育委員会文化財課2000『仙台城本丸跡の調査』

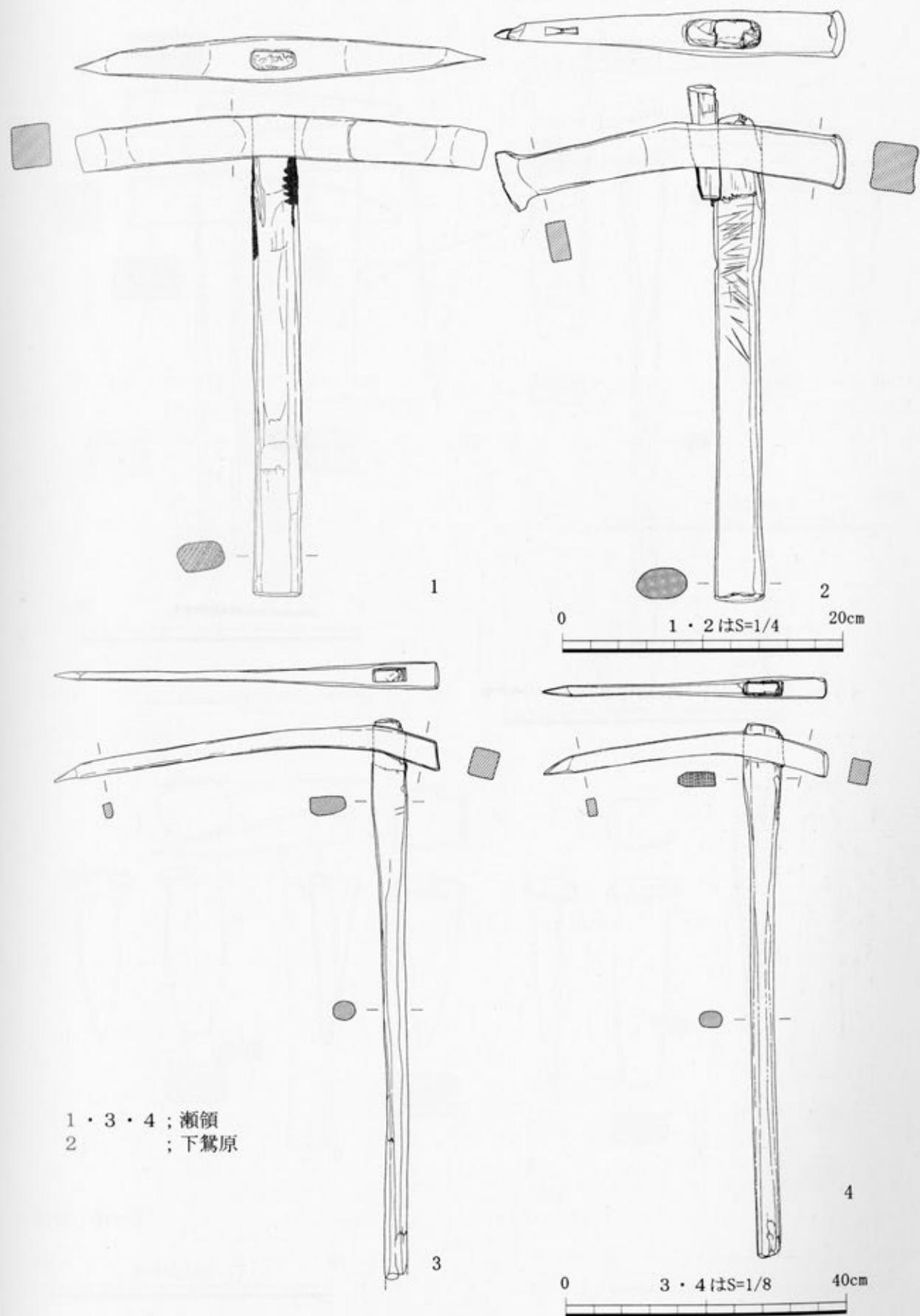
布尾幸恵2008「第5章 石工道具調査報告」『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』石川県金沢城調査研究所



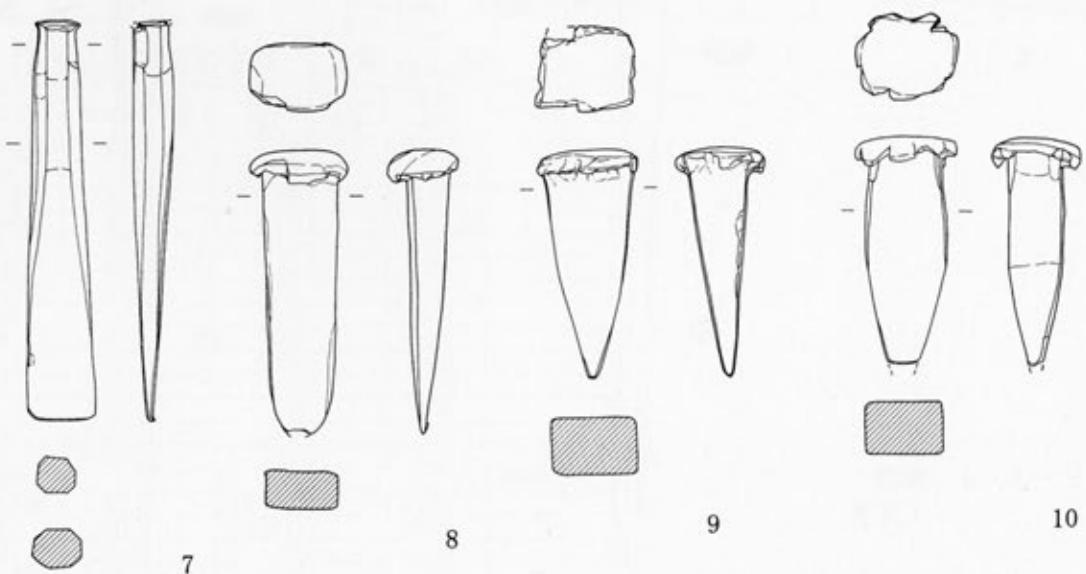
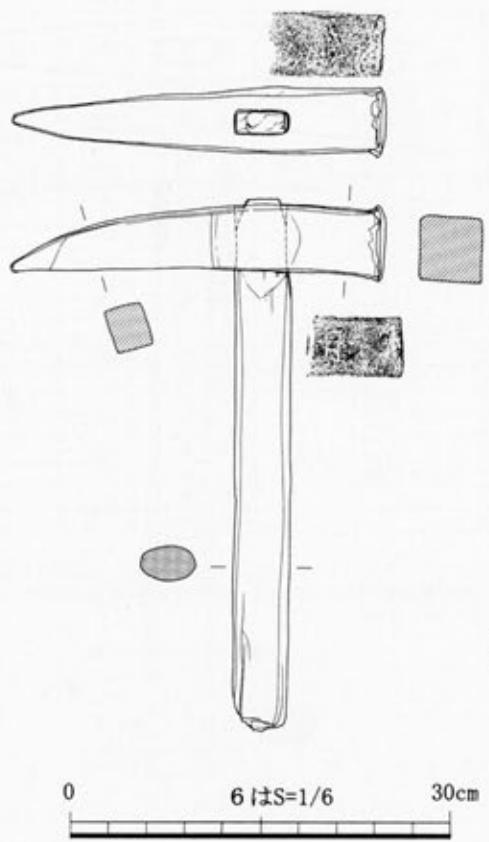
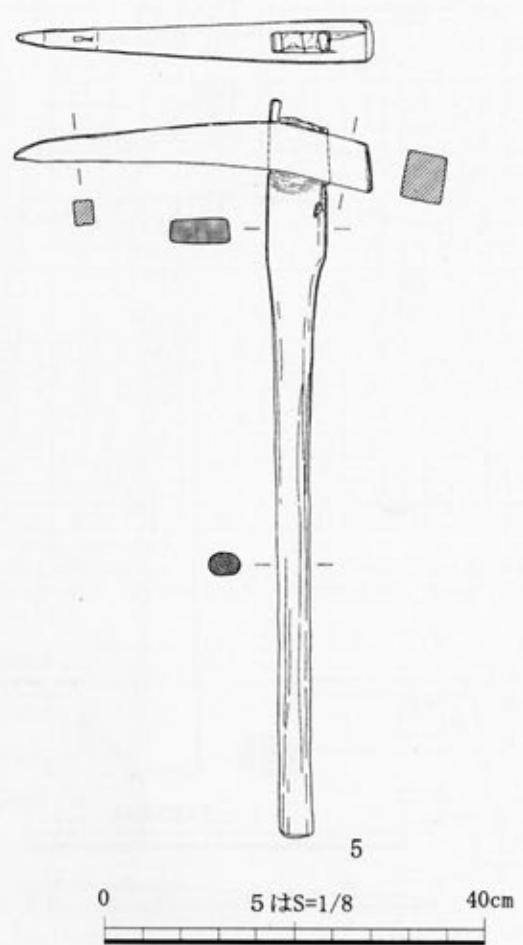
(□は軟質の石、石材名・場所は[北島1987]による)



第1図 金沢市内で産する主な石材名



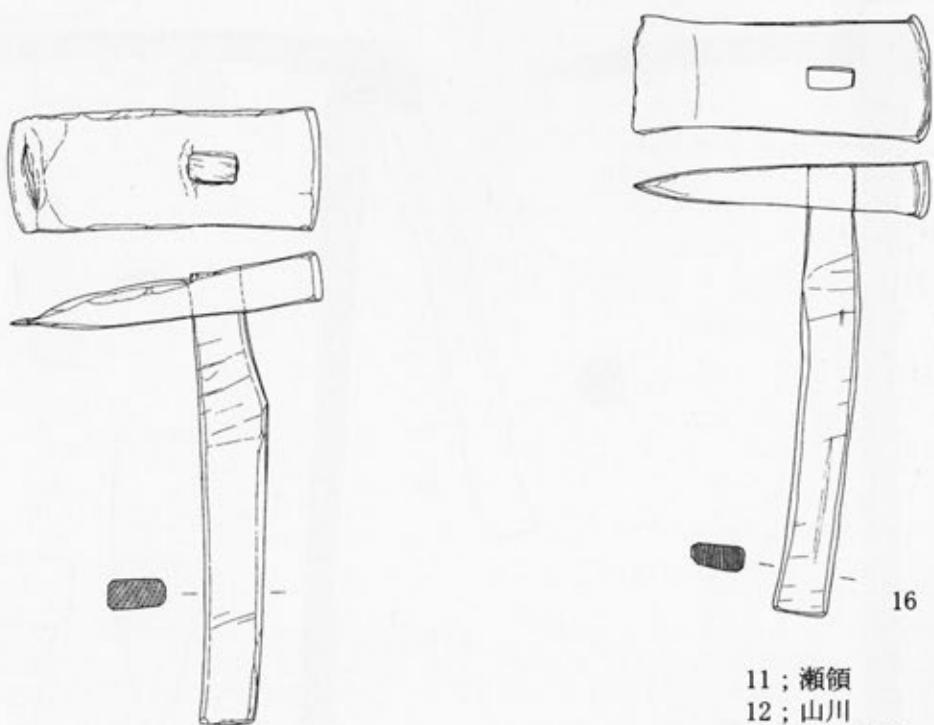
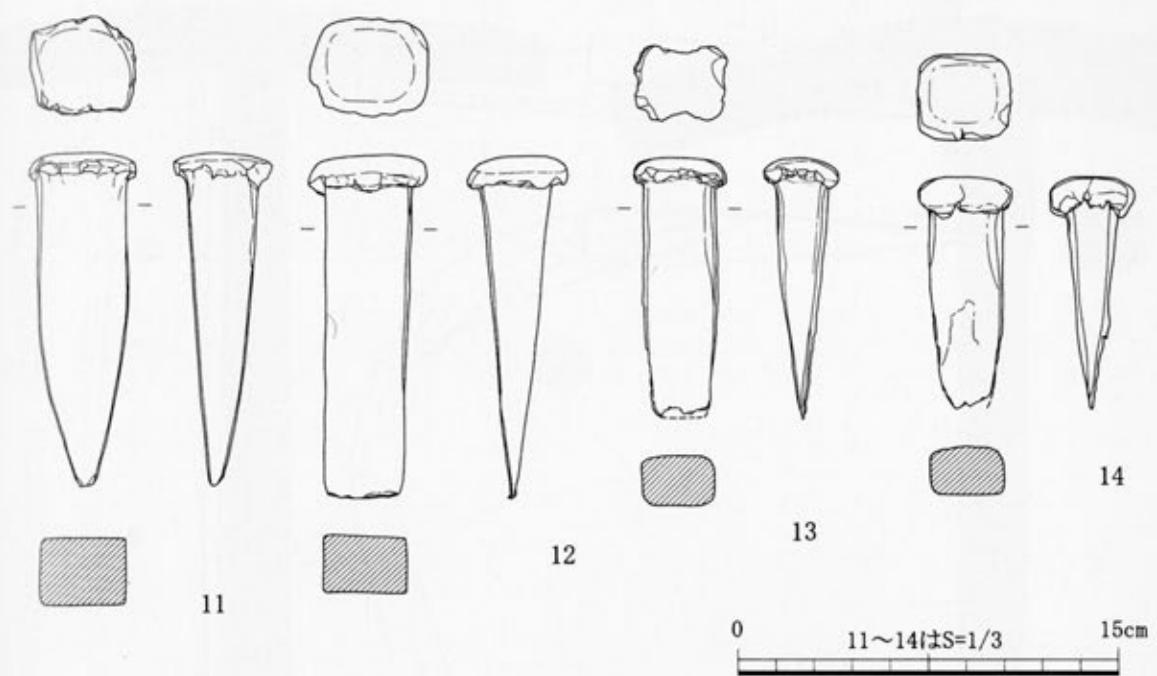
第2図 石工道具 (1)



5~10 ; 濱領

0 7~10はS=1/3 15cm

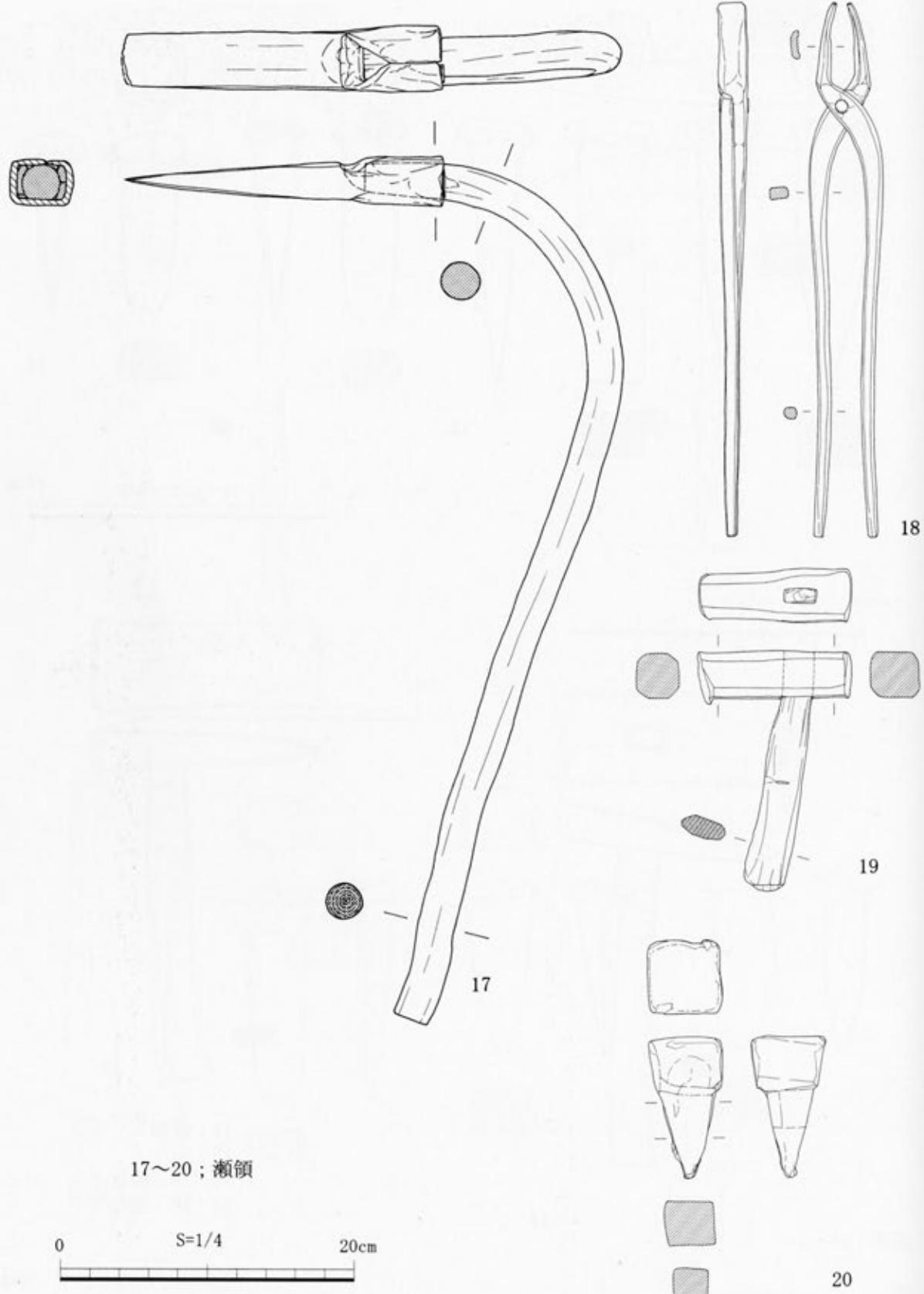
第3図 石工道具 (2)



11 ; 濱領
12 ; 山川
13・14 ; 額谷
15・16 ; 相合谷

0 15・16はS=1/4 20cm

第4図 石工道具 (3)



第5図 石工道具 (4)



1



2



3



4

石工道具 1



石工道具 2



石工道具 3

全国穴太・石垣関係史料Ⅱ

白峰 旬

緒言

本稿は、前稿「全国穴太・石垣関係史料」⁽¹⁾に引き続き作成した史料リストである。前稿が福岡藩（黒田家）、柳川藩（立花家）、久留米藩（有馬家）、小倉藩・熊本藩（細川家）の穴太関係や石材調達・石垣普請関係の史料リストを作成したのに対して、本稿では、近世前期の江戸城普請に関する基本史料である『東京市史稿』皇城編第1、築城関係で著名な近世初期の大名藤堂高虎の関係文書集である『藤堂高虎文書の研究』⁽²⁾、『藤堂高虎文書集』⁽³⁾、豊後岡藩主中川家の関係史料である『中川氏御年譜』⁽⁴⁾、熊本藩主細川忠利の裁可文書である『藩主裁可文書』1⁽⁵⁾について史料リストを作成した。

この史料リストにより、江戸時代初期の公儀普請における石材調達や石垣構築に関するキーワードを一覧として把握することができる。本稿で取り上げた各史料のポイントとなる諸点を以下にまとめ列記したい。

▼『東京市史稿』皇城編第1

①慶長11年（1606）、黒田長政が毛利輝元より大角（石）2つを譲り受けた（459～460頁）、②慶長11年、黒田長政は藤堂家へ角石を譲り渡した（461頁）、③慶長11年、黒田長政は伊豆山にて杭木を1000本調達するように家臣に指示したが、もみの木は早く腐るので必要ないと指示している（461頁）、④慶長11年、黒田長政は、石の運搬に関して、薪を買って船々の「おもて」まで下木として積み、すべての船に平石を積むように家臣に指示した（463頁）、⑤慶長19年（1614）、黒田長政は、江戸での大石・栗石の石上場（石を陸揚げするところ）をとらなかったことに関して家臣を叱責している（627頁）、⑥元和6年（1620）、將軍徳川秀忠は石を3万個町人に命じ、伊豆にて「誰々石場」であっても（よいから石を）用意するように命じたので、町人が「とりかち」に石場を取った（731頁）、⑦寛永11年（1634）、藤堂高次は、栗石1500坪がすでに江戸で買い置いてあるが、再来年の普請準備のため、さらに必要なだけ少し余分に買うように家臣に指示した（891頁）、⑧寛永13年（1636）の普請条目には、石場を論ずべからず、という一条がある（944頁）、⑨寛永13年、雨のため細川忠利の丁場の平石垣が崩れ、このことが將軍徳川家光の「御聞」に達したが、細川忠利の丁場は「地心」が悪いことがわかっていたので気遣いないように老中が細川忠利に対して申し入れた（947頁）、⑩寛永12年（1635）、御成橋の見付一つ分の栗石を日用に見積もらせたところ、6500両程で請け負うことがわかった（990頁）、⑪寛永12年、神田橋から数寄屋橋までの1300～1400間は、くじ取で丁場が決まり次第に石・栗石を寄せる予定になった（990～991頁）、⑫寛永13年の普請では、諸大名に対して、1万石につき本石組の分49坪程ずつがあたり、このほかに見付5ヶ所について大方1万石につき15坪ほどずつがあたるほか、水敵なども命じられたならば多分（1万石につき）70坪もあたるという予定になった（992頁）、⑬寛永13年の普請に対する前年の準備（細川家）では、栗石は1坪につき小判2両であり、伊豆よりの石船の運賃は、100石（100石積みの意味か？）につき22～23両程ずつであった（993頁）、⑭寛永13年の普請では、細川家が担当する見付の石は、細川忠利の好みにより石の大小がないように命じられていたので、他の大名家とは違い、石（の大きさが）そろっていて、丁場が完成すれば、ことのほか見事になる予定であった（1004頁）、⑮寛永16年（1639）、毛利家は、大角石10・角脇（石）10・平石500を幕府へ献上している⁽⁶⁾（1173～1174頁）。

このほか、寛永19年（1642）の普請において老中から出された7ヶ条の条目には、（a）角石・平石ともに大小場所を見合わせて（石垣を）つかせる（=築かせる）べきこと、（b）「石つゝ（きカ）」（=石築き）のことは、現在ある石垣の際は、そのところに合わせるように（石を）切らせて、新規の分

は木形に書き付けるので、その通りに（石を）切らせるべきこと、（c）大栗石・小栗石ともに堅石を受け取り、入れさせるべきこと、（d）所々の石垣に「石きれ」（=石切れ）や「横石」がないようにつかせて（=築かせて）、もし、1つでも「つきゝれ」（=築き切れ）が見つかったならば、「ならし」（=天端）を置いていても、崩してつきなおす（=築き直す）べきこと⁽⁷⁾、（e）石を道通りに捨て置かないように申し付けるべきこと、などの条項がある（1243～1244頁）。

▼『藤堂高虎文書の研究』

①元和6年、大坂城普請において、藤堂高虎は、加茂（山城国）で採石をさせて、「石きらせ候所」について、船着きまたは「石出しつみ」のよいところであれば、石を切らせるように指示したが、石があっても石船がのぼれないところは（石切り場として）必要ないので、「石つみ候済」より上（の場所）にては（石切り場として）必要なことを家臣に対して指示している（25号）、②元和6年、大坂城普請において、藤堂高虎は、普請の者2000人、つなそ（=綱麻）2000貫目、松のなま木・丸太2000本が、池田忠雄（岡山藩主）の大石引きに役に立つので、家臣4名を添えて遣わすように指示している（29号）、③元和6年、大坂城普請において、藤堂高虎は、2つの角石が丁場へ着いたかどうか報告をするように家臣に指示し、その後、その旨の報告を受けている（29号、30号）、④元和6、7年頃、大坂城普請において、藤堂高虎は、栗石を石面より三間程（のところ）に入れ、（栗石の）裏へは土を入れるように家臣に対して指示している（176号）、⑤元和6、7年頃、大坂城普請において、藤堂高虎は、加茂（山城国）で採石して、石1つにつき15匁より少し高くても船で淀へ石を下し、さらに淀から大坂へ船で石を運ぶように指示した（28号、178号）。

▼『藤堂高虎文書集』

前掲『藤堂高虎文書の研究』所収の高虎文書と重複する文書もあり⁽⁸⁾、その部分において注意される諸点は上述のようになる。それ以外に、大坂城普請における採石地、運搬地をまとめると、①淀よりの石〔加茂（山城国）から採石して淀を経由して大坂へ船で運搬した〕（111頁）、②伏見城の破却石（100、103、110頁）、③加茂（山城国）の石（105、106頁）、④小豆島の石（106、111頁）、⑤和泉のたんのわ（=和泉国泉州郡淡輪）〔人足20人に栗石を拾わせた〕（109頁）、⑥うり石（=壳石）（110～111頁）、などであった。

▼『中川氏御年譜』

①寛永6年（1629）の江戸城普請のため、前年に幕府は伊豆より江戸への石積船として、岡藩（中川家）に対して領内にある100石積以上の船を伊豆へまわすように命じたので（『年譜』、133頁）、岡藩では領内の船3艘に水主・船頭とともに45人を添えて出した（『附録・別録』、218頁）、②万治元年（1658）の江戸城普請において、幕府は、角石・角脇（石）・平石ともに大小場所を見合わせ石組がよいようにつかせる（=築かせる）べきこと、角石は「うは口」を切り合させ、「胴込」は張り合わせて念を入れてつかせる（=築かせる）べきこと、面切りは「中すたれ」にすること、などの7ヶ条の条目を出しているが（『年譜』、173～174頁）、この7ヶ条の条目の中には、上述の寛永19年の7ヶ条の条目（『東京市史稿』皇城編第1、1243～1244頁）とほぼ同文の条項がある、③慶長19年の（江戸城普請の時に使用した）石割道具は江戸屋敷の長屋に入れてあるので、日用にて石場へ遣わすように指示しているが、この場合、石道具が来ないと普請の者共が（石場で）遊んでしまうため急がせている（『附録・別録』、68、85頁）、④慶長15年（1610）、名古屋城普請に関係して、中川秀成（豊後岡藩主）は、栗石はのちのちには安くなるので、まず10坪ほど買い置くように指示したほか、石場を受け取ったのかどうか報告するように指示している（『附録・別録』、72頁）、⑤その後、去年から取っておいた石場が役に立たない、という報告を家臣から受けた中川秀成は、家臣が石場に派遣されではや10日以上経つのにまだ石を割らせず、今頃石場が役に立たないことがわかったことを厳しく叱責している（『附録・別録』、72～73頁）、⑥また、中川秀成は、（幕府から）割り付けられた石場について家臣がわかっていないことを叱責して、早急に知らせるように督促するとともに、石場がわかり次第、石場の状況により

海船か川船を準備することを伝えている（『附録・別録』、73頁）、⑦さらに、中川秀成は、割れない石と割れる石は一つ割ってもわかるのに、石場が役に立たないことを今頃報告したことに対して厳しく叱責し、もし普請の準備が間違って「上様より御たゝり」があれば、そちらに派遣した家臣を妻子以下まで成敗すると述べている（『附録・別録』、72頁）、⑧慶長15年、山内忠義（高知藩主）へも急に名古屋城普請役が命じられることになったため、中川秀成は、それまで山内忠義より申し受けた山内忠義の石場と石をすべて山内忠義へ返すように家臣へ指示し、その他の石場を見立てるよう指示した（『附録・別録』、73頁）、⑨慶長15年、中川秀成は当初、名古屋城普請役を命じられたが、丹波亀山城の普請役に変更になったため、割っておいた大石・栗石、船着きへ出しておいた石を含め石場をすべて池田利隆（姫路藩主）に対して引き渡すように指示している（『附録・別録』、74頁）、⑩石持の小棒は、さるすべりの木が特によいので、140～150本切らせておくように中川秀成は家臣に対し指示した（『附録・別録』、80頁）、⑪中川久盛（豊後岡藩主）は、元和6年の大坂城普請役を課せられ、前年の準備段階において、御影（摂津国）、飯盛（河内国）に石場を取り、家臣に普請の者を添えて付けておいたが、早くも「よそ衆」が石場に入り込んでトラブル（「出入り」）になった（『附録・別録』、89頁）、⑫寛永元年（1624）の大坂城普請では、空堀から水堀に変更になったため、普請坪数が1万石につき52坪5歩のところ、のちに2坪2歩5厘増になった（『附録・別録』、98頁）、⑬寛永元年の大坂城普請において、岡藩（中川家）では、小豆島から大坂へ大石を取り寄せるため、加子30人と船2艘、そのほかの船は大坂で調達する予定であった（『附録・別録』、98頁）、⑭万治元年の江戸城普請における石引きと思われる図が掲載されている（『附録・別録』、149頁）、⑮寛永元年の大坂城普請において、岡藩（中川家）では、小豆島・御影・飯盛の3ヶ所より大石660余を船に積み運搬した（『附録・別録』、218頁）、⑯元和6年の大坂城普請では、加藤忠広が大石引きをおこない、過分の銀子が必要になりいずれもが迷惑した（『附録・別録』、297頁）。

▼『藩主裁可文書』1

小倉藩（細川家）では、元和7年、寛永元年に小豆島、元和8年に塩飽諸島で採石したことがわかる（60、66、164号）。

以上のように、上記の諸史料からは、江戸時代初期の公儀普請における種々の論点として、石場確保の重要性、大名間での石場の貸し借り、大名間での石場や石材の譲渡、石垣構築上の技術的注意点、栗石の購入、石材の区分、石材の個数、石材の運搬、大石引きでの使用用具と必要人数、石切り場の場所的条件、石割りの判別方法、普請準備が遅延した場合の家中に対する厳罰主義、などが具体的に理解できる。

特に、公儀普請（江戸城普請）において幕府が出した条目で、石垣構築の際に、石切れや横石を禁じて1つでも「つききれ」（=築き切れ）が見つかったならば、「ならし」（=天端）を置いていても、崩してつきなおす（=築き直す）ように命じたこと（『東京市史稿』皇城編第1、1244頁）、石垣構築に関して木形をもとにして、その（木形における石垣の勾配や石の形・大きさなどの）通りに石を切らせたこと（『東京市史稿』皇城編第1、1243頁）、石場を先に確保しても、あとで他大名の者が割り込んでトラブルになったケースがある（つまり、石場を先に取っても、それ以後、その大名が固定的に領有できなかったケースもある）こと（『中川氏御年譜・附録・別録』、89頁）などは、注目される点である。

上記の史料内容に関する詳しい分析は、後日、別稿を用意する予定であり、その点の検討については他日を期すこととした。

[註]

- (1)『東京市史稿』皇城編第1（東京市役所、1911年）。
- (2)久保文武『藤堂高虎文書の研究』（清文堂出版、2005年）。
- (3)福井健二編著・角倉利監修『藤堂高虎文書集』（藤堂高虎公入府四百年記念）（伊賀文化産業協会、2008年）。
- (4)『中川氏御年譜』年譜（竹田市、2007年）。『中川氏御年譜』附録・別録（竹田市、2007年）。
- (5)熊本大学史料叢書刊行会編『藩主裁可文書』1（熊本大学史料叢書刊行会、1990年）。
- (6)「平石」という名称が注意されるほか、この場合、大角石・角脇石・平石のそれぞれの個数の差に注目すると、使用される各種の石材数の比率が理解できる。
- (7)この場合の「石きれ」、「横石」、「つきゝれ」が具体的にどのような状態を意味するのか、という検討は今後の課題である。
- (8)『藤堂高虎文書の研究』と後掲『藤堂高虎文書集』において、石垣・石材関係で同一の文書は以下のようになる。『藤堂高虎文書の研究』22号=『藤堂高虎文書集』103頁、23号=100頁（以下、両書名は省略する）、24号=105頁、25号=106頁、26号=109頁、28号=111頁、29号=110頁、30号=112頁、31号=71頁、32号=113頁。

▼『東京市史稿』皇城編第1

■慶長11年の江戸城普請				
年月日	発給者	宛所	キーワード	頁数
慶長10. 11. 12	黒田長政	北村半次 他10名	石船之注文、以上百四十艘、残而拾艘 〔黒田御用記〕	451頁
(慶長10) 11. 29	黒田長政	馬杉喜右衛門	石船百艘分出来、年内中に江戸へ廻、天氣次第、普請道具 〔黒田御用記〕	452頁
(慶長10) 8. 20	毛利輝元	福原広俊	公役、江戸御公役、上州御指南 〔毛利氏四代実録考証論断〕	390頁
(慶長11カ) 2. 19	島津義弘	島津忠恒	石漕船、出船、上洛、御城、江戸之御隙明 〔薩藩旧記〕	384頁
(慶長11) 2. 1	毛利輝元	飯田元存	公儀石舟、江戸 〔毛利氏四代実録考証論断〕	421頁
(慶長11) 2. 26	毛利輝元	益田元祥	船不足、五十艘、石場、三浦之石悪候、伊豆、一段手をくれ 〔毛利氏四代実録考証論断〕	426頁
(慶長11) 3. 9	黒田長政	岸本九蔵 他2名	わり石、何十人もちの石、石数、普請之者、未進過上之算用、其地にわり置候石、運賃船 〔黒田御用記〕	453頁
(慶長11) 3. 10	毛利秀就	益田元祥	其元長々逗留、石場、船、各御普請之者共 〔毛利氏四代実録考証論断〕	427頁
(慶長11) 3. 19	毛利輝元	益田元祥	石場、石舟につみ候、石船、借舟、公儀之御船 〔毛利氏四代実録考証論断〕	429頁
(慶長11) 3. 20	加藤清正	岡本弥一郎	石舟下積、わり木、江戸參著 〔岡本文書〕	469頁
(慶長11) 3. 23	毛利輝元	飯田元存	石船延引、長々滞留、小肝煎之もの共 〔毛利氏四代実録考証論断〕	432頁
(慶長11) 3. 23	毛利輝元	沓屋元綱	同上 〔毛利氏四代実録考証論断〕	432頁
(慶長11) 3. 24	毛利輝元	益田元祥	船、其元普請、江戸 〔毛利氏四代実録考証論断〕	433頁
(慶長11) 3. 24	黒田長政	麻生三右衛門 ・岸本九蔵	角石・地石之つら切、右之石主 〔麻生文書〕	454頁
(慶長11) 3. 25	毛利秀就	益田元祥	石船遅々、此方手前之町場、御公役一大事、組頭之者共 〔毛利氏四代実録考証論断〕	434頁
(慶長11) 3. 5 (25カ)	毛利秀就	山内九郎兵衛 他6名	石船遅々、此方町場、多分之石船、一大事、各組頭之者共 〔毛利氏四代実録考証論断〕	435頁
(慶長11) 4. 15	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	角わき、ひかへ、長さ四尺、四ツすみ、きりたし 〔麻生文書〕	454頁

(慶長11) 4. 20	毛利輝元	益田元祥	其元御普請之趣、此方之船など、石垣之儀 〔毛利氏四代実録考証論断〕	439頁
(慶長11) 4. 20	黒田長政	長浜新太郎 他5名	角わき、四ツハ廿四日五日之間に可為出来、 残而二ツハ今月中に可相済由、石船、立石、 四人之組頭 〔麻生文書〕	455頁
(慶長11) 4. 21	黒田長政	黒田内膳	石船十艘、割石三千、石の本、高石垣、運賃 〔黒田御用記〕	456頁
(慶長11) 4. 26	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	荒切角石之覚、角石拾貳、角脇拾貳、大石、 切たし 〔麻生文書〕	457頁
(慶長11) 4. 27	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	-	角脇割符之事、角石三、角脇三、毛利但馬殿 くミ、桐山丹波殿くミ、黒田美作殿くミ、井 上周防殿くミ、穴太、石之様子 〔麻生文書〕	458頁
(慶長11) 4. 28	毛利輝元	益田元祥	其表御普請、伊豆、公儀 〔毛利氏四代実録考証論断〕	441頁
-	黒田長政カ	麻生三右衛門 カ	従公儀角石當り候、其元にて申付きらせ、つ ら三尺四方、長さ六尺、角五ツ、つら貳尺よ り三尺之間、長さ五尺六尺之間、角五ツ、以 上石数拾 〔麻生文書〕	458頁
(慶長11) 5. 26	黒田長政	庄半太夫 他2名	立石、つらきり、大角貳、二方つらきり、つ らきりの者、うし車 〔黒田御用記〕	459頁
(慶長11) 5. 29	黒田長政	庄半太夫	だんの石、きらせ、三十ほど出来、石垣、本 丸之分、たんの石、立石 〔黒田御用記〕	459頁
(慶長11) 6. 5	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	身かくしの石、四百ノ人数、當月中に切立、 小角之内、身かくしに成可申石、切せ可申 〔麻生文書〕	460頁
(慶長11) 6. 13	黒田長政	庄半太夫	だんの石、毛利殿より給候大角のつらきり、 たて石、大角之つらきり 〔黒田御用記〕	460頁
(慶長11) 6. 21	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	藤堂所への角石、廿の見かくし石、此石共、 くい木之本、伊豆山にて千本、なま木、代物、 九百本、石舟 〔麻生文書〕	461頁
(慶長11) 6. 30	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	たうげよりはと場迄之道、石をとし、道作り、 舟、貳百之人、みかくしの石、大角一ツ、角 脇壹ツ、くり石かい、銀子、薪、下木、惣様 之舟、平之石、無精なる者あらため 〔麻生文書〕	462頁
(慶長11) 7. 22	黒田長政	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	爰元町場坪数かさみ候、石之さん用違、千六 百、外に千四百入増、はと出、水たゝきの石、 廿人卅人持之石、去年より割をく石、まくり 出、手船、運賃舟、小判五十切、石数千ほど、 身かくし石前後百、爰元へ廿三着、此外に拾 八、最前申遣千六百、只今申遣入まし千四百、 都合三千之分、入候ハて不叶石 〔麻生文書〕	463頁
(慶長11) 7. 23	栗山利章	麻生三右衛門 ・長浜新太郎	其元之石、舟につみ、此状參著之時迄之様子、 石御急之儀 〔麻生文書〕	464頁
(慶長11) 8. 9	黒田長政	黒田吉兵衛 他2名	石數千二百餘之都合、只今迄參候分明日より 千二百之都合可積越、角石 〔黒田御用記〕	465頁
(慶長11カ) 8. 23	徳川秀忠	藤堂高虎	石船遅来候、石数一二万程 〔高山公実録〕	488頁
■慶長19年の江戸城普請				
(慶長19) 3. 14	細川忠興	長岡左馬助 ・長岡式部少輔	未根石おき不申候、根石之所、土居之根切、 根石置、一丁場出来 〔新撰御家譜〕	617頁
(慶長19) 8. 2	細川忠興	細川忠利	石場二人上候儀、くり石早々かい、小判、舟、 運賃舟、大石、くり石、石上場 〔新撰御家譜〕	626頁
(慶長19) 9. 14	毛利秀就	-	私手前町場、石力キ分相調、堀之土上ヶ申候 〔毛利文書〕	601頁 664頁

■毛利氏の石材献上(元和4年)				
(元和4) 5. 1	毛利輝元	益田元祥 他1名	江戸御天守來年立かはり、此方石など、諸大名衆のしたく 〔毛利氏四代実録考証論断〕	716頁
(元和4) 6. 5	祖三右元信 他2名	国司備後守	江戸御進上之角石、御普請役、右之石相調 〔毛利氏四代実録考証論断〕	716頁
(元和4) 6. 5	祖三右元信 他2名	益田河内守	同 上 〔毛利氏四代実録考証論断〕	716頁
(元和4) 6. 7	毛利輝元	益田元祥 他1名	諸大名衆進上之石用意 〔毛利氏四代実録考証論断〕	718頁
(元和4) 6. 21	毛利輝元	益田元祥	来々年も西国(衆)石垣、今度進上石之事、す み石、撰州三影、角石用意、石切 〔毛利氏四代実録考証論断〕	717頁 719頁
(元和4) 6. 28	毛利輝元	益田元祥 他1名	来々年西国衆二八石垣當り、内々用意、進上 之石 〔毛利氏四代実録考証論断〕	721頁
(元和4) 6. 28	毛利輝元	益田元祥 他1名	進上石、石之誘、船、石數、隅石三十、す み脇引合六拾、石屋より之注文、角石、運賃、 石之置所、賃船、諸大名衆も石進上、御天守 御材木取、石垣、石誘、伊豆、石場、普請之者 〔毛利氏四代実録考証論断〕	722頁
(元和4) 8. 25	毛利輝元	益田元祥 他1名	石、伊豆、人數貳百 〔毛利氏四代実録考証論断〕	725頁
(元和4) 9. 11	毛利輝元	益田元祥 他1名	從伊豆之石漕、警固衆、當年仕組之船 〔毛利氏四代実録考証論断〕	724頁
(元和4) 9. 17	毛利輝元	杉岡吉兵衛	各伊豆着之日限、十月二十日限、町場 〔毛利氏四代実録考証論断〕	726頁
■元和6年の江戸城普請				
(元和6) 1. 15	(細川忠利)	長岡式部少輔	江戸も御普請の用意、石を三万上様より町人 ニ被仰付候、伊豆、石場、とりかちニ石場を 町人取申候、御石、御石場、伊豆ニ御切置被 成候石二千程、諸大名寄せ置候石、見事なる 石、諸大名衆石重而進上、爰元御用意之大石・ くり石、上様御石奉行 〔新撰御家譜〕	731頁
(元和6) 2. 5	(細川忠利)	長舟十右衛門	さま石御進上、石三千、石進上、へき石、く り石、小石、二千、くり石ハ五六百坪、御石 舟、口々石垣 〔新撰御家譜〕	733頁
(元和6) 3. 29	細川忠興	細川忠利 他1名	今度御石垣、はれかましき所望被申衆 〔新撰御家譜〕 ※大坂城再築(元和6年)に關係するか?	738頁
(元和6) 9. 6	伊達政宗	津田豊前守	其元御普請石垣之分、漸可為出來、サラヒ普 請之所 〔伊達治家記録〕	757頁
■寛永6年の江戸城普請				
(寛永5) 9. 24	伊達政宗	茂庭良綱・ 奥山大学	江戸ニ來年石垣之御普請、石ヲ從上様被相出、 手伝、綱・棒其外手伝ニ可入道具共、内々用 意、御普請之支度 〔伊達治家記録〕	838頁
(寛永5) 11. 18	永井尚政・ 酒井忠勝・ 土井利勝・ 酒井忠世	竹腰正信・ 成瀬正成・ 安藤直次・ 水野重良	來年御普請、於伊豆石を割、石之寸尺・員數、 伊豆江戸迄之海上、運賃、荷物舟、伊豆、石 を積候様、舟之員數書立 〔東武実録〕	805頁
(寛永5) 11. 18	永井尚政・ 酒井忠勝・ 土井利勝・ 酒井忠世	鳥居成次・ 朝倉宣正	來年江戸御普請、於伊豆石を割 〔東武実録〕	807頁
(寛永5) 11. 18	永井尚政・ 酒井忠勝・ 土井利勝・ 酒井忠世	伊達政宗・ 佐竹義宣・ 上杉定勝・ 南部利直	來年江戸御普請、石垣を築、御堀をほり、御 役、石之儀 〔東武実録〕	808頁

(寛永5) 11. 20	伊達政宗	加々爪忠澄	御普請之義、石持棒、スリ木、カシノ木テコ木、シキ木、カナクサリ、ヲツナ、ケンヲウ、カナテコ、ツルノハシ、ツヽサヒ、澤山二用意申付 〔伊達治家記録〕	840頁
(寛永5) 11. 20	伊達政宗	伊達忠宗	御普請之義、御内儀、御普請道具、石持棒、スリ木、カシノ木テコ木、シキ木、カナクサリ、ヲツナ、ケンヲウ、カナテコ、ツルノハシ、ツヽサヒ、右之内スリ木ハ先無用、御普請下奉行 〔伊達治家記録〕	841頁
(寛永5) 11. 20	伊達政宗	内藤正重	来年御普請、石垣之諸道具、石持棒、シキ木、カシノキテコ、カナテコ、ツナ、スリ木、ケンヲウ、ツヽサヒ、ツルノハシ、カナクサリ、悉用意申付 〔伊達治家記録〕	842頁
(寛永5) 12. 3	伊達政宗	安倍正之他3名	江戸石垣築申事、堀御普請 〔伊達治家記録〕	844頁
(寛永5) 12. 4	上杉定勝	酒井忠世他3名	来年石垣堀御普請、石之儀 〔上杉年譜〕	853頁
(寛永5) 12. 4	上杉定勝	加藤光直他2名	其許石垣御隍御普請、大石、涅石、人数之儀、下奉行 〔上杉年譜〕	853頁
(寛永5) 12. 21	細川忠興	細川忠利	伊豆より江戸へ御石積廻船、公儀御奉行衆、知行分之舟数、伊豆より江戸へ石つみ廻し候 〔新撰御家譜〕	810頁
寛永6. 1. 14	—	—	御石垣御吉日 〔本光国師日記〕	823頁
寛永6. 5. 23	—	—	御石垣始御吉日 〔本光国師日記〕	825頁
寛永6. 6. 2	—	—	石垣御鍬始御吉日 〔本光国師日記〕	826頁

■寛永12年の江戸城普請(二の丸拡張)

(寛永11) 11. 21	藤堂高次	藤堂右京他3名	於江戸買石手廻、西国衆用意之次第、本役、石数、伊豆、来年より石切せ可然候、普請道具、買物、御普請奉行衆、買石、伊豆御石場奉行衆、船、拾艘、つな、役之者、小屋場、栗石千五百坪、江戸にて買置、さまいし 〔藤堂氏記録抜抄〕	889頁
(寛永11) 12. 7	佐久間実勝他3名	—	来年御普請、下奉行衆、伊豆・相模二面石取、石上場 〔藤堂氏記録抜抄〕	891頁

■寛永13年の江戸城普請(外郭の大修築)

(寛永11) 11. 9	堀田正盛	毛利秀就	来々年於江戸御普請、石垣御普請、江戸・伊豆両所之石場割符、御奉行 〔毛利家記録〕	962頁
(寛永12) 2. 18	黒田忠之	小河織部	伊豆石場萬奉行之者、惣奉行、扶持方、大石、くり石、運賃船、鍛冶奉行、棒・つな・此外普請道具奉行、普請奉行、普請肝煎、舟奉行、扶持方奉行 〔黒田御用記〕	1021頁
(寛永12) 2. 19	黒田高政	小河織部	真鶴石場之儀、石場早々御渡候 〔黒田御用記〕	1023頁
(寛永12) 3. 9	佐藤安右衛門	長岡監物	御普請之趣、角石、同わき、築石、出石、御自分石、くり石、丁場、日用、御半役高、地心あしく候、地心もよく、一番わり、けん尺、くじ取、御丁場、石・くり石、御普請御組頭 〔新撰御家譜〕	990頁
(寛永12) 3. 10	坂崎半兵衛	長岡監物	爰元御普請之様體、来年、御半役之衆、御本役之衆、坪数、水敵之外、下奉行、来年之御普請入目、くり石も一坪二付小判貳両、伊豆より石舟之運賃、御家中之石船、御丁場割、石・くり石をもよせ候様ニ、御奉行衆、丁場之分、本丁場、角出し石 〔新撰御家譜〕	992頁
(寛永12) 4. 20	毛利秀就	毛利元俱・清水景春・宍道元兼	来年御普請、伊豆より之石船、加子、船着、石之運び、くり、役者三百人、普請之者、弓鉄炮之者、役目之者 〔毛利氏四代実録考証論断〕	969頁

(寛永12) 8. 7	細川忠利	長岡佐渡守 他2名	くり石不残丁場へよせ置、とつて築、五間石垣出来、日積り 〔新撰御家譜〕	996頁
(寛永12) 8. 9	長岡監物	松野織部 他1名	来年御普請之御用意、御石、六千程寄申候旨 〔新撰御家譜〕	998頁
(寛永12) 11. 17	谷忠兵衛	長岡監物	公儀御普請、くわ初来春、御町場、地心もよく、石・角石・平石垣之付石、栗石、御小屋場、當春より伊豆へ被遣候御役人、御町場 〔新撰御家譜〕	1004頁
(寛永12) 12. 7	作十兵 他2名	—	大キなる御普請、一番御丁場、築石、栗石、見付之大角 〔毛利氏四代実録考証論断〕	972頁
寛永13. 1. 8	—	—	江戸惣構石垣御普請之時御條目 〔御制法〕 ※7ヶ条の中の一条に「不可論石場事」の条項がある	943頁
(寛永13) 1. 21	阿部忠秋 他3名	細川忠利	丁場之平石垣崩候、地心悪敷候 〔新撰御家譜〕	947頁
■寛永14年の江戸城普請				
(寛永13) ^(マヤ) 11. 8 (18カ)	毛利秀就	—	角石十、同十、角脇二十之内、石数四拾 〔毛利家記録〕 ※来年(寛永14年)の江戸城本丸普請についての献上石	1075頁
(寛永14)閏3. 16	堀田正盛 他3名	細川忠利	御本丸御普請、階石五百御進上、披露、上意 〔新撰御家譜〕	1076頁
(寛永14) 10. 23	—	—	江州坂本の穴生丹波(丹後カ)・駿河・出雲・三河の4人に黄金2枚・小袖2枚ずつが將軍家光より下賜された。 〔寛永日記〕 ※これは一次史料ではないが、穴生の記載があったので史料リストに入れた	1092頁
■寛永16年の江戸城普請				
(寛永16) 8. 13	(細川忠利)	朝比奈正重・ 柘植正時	西之丸築直シ之石垣、西之丸御丁場 〔新撰御家譜〕	1170頁
(寛永16) 8. 17	(細川忠利)	伊丹康勝	石・栗石、御普請之儀、公義之御石・くり石、伊豆、江戸、石之目録 〔新撰御家譜〕	1171頁
■寛永20年の江戸城普請(二の丸、三の丸の石垣修築)				
(寛永19) 12. 10	(幕府老中)	—	三ノ丸御石垣、角石、平石、つかせ、石つき、木形、かひ石、大栗石、小栗石、堅石、御石垣、石きれ、横石、つきられ、ならし、つき直し 〔吉備温故〕	1243頁
■正保4年の江戸城普請(震災復旧の普請)				
正保4. 7. 2	(徳川家光)	—	普請に関する條目 〔正保録〕 ※5ヶ条の中の一条に「不可論石場事」の条項がある	1291頁
正保4. 12. 8	—	—	穴太筑後・丹後・同子に黄金・綿衣を石垣完成の褒賞として下す 〔正保録〕 ※これは一次史料ではないが、穴太の記載があったので史料リストに入れた	1292頁
■慶安2年の江戸大地震				
(慶安2) 7. 15	米田左馬允 他4名	長岡勘解由	今度之地震、崩申候處、平石垣 〔新撰御家譜〕	1332頁

▼『藤堂高虎文書の研究』

年月日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備考
(慶長7) 11. 20	藤堂高虎	藤堂良勝	上方ふしん、そこね候てつみなおし、いそきのほりの旨	6号	伏見城
元和5. 10. 29	藤堂高虎	伊賀付普請衆中	惣普請之者、伏見、日々の役儀帳、舟、車、つな、手こ、ほう、普請	22号	伏見城破却
(元和5カ) 11. 16	藤堂高虎	藤堂式部他2名	ふしミ我等屋敷之石、舟入東かわの分、大石、くり石、石垣こわし候手廻し、治部少丸、舟つきへのミち、車、駿河ノ作事	23号	伏見城破却
(元和5カ) 12. 20	藤堂高虎	藤堂与右衛門他2名	賀茂にて石をきらせ、内々其用意、役之者、石きり、のミ、つち、同具、つちの大小、やの大小、のミの大小、石ハおもて口四尺五尺、四方長さ八尺九寸	24号	大坂城
(元和6カ) 3. 5	藤堂高虎	藤堂出雲他3名	加茂、小豆嶋、のミ、つち、矢、つなそ、其役儀衆、鉄炮衆、普請道具、三ヶ月石きらせ、石出し、石下し候横め	25号	大坂城
(元和6カ) 4. 1	藤堂高虎	藤堂式部	いつミの谷のわ、くり石ひろひの人足式十人、栗石ひろわせ	26号	大坂城
(元和6カ) 8. 23	藤堂高虎	—	小塙、大舟、はとくるまき以下用意、大塙、千斗普請之者、廿二さうの舟、よどより之石、小豆嶋石、千五百のうり石、さいそく、あけばへつけ	28号	大坂城
(元和6カ) 10. 16	藤堂高虎	藤堂式部他2名	普請之者式千人、つなそ式千貫め、松之なま木丸た式千本、宮内殿大石御引、二つノ角石、丁場、うり石共、さいそく	29号	大坂城
(元和6カ) 10. 17	藤堂高虎	藤堂式部他3名	式之角石丁場へ引着、日用、日用之代銀、宮内少殿大石、ふしんノ者、来年普請之者共、小屋場	30号	大坂城
(元和6) 10. 21	藤堂高虎	和田壱岐守	大坂、宮内殿大石共、多相着	31号	大坂城
(元和6カ) 10. 28	藤堂高虎	藤堂式部他2名	普請道具、小豆嶋よりもとり候	32号	大坂城
(元和6) 3. 4	藤堂高虎	笠置新右衛門他1名	笠置川筋之舟、五百艘・千艘、よき栗石壱坪を大坂江相着	39号	大坂城
(慶長5) 3. 26	藤堂高虎	藤堂弥次郎他3名	いしすへの石、蔵長屋之道具	106号	板島城か？或いは、伏見の藤堂屋敷か？
(慶長14) 10. 11	藤堂高虎	藤堂勘解由・吉田貞右衛門	石垣・塀、おもて之地形よくなをし	131号	駿府の藤堂邸
(慶長14) 10. 16	藤堂高虎	藤堂勘解由・吉田貞右衛門	路地口之石垣・塀	132号	駿府の藤堂邸
(元和7) 3. 21	藤堂高虎	藤堂采女	かもの石切之様子	167号	大坂城
(元和6) 1. 22	藤堂高虎	藤堂式部・藤堂采女	日下部五郎八殿、石道之儀	172号	大坂城
(寛永5) 8. 14	藤堂高虎	藤堂式部・藤堂采女	御普請之様子、のけ石來年迄御延之由、其地普請之儀、両人之御普請奉行衆、左門殿	175号	大坂城
(元和6、7頃) 5. 15	藤堂高虎	藤堂采女	くり石之入様、石なをし、石つら、うら土之わり、栗石、大石、水あげ	176号	大坂城

記載なし(元和7カ)	記載なし (藤堂高虎カ)	記載なし (保田采女カ)	千坪のくり石、壱坪付而式拾式匁づゝ ニあつらへ候、石舟之儀、かもの石四 十六、淀、加茂より淀へ石下候運賃、 石壱つ付拾五匁、普請様子、五百坪く り石かい置候へ	178号	大坂城
記載なし(元和9.4頃カ)	記載なし (藤堂高虎カ)	記載なし (保田采女カ)	越前之宰相殿、普請之用意、大石・く り石大坂にて調候様子	179号	大坂城

※『藤堂高虎文書の研究』と後掲『藤堂高虎文書集』において、石垣・石材関係で同一の文書は以下のようになる。

『藤堂高虎文書の研究』22号=『藤堂高虎文書集』103頁、23号=100頁（以下、両書名は省略する）、24号=105頁、
25号=106頁、26号=109頁、28号=111頁、29号=110頁、30号=112頁、31号=71頁、32号=113頁。

▼『藤堂高虎文書集』

年月日	発給者	宛所	キーワード	頁数	備考
(元和6) 10. 21	藤堂高虎	和田壱岐守	大坂、宮内殿大石共、多相着	71頁	大坂城
(元和5カ)11. 16	藤堂高虎	藤堂式部 他2名	ふしミ我等屋敷之石、舟入東かわの分、 大石、くり石、石垣こわし候手廻し、 治部少丸、舟つきへのミチ、車、駿河 ノ作事	100頁	伏見城破却
元和5. 10. 29	藤堂高虎	伊賀付普請衆 中	惣普請之者、伏見、日々の役儀帳、舟、 車、つな、手こ、ほう、普請	103頁	伏見城破却
(元和5カ)12. 20	藤堂高虎	藤堂与右衛門 他2名	賀茂にて石をきらせ、内々其用意、役 之者、石きり、のミ、つち、同具、つ ちの大小、やの大小、のミの大小、石 ハおもて口四尺五尺、四方長さ八尺九 尺	105頁	大坂城
(元和6カ)3. 5	藤堂高虎	藤堂出雲 他3名	加茂、小豆嶋、のミ、つち、矢、つな そ、其役儀衆、鉄炮衆、普請道具、三 ヶ月石きらせ、石出し、石下し候横め	106頁	大坂城
(元和6カ)4. 1	藤堂高虎	藤堂式部	いつミの谷のわ、くり石ひろひの人足 式十人、栗石ひろわせ	109頁	大坂城
(元和6カ)10. 16	藤堂高虎	藤堂式部 他2名	普請之者式千人、つなそ式千貫め、松 之なま木丸た式千本、宮内殿大石御引、 二つノ角石、丁場、うり石共、さいそく	110頁	大坂城
(元和6カ)8. 23	藤堂高虎	—	小塩、大舟、はとくるまき以下用意、 大塩、千斗普請之者、廿二さうの舟、 よどより之石、小豆嶋石、千五百のう り石、さいそく、あけばへつけ	111頁	大坂城
(元和6カ)10. 17	藤堂高虎	藤堂出雲 他3名	式之角石丁場へ引着、日用、日用之代 銀、宮内少殿大石、ふしんノ者、来年 普請之者共、小屋場	112頁	大坂城
(元和6カ)10. 28	藤堂高虎	藤堂式部 他2名	普請道具、小豆嶋よりもとり候	113頁	大坂城
(慶長11カ)9. 5	池田輝政	藤堂高虎	当地御普請之儀、石垣之分、早々しま い候、御本丸堀、二ノ丸堀、今朝五日 出来、御奉行	135頁	江戸城か？

▼『中川氏御年譜』(年譜・附録・別録)

【御年譜】

年月日	発給者	宛所	キーワード	頁数	備考
文禄3	—	—	岡城普請→穴太伊豆という者を大坂より呼び下す	92頁	岡城
元和2. 1	—	—	江戸城普請の御用石の取り立てのため伊豆三島に家臣を遣わす	122頁	江戸城
(元和6)2.晦日	徳川秀忠	中川久盛	角石・平石・栗石目録	125頁	大坂城
(寛永5) 11. 23	石川三右衛門 他3名	中川久盛	来年就御普請、從伊豆至江戸石積候舟数、百石積以上之船伊豆へ廻、海上運賃、三月朔日御普請初、御知行所ニ有之船数之目録	133頁	江戸城
寛永6. 1. 10	—	—	伊豆浦での石積の御用船3艘が三佐(豊後)を出船	133頁	江戸城
(万治1) 5. 21	(公儀普請奉行カ)	(中川久盛カ)	角石・角脇・平石、石組能様二、角石ハウは口切合、胴込はり合、面切中すたれ之事、大栗石、小栗石、堅石、所々御石垣、石きれ無之様二、石引捨置不申様二、人足御城中江出入之刻限	173～174頁	江戸城
安政3. 6. 5	—	—	藩主中川久昭が岡城石垣修築のための石曳を見る	360頁	岡城

【附録】

(元和2) 1. 18	—	—	石割道具、慶十九之石わり道具 ※85頁所収の同日付書状の第一条と同文	68頁	江戸城
(元和4) 6. 10	塩山茂右衛門 ・伊藤甚右衛門	中川主馬 他4名	三來年ハ爰元御城天主なをり申、御普請之沙汰、内々諸大名衆も石之御用意、東衆又ハ御ふたひ衆、御城まわり之堀普請	69頁	江戸城
(慶長15) 2. 28	中川秀成	中川勘解由 他3名	舟、いしもち、大ほう、小ほう、くりいし、其元いしは	72頁	名古屋城
(慶長15) 2. 29	中川秀成	中川勘解由 他2名	去年より取置候石場、わり付候石場、石場より之様子、われさるいし、わるへきいし	72～73頁	名古屋城
(慶長15)閏2. 7	中川秀成	中川勘解由 他2名	拙者方へ申請候対馬殿いしは并石共、石場、ちかき石場、見立候いしは	73頁	名古屋城
(慶長15)閏2. 16	中川秀成	中川勘解由 他2名	かめ山、石共わらせ	73頁	名古屋城 丹波亀山城
(慶長15)閏2. 23	中川秀成	中川勘解由 他2名	於其元わり置候大いし并くりいし、ふなつきへ出し置候いし、くりいし、大いし、石場、いし数いくつ、くりいしいくつほ	74頁	名古屋城
1. 20	中川秀成	中川平右衛門	其地城普請事、此方普請、石持之小ほう、さるすへりと云木、百四五拾本	80頁	岡城か?
(元和2) 1. 18	中川主馬 他6名	兵部 他2名	石わり道具、慶十九ノ石わり道具、日用、石場、石道具、ふしんのものともあそひ、石わりニ被參候自身衆	85～86頁	江戸城
元和5	—	—	右御用石場、御影山際之内ゼンガウ寺村、飯森→この場所へ御手人を遣わし(石を)割り出す	89頁	大坂城
(元和5) 9. 20	牧兵部	—	みかけ、いゝもり、普請之もの、石場、石わり衆、三月朔日より御普請初	89頁	大坂城
(寛永1) 6. 8	中川主馬・ 中川式部	—	此地御手前石垣、ならし、壱番丁場、水たゝき分、石垣無事ニ仕廻	97頁	大坂城
寛永1	—	—	小豆島より大坂へ大石取寄、手加子三拾人、手船式艘	98頁	大坂城

(寛永1) 7. 8	-	-	当地御普請、相仕廻候衆、揚切手、石垣惣算用、石垣坪かさミ、御丁場之後留土并入堀、入角、未進、御奉公、根切、面切、壱万石二五拾武坪五歩当二而、壱万石ニ武坪式歩五厘増、石垣面切、後面之がんぎ石冊五間、土坪、揚地之者五六拾相残、残埋坪壱万石ニ武百六拾坪当程	98～99頁	大坂城
(寛永2) 3. 19	岡の老職	吉村権兵衛	崩石垣	101頁	大坂城
寛永5. 12. 10	中川久盛	中川玄蕃 他2名	百石積より以上之船江戸へ廻候様ニとの儀	105頁	江戸城
(明暦4) 2. 9	中川覺左衛門 他2名	-	御本丸中仕切切手御門御石垣、御丁場見分、口三ヶ所、角七ヶ所、小屋場	147頁	江戸城
(明暦4) 2. 27	-	-	式人穴太、拾人小頭、百人足軽、六百人役之者、四人鍛冶、鍛式百具、鶴のはし百挺、すき五拾具、かなてこ三拾本、はつり式拾、かなつき式拾	148頁	江戸城
享保7. 10. 25	-	-	寛永六年江戸就御普請、従伊豆国至江戸石積船、百石積以上之船、領内之船三艘、水主・船頭共四拾五人、寛永元年、大坂御城石垣御普請、石割之者百五拾人、小豆島・御影・飯盛三ヶ所より大石六百六拾余船二而積登せ申由 ※幕府より慶長期～寛永期の公儀普請について記録を出すように指示があつた	218頁	江戸城 大坂城
安政5. 10. 15			石垣御普請石引御加勢、石引御加勢	278頁	岡城

【別録】

慶長20. 閏6. 26			あなふ権介 ※誓紙血判した中川氏の家臣の中に「あなふ権介」の名前がある	293頁	
(元和6) 5. 18	寺井小七郎	中川大隅	大坂御普請今月十日よりね石置、肥後守手前大石を引申候由、過分之銀子、何共迷惑	297頁	大坂城
明暦4. 6. 5	-	-	穴太式人、小頭拾人、足軽百人、役之者六百人、鍛冶四人	300～301頁	江戸城

▼『藩主裁可文書』1 (細川家)

年 月 日	発給者	宛所	キーワード	文書番号	備 考
元和7. 11. 12	有吉立道 ※忠利裁可	小篠次太夫 他2名	小豆島へ差遣候鉄炮之者拾九人分、兵糧米	60号	大坂城
元和8. 2. 25	伊藤金左衛門尉 ※忠利裁可	松井興長・ 小笠原長元	大坂御仕置御普請四与御役末(未カ) 進過上 <small>(マサ)</small>	65号	大坂城
元和8. 11. 9	西川与介 他2名 ※忠利裁可	松井興長・ 小笠原長元	塩飽御丁場二而御役人未進過上目録、 大坂御普請為御仕置塩飽二而御役人つかい申四組之未進過上目録	66号	大坂城
元和9. 12. 5	- ※忠利裁可	-	惣銀之御奉行、日用の御奉行、御小屋場二ヶ所、御鉄炮衆居申所、御大工式人	98号	大坂城
(寛永1) 3. 1	- ※忠利裁可	-	大坂・小豆島御普請未進過上目録	164号	大坂城

【参考文献】

『東京市史稿』皇城編第1（東京市役所、1911年）。久保文武『藤堂高虎文書の研究』（清文堂出版、2005年）。福井健二編著・角舎利監修『藤堂高虎文書集』（藤堂高虎公入府四百年記念）（伊賀文化産業協会、2008年）。『中川氏御年譜』年譜（竹田市、2007年）。『中川氏御年譜』附録・別録（竹田市、2007年）。熊本大学史料叢書刊行会編『藩主裁可文書』1（熊本大学史料叢書刊行会、1990年）。

【付記】

元和・寛永期の大坂城普請のための石切丁場と考えられる谷口石切丁場跡（佐賀県唐津市浜玉町谷口）が、2008年に唐津市教育委員会の調査によって発見・確認された。唐津市教育委員会によれば、谷口石切丁場は、①石曳き道の遺構も良好に残されている、②角石だけを造るための石切丁場であった、③運搬以前にすでに石材の精加工（反り・勾配）が施されていた（詳細な石材の規格化がおこなわれていた）、④大坂城石垣石材供給地としては、日本最西端で最も遠距離にあたる、などの評価がされている。（「谷口石切丁場跡」記者発表資料、唐津市教育委員会、2008年）。なお、「谷口石切丁場跡」記者発表資料については、中村修身氏より御教示をいただいたので、この場を借りて謝意を表したい。

また、寛永期の大坂城再築の時に、福岡藩（黒田家）が石材を大坂に陸揚げした後、大坂市中に石材の一時保管場所（石上場）を道頓堀川沿岸や東横堀川沿岸に設けたが、その関係絵図である「道頓堀周辺石上場図」（寛永初期）、「東横堀・長堀周辺石上場図」（寛永2年）が、大阪歴史博物館の調査によって、福岡県春日市の奴国ノ丘歴史資料館に所蔵されている佐藤恭敏家文書に含まれていることが判明した。この絵図はもともと福岡藩（黒田家）に伝わった大坂城再築関連史料14点に含まれるものである（大阪歴史博物館のホームページ、「特別公開 新発見！道頓堀を描いた最古級の絵図」、http://www.mus-his.city.osaka.jp/news/2008/yasuike_dotonbori.html）。この絵図は、公儀普請における助役大名の石材の一時保管場所（石上場）について明確に絵図に描かれているという点で貴重な史料と言えよう。

なお、この絵図は大阪歴史博物館の特集展示「安井家文書の世界—近世都市大坂の建設をになった人びと」において特別公開（2008年5月21日～同年7月7日）された。この絵図の写真と解説は、大阪歴史博物館の上記のホームページで閲覧することができる。

萩藩の穴生片山家系譜

木越 隆三

平成20年度の石垣構築技術等比較研究事業の一環として、文献班では、平成21年2月、山口県文書館で資料調査を実施した。この調査で、毛利家文書（目録番号「23 譜録（か38）」）の中に、穴生職として萩（長州）藩毛利家に召し抱えられ「無給通」に格付けされた片山助左衛門の系譜を見出した。管見の限り、萩藩の穴生について、その実態が、ほとんど知られていないこともあり、まずは、こうした史料発掘や紹介を行うことが大切だと考え、ここに紹介した。

なお、萩藩侍帳にみえる、穴生についての記事も参考のため抜粋し付記した。また、これまでの穴太研究で確認された、各藩で召し抱えられた穴生のうち主要な人物をリストアップした表を末尾に掲げた。今後の史料調査において、役立つものと考える。

* 山口県文書館調査参加者（文献班） 石野友康・木越隆三・白峰旬・長屋隆幸

◎片山助左衛門忠勝略系并伝書・御奉書写（毛利家文書 「譜録85巻（か38）」）

（表紙）

「
　　譜録 略系并伝書
　　御奉書写 二 止
　　片山助左衛門忠勝 」

片山助左衛門忠勝家 性不知

其先不詳

片山 嘉兵衛

忠之

① 延宝7、11月5日死。行年68歳。母不知、妻不知。綱広公御代、近習通二被仰付候事。

片山 嘉右衛門
忠包

② 享保13中10月11日死。79歳。
母不知、妻不知。

片山 喜兵衛
忠貫

③ 寛保元西10月3日死。行年68歳。実森弘助右衛門某二男。
妻飯田勘解由女。

某 伊右衛門、病身二付牢人二面罷居候延保17年子ノ10月病死。母不知。

某 源右衛門、病身二付牢人二面罷居候延宝曆13年末11月病死。母不知。

忠勝 新右衛門・助左衛門

④ 母飯田勘解由女、妻中尾吉左衛門女。

伴平

⑤ 明和3戊之9月2日病死。行年28歳。母中尾吉左衛門女。妻岡本勘兵衛政濟女。

某 友之進、杉山伝左衛門清久為養子。母同。

某 伴三郎、後藤七左衛門為養子。

女 幸坂十右衛門某妻、母同。

女 森弘助右衛門某妻、母同。

某 平五良、母岡本勘兵衛政濟女。

女 母同。

女 母同。

・数字は算用数字にした。

伝書

嘉兵衛忠之代

- 一、 寛文拾式年、御藏元近習通り被仰付候之事、御奉書写別ニ記、
- 一、 同年、江戸御用方江被差登候事、

嘉右衛門忠包代

- 一、 御城内石垣御普請被仰付候節、所勤被仰付候事、

喜兵衛忠貴代

- 一、 元錄拾七年 天下御普請 御手伝被仰付候節、江戸被差登、場所奉行被仰付候事、
- 一、 宝永四年、萩 御城内西ノ大手御台所御門之前石垣被仰付候節、所勤仕候事、
- 一、 正徳式より三迄、都野郡御紙方役被仰付候事、
- 一、 德山御還附下代、高井弥兵衛役中、享保元・式両年分、御算用内勘被仰付候事、
- 一、 享保三戌ノ年より同八卯ノ年迄、德山御當用銀御返済米方相勤候事、
- 一、 享保式拾年、毛(利)伊勢殿領、平生御理之品有之、卯ノ年より未ノ年迄、御代官所揃ニ被仰付候節、所勤仕候事、

助左衛門忠勝代

- 一、 寛保式戌ノ十月、利根川御普請御手伝被仰付候節、場奉行、竹木請払方被仰付候事、

御奉書写

嘉兵衛忠之代

- (1) 片山嘉兵衛事、石切役、數十年相勤候ニ付、穴生役被仰付、御藏元近習通ニ可被仰付旨候、恐惶謹言、
寛文十一

二月廿八日

(繁沢)	繁 孫治郎兵衛
(益田)	益 孫左衛門
	益 越中
(毛利)	毛 宮内
	毛 外記
	毛 内匠

(毛利)
毛 隠岐様

嘉右衛門忠包代

- (2) 片山嘉兵衛病死ニ付、跡目之事相伺候之処ニ、御扶持方御切米無相違、実子嘉右衛門ニ可被立替旨候間、此段可被仰渡候、恐々謹言、

延宝八

十二月十四日

福原 隠岐
国司 与三兵衛
国司 主計

毛利外記殿

喜兵衛忠貰代

(3) 穴生片山嘉右衛門、年齢七十歳以下二候へ共、御役難成、病氣付而、隠居之御断相伺候処、如願被遂御分別、惣喜兵衛可被召仕之旨候条、家業無断絶様可被申渡候、恐々謹言、

元録十五

十月廿五日

(穴戸)

宍 玄番

(毛利)

毛 阿波

毛 市正

宍 丹波

佐世主殿殿

助左衛門忠勝代

(4) 穴生片山喜兵衛、就病死、跡目之事相伺候処、御恩無相違、嫡子助左衛門江可被立替旨候条、家業無断絶様可被申渡候、恐々謹言、

寛保元

十二月六日

榎 遠江

(毛利)

毛 宇右衛門

山田縫殿殿

右、私家之統并伝書・御奉書写、前書之通御座候、以上、

十月

片山助左衛門 (印・花押)

◎『萩藩給祿帳』(毛利家文庫 分限帳71「無給帳」102の翻刻本、マツノ書店 一九八四年) より

* (470頁「惣無給」2231: 安政2年・明治3年分限帳)

・(安政2年) 扶持方三人 高拾石 片山市右衛門 六〇

嫡 市之助

・(明治3年) 扶持方八石八升 元下士上等 片山市之助 四五

未四月二十五日末家片山喜一給祿、仕法通上納残四石四斗合併

嫡十左衛門

* (523頁「無給通」2523: 安政2年・明治3年分限帳)

・(安政2年) 同(扶持方)四人半 高壱石九升八合 穴生 片山丈藏 三二

丈藏病死付、跡目午十二月十四日、嫡子恒太郎(九)相続、

・(明治3年) 同七石三斗四升 元下士上等 片山敦助 二一

午十二月四日給祿返還、徳地郡船路村庄屋岡田四郎右衛門存内畔頭桑原七郎跡へ帰農、

◎『改訂復刻版 萩藩分限帳』(安藤紀一旧蔵「毛利家分限帳」乾隆2巻、萩市郷土博物館蔵の復刻本、萩市郷土博物館友の会、一九七九年) より

* (84・85頁: 嘉永4年改正~安政2年分限帳)

「一、高 武拾石

寺社組備者 片山喜之助

一、高 武拾壱石三斗四升八合

扶四人半
高壱石九升八合

無給穴生 同 周助

一、高 武拾三石五斗

扶三人
高拾石

無給穴生 片山市右衛門 」

09年【資料紹介】 諸藩に仕えた穴太たち

所属藩	大名家	主な穴太の名前(召抱時期)	築城に従事した城郭等	典 拠
加賀藩	前田家	戸波駿河(1620~1700頃)、杉野伝右衛門(清右衛門・久左衛門)、小川長右衛門・藤田三右衛門など	江戸城・大坂城・金沢城	北垣1987.16・17
熊本藩	細川家	戸波儀大夫300石(駿河次男、1624年召抱)、戸波儀兵衛(17世紀後半)など	大坂城・江戸城・小倉城・熊本城など	北垣1987.2・3・4
福岡藩	黒田家	戸波六大夫、戸波次郎左衛門・次郎兵衛300石(慶長以後)、穴生小川長右衛門(1610年)、戸波吉五郎・弥五大夫(18世紀)、戸波次郎左衛門(19世紀)	福岡城 名古屋城など	北垣1987・白峰2008.8・12
久留米藩	有馬家	穴生清右衛門(1637年)、戸波六大夫(1680年頃)	久留米城	白峰2008.13
柳川藩	立花家	戸波文左衛門200石(1637~81年)、戸波久左衛門200石(17世紀後半)	大坂城、江戸城など	白峰2008.14
徳島藩	蜂須賀家	坂本平左衛門(1601年~)300石、2代市左衛門(1631~59年)と7代坂本熊太(19世紀前半)は戸波駿河の娘婿。	大坂城、江戸城など	北垣2006
土佐藩	山内家	北川豊後(1601年~)	浦戸城、高知城など	北垣1987.15
岡山藩	池田家	堀兼覚大夫(1624年~) 堀兼又右衛門(1642年~)	大坂城、姫路城、岡山城	北垣1987 杉江2007.9・10
津山藩	森家	公儀石垣師の子、戸波平左衛門	津山城	杉江2007.11
広島藩	浅野家	穴太河内160石、穴太備中150石、穴太甚五(元和年間)	江戸城・大坂城	杉江2007.5・6
岡藩	中川家	大坂より穴太伊豆(1594年)招く	岡城	18
越前藩	松平家	石垣師堀兼佐次右衛門300石(1686年)	福井城	杉江2007.片聲記
松江藩	京極家	穴生勘助200石、穴生美濃125石(寛永年間)	松江城	杉江2007.7

【主な参考文献】

- ・北垣聰一郎1987『石垣普請』法政大学出版局
- ・北垣聰一郎2006「阿波国徳島城の石垣造構について(付録「坂本熊太由緒書」)」「徳島城跡石垣現状基礎調査報告」徳島市教委
- ・白峰旬2008「九州諸藩における穴太・石垣関係史料リスト」『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』石川県金沢城調査研究所編
- ・中村博司2006「『穴太』論考」『日本歴史』694号
- ・木越隆三2007「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」『金沢城研究』5号
- ・杉江進2008「公儀『穴生頭』と諸藩『穴生役』」『日本歴史』717号

【典拠史料名】

- 1 「浮田家分限帳」
- 2 「公儀御普請方万覚帳」(永青文庫)
- 3 戸波新一郎「先祖附」(永青文庫)
- 4 「部分旧記62」(永青文庫)、『熊本県史史料』3、1965
- 5 浅野家「自得公済美禄」『大日本史料補遺』44・49
- 6 『広島県史』近世史料編Ⅱ、199頁、『大日本史料』12編49、11頁
- 7 『新修島根県史』史料編2、113頁
- 8 戸波氏「系図」「家統覚」「御家老中老御筋目」(塩釜市戸波宗昭氏蔵、北垣1987所収)
- 9 『岡山藩 家中諸士家譜5音寄』2、岡山大学文学部 1993
- 10 「奉公書」(池田家文庫)
- 11 『作州故談』
- 12 『福岡県史』(近世史料編)福岡藩初期
- 13 『福岡県史』(近世史料編)久留米藩初期
- 14 『福岡県史』(近世史料編)柳川藩初期
- 15 高知城「築城記」(『土佐山内家宝物資料館研究紀要』5号、2007)
- 16 「江府天守台修築日記」(加越能文庫)
- 17 「古伝書」後藤文庫(『金沢城郭史料』137頁)
- 18 『中川家御家譜』

〔註〕

- (1) 高橋康夫・吉田伸之『日本都市史入門』I 空間、東京大学出版会、平成二年、「序」。
- (2) 吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」(週刊朝日百科『日本の歴史 別冊・歴史の読み方2』昭和六三年)、宮本雅明「複合城下町・金沢」(高橋康夫ほか編『図集 日本都市史』東京大学出版会、平成一三年)。
- (3) 木越隆三『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造—武家屋敷地の配置を中心に』(『年報 都市史研究』一四号、平成一八年)、同『城下町の中に城下町を築く』(『北國文華』三五号、北國新聞社、平成二〇年三月)。なお、城下町金沢の空間構造については、ほかに増田達男『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造—身分別住居地の配置構成から』(右『年報 都市史研究』同号)などがある。
- (4) 矢守一彦『都市プランの研究』大明堂、昭和四五年、二九三～二九七、三二七、三四二頁。
- (5) 石川県教育委員会金沢城研究調査室『金沢城代と横山家文書の研究』平成一九年。
- (6) 木越隆三・池田仁子「藩老横山家の3枚の下屋敷図について」石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』六号、平成二〇年。
- (7) 本稿では横山家の重臣八家などの「先祖由緒一類附帳」について、横山家所蔵のものは太宰太郎左衛門(安政六年)・小国左源太(同)、金沢市立玉川図書館加越能文庫藏のものは横山右馬(明治二年)・上田宗右衛門(同三年)、平手太郎(同、監物)・松山良(同)・高沢左次馬(安政六年・明治三年)・太宰孫九郎(明治三年)・浅尾市次(同)・土方二五七(同四年)を活用し、各家の系譜や「図2」～「図8」の婚姻関係図もこれらに依った。
- (8) 柴野美啓『龜の尾の記』石川県立図書館協会、昭和四六年復刻、三頁。
- (9) 木越隆三・池田仁子「横山家の家臣團と家中統制」中、池田「明治元年の分限帳にみる横山家中」(前掲(5)四九頁)。
- (10) 同右論考中、木越「横山家臣團の形成過程」(前掲(5)三六頁)。
- (11) 藩法研究会『藩法集四』創文社、昭和三八年、二七八頁及び吉田、前掲(2)二九頁。

〔12〕 前掲(5)五一～五四頁。

- (13) 上田家については石川県立郷土資料館『紀要』一〇号(昭和五四年)に「加賀藩横山家中上田家文書目録」及び亀田康範「加賀藩上層陪臣の存在形態—横山家中上田氏の性格」が収録されている。なお、平手家の関係略図における横山長知の娘の名「おくに」については右龜田論文四一頁による。
- (14) 藩老横山家当主の代数については、石野友康『史料目録解題』(前掲(5)一三七頁)、浅尾氏娘については、拙稿『横山家の出生規式』(同五五頁)。
- (15) 「上田家文書目録」は前掲(13)、「横山家文書目録」は前掲(5)所収。
- (16) 拙稿「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』六号、平成二〇年、一二九頁。
- (17) 石野友康『史料目録解題』前掲(5)一三八頁。
- (18) 前掲(5)一八一頁。
- (19) 宮下和幸「幕末の加賀藩陪臣—前田直信の義父南保大六」加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』平成二〇年。
- (20) 前田育徳会『加賀藩史料』八編、清文堂、昭和五五年復刻、一〇七～一〇八頁。
- (21) 同右、藩末篇上巻、五〇四～五一二頁。
- (22) 拙稿、前掲(16)一二四頁。
- (23) 拙稿「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識—化政期加賀藩蘭学受容の一侧面」『日本歴史』六九八号、平成一八年七月、三四頁。
- (24) 錢換算は金一両につき錢一〇貫文として計算した(前掲(20)藩末篇下、一一〇〇頁)。
- (25) 拙稿、前掲(16)一三〇頁。
- (26) 拙稿、前掲(14)前掲(5)五六頁。
- (27) 横山好之については、拙稿、前掲(14)同右、五九頁)。

〔付記〕 本稿執筆に際し、金沢城調査研究所の木越隆三・北川晴夫・石野友康・布尾幸恵の各氏に大変お世話になつた。衷心より感謝申し上げたい。

同一日召出され、新知千五百石（内五百石与力知）を拝領し、この時拝領品々御用は御年寄中御手合が、また、御作法御用は御用人御手合がそれぞれ勤める（三郎様判物頂戴新知拝領留一件）（六）—126。のち隆平は一三代目の当主として万延元年（一八六〇）正月二日隆章遺領三万五千石（内四千石与力知）を相続する。この間新知拝領の翌年安政六年九月、一五歳になつた隆平は元服し、この儀式の御用主附は前年家老になつたばかりの松山宣継である（三郎様被為執御前髪御用相記）（六）—128。また、隆貴の妻で隆平の母遊仙院（横山隆則娘）は夫死去の翌年安政六年に病没し、文久元年（一八六一）同人の三回忌法事奉行は平手甚右衛門である（遊仙院様御三回忌御法事御執行留）（六）—131。さらに、婚儀に関して当主となつた隆平は藩老奥村栄通娘恒と慶応二年（一八六六）に結婚し、婚儀の御用主附として横山好近が勤めた（横山隆平・奥村栄通娘恒婚儀一件）（六）—135。

おわりに

以上のように、金沢城の東部に位置する金沢城代横山家の屋敷図における居住空間をみると、上屋敷を中心とした生活に不可欠な米蔵を東側に、燃料としての杪藏及び武家には不可欠な馬場を南側に、そして家老や御用人といった重臣たちの屋敷を西側に配し、馬場の南側には中下級クラスの家臣を居住させ、南端には硝薬庫と火薬庫を配し、上屋敷の邸内には泉水も造られた。こうした重臣たちの住居が極めて接近した空間に集住させた背景には、主従関係の強化を図るための一つとして主家の重大事に直ちに重臣が「寄合」ことが出来るよう配置されたものと解せる。こうした百万石の大名前田家の藩老として叙爵を得た三万石の横山家の屋敷全体の、いわば物心両面と人の確保の充実した様相が、当時藩老筆頭の本多家に次ぐものとの評価をも生み出したのではないかろうか。この点

については今後の課題である。ともあれ、都市の空間論から見ればこのような上下屋敷より物理的・地理的空間を垣間見たが、金沢城代、藩老とその重臣といつた社会的環境によつて都市空間における彼らの住居位置が決定されたといえよう。

一方、当家の重臣たちは主家や重臣同士、或いは他の藩老の重臣とともにには極めて複雑に姻戚関係を結び、自家の安泰を図りつつ、主家との主従関係や重臣相互の関係、他の藩老の家臣という陪臣同士の関係をさらに強化した。こうしたことは将軍を頂点に藩主——藩老や家老・藩士——陪臣——領民といった近世社会の支配体制の中の特徴であろうことについて具体的な事例から確認できた。

また、当主の命を受けた重臣の役割について藩老横山家が焼失後の城内の後片付けや金具拾御用といった藩からの要請に応えるべく、その主附として、或いは藩政における主家の軍團の長として隠密御用を拝命し、軍粧・武器の整備に当たり、他方、役方においても「士組頭」として家中の結婚、養子縁組、遊学等の事務や取締りに勤めた。当家の財政の管理・運営も家老の役割であり、食料品、燃料や御勝手用品、生活用品、事務用品、交際費、墓参用の乗馬杏代、馬の干草といった諸品代、小人や奥女中への御扶持として味噌代の支払及び城下の町人からの買上げ等に見る横山家の消費生活の一面も窺がえた。さらに、家老や御用人は当家の出産・子女の養育、御七夜・袴着・元服・結婚、叙爵等出張の随行、葬式・法事といった主家の冠婚葬祭の奉行や主附として、主家の指示を仰ぎながら、これらを執行するのも重臣の重要な役目であつた。こうした都市空間論における武家社会の社会的空間についても素描した。

以上、城代を勤めた横山家の事例から、「大型複合城下町」金沢における生活史の一端を垣間見たが、今後は他の藩老や武家総体における場合、或いは他藩における事例もみていく必要があろう。

ほか御馬千草・柴・菊等品々代、野田廟參乗馬沓代などであり、表小頭

役（二年分限帳）宮川清藏の切手は兵卒二三人の弁当代である。また、豊喜助には御産用上敷莫蘆表白縁・おまる下莫蘆表白縁・半莫蘆表白縁などの豊指手間代が支払われ、かつ同人より筵・かます・莫蘆表等を買上げてある。御産は同年七月当主横山隆平・恒夫婦の間に女兒茂樹が誕生し、右品々はその準備品の一部である⁽²³⁾。なお、金津屋平四郎から上莫蘆、河口屋平助から勘定方取扱にて崎田殿へ進物用の鶏卵を、また、杉本屋清兵衛から指身・吸物・猪口等料理を、福屋伝六から西京御用の安神丸の薬を、「御厩（厨力）」五兵衛から茅簀を、また、小原村久兵衛より炭杪を、野々市村孫助より大繩をそれぞれ注文し、代金を支払っている。

また、八田屋次左衛門へ延べ一二二人分、飯田屋金平へは一〇人分の「平日用」の手間賃をそれぞれ精算している。

以上のように、明治三年家老平手が出納の一切を管轄した。算用所の支払は殆ど切手の形で成され、直接平手が支払つたものは、主に町人への返済金や主家の子弟への進呈品代、神社への最花金、石動引米の駄賃等であり、御買物役取扱いとしたものは生活必需品や出産準備品、奥女中の扶持米・扶持味噌・茶等である。さらに、表小頭役には兵卒の人数分の弁当代、小者頭には御小人扶持味噌、御馬千草等の物品代を取扱わせてている。また、右勘定方より崎田殿へ鶏卵進呈とあることについて、「御家司・御勘定方兼帶」（明治三年分限帳）の堀内勘左衛門、同人父堀内素入、明石平八のいずれかであろう。堀内素入は主家の女兒茂樹出生の「御用振向」を担い、同人息勘左衛門と出張先の京との間で出生一件につき、問合せの書状を交換している⁽²⁴⁾。勘定方の職は明治元年及び二年の分限帳によればランク的には、ほぼ家老の下に位置し、御小将頭・御用人役や御鉄砲足軽頭等の兼帶で、一五〇石から一〇〇石程の人物がその職に当たっていた。

④ 冠婚葬祭の執行

ところで、横山長知の「幼童の覚」（七）-79によれば、横山家二代目の当主長知は、山崎長門守の場合その家の子供を養育するため、家老が「情力」を尽くしたとみているが、以下、横山家の冠婚葬祭等に関し時系列に素描すると、当主の叙爵に関して当主横山隆章が文政一〇年一二月從五位下、山城守を叙任された際、「御叙爵一卷御用記」（六）-111を家老横山好察が担当し記す。また、出生と御七夜祝に関して右叙爵の前月の一月横山家一一代隆章と側室某（前田土佐守家臣浅尾氏娘）の間に

一二代隆貴が誕生した際の御七夜祝について、一門等への案内書などは「年寄中御手合」、すなわち家老が担当し、同様にこの御祝御用の係りは

「御用主附」として高沢五右衛門が拝命する（三郎様御出生ニ付御七夜祝御用留）（六）-112、（三郎様御出生ニ付御七夜御祝御用留）（六）-

113。この中では家老横山好察が幼名選定の規式を行なう。また、主家の遠忌では天保一五年（一八四四）横山長知二〇〇回忌の法事奉行として

横山好之が留書を残す（円通院二百回御遠忌御取越御法事上堂御執行留）（六）-114。

さらに、御七夜と御着袴祝に関して弘化三年（一八四六）当家一三代隆平が誕生し、御七夜祝の規式の一つ、幼名選定は家老の横山好之が担当し、御用主附は太宰友輔が勤める。やがて五歳になつた隆平の御着袴祝は嘉永三年執行され、この時の御用主附は家老の横山好之で⁽²⁵⁾、具体的な係りは「御用人中御手合」で行なう（六）-115-118。

次に、葬儀に関して一二代隆貴は安政五年四月病没し、この時の葬式・中陰では「惣御用主附」には上田信道が、「御用掛」には太宰友信がそれぞれ拝命する。同年六月二日の三十五日法事には法事奉行として家老の渡部勝左衛門が、同月五日茶湯執行の御用主附は太宰友信が勤める（徳雄院葬式・法事一件）（六）-124。また、新知拝領御用・元服に関して父隆貴死去の半年後、隆平は安政五年一〇月一日藩主に初めて御目見を許され、

粧関係書物の子孫への心得書を書残している。また、安政二年横山八百人・上田宗右衛門は軍制編成等伺を上申、その返達を受取り、元治元年（一八六四）には右二人のほか、平手甚左衛門を加え、軍粧の合印の義につき三人の連署で伺を提出している。以上のように、上は幕府からの要請も含め、藩政における陪臣の役割の一端が垣間見れる。

② 家中の統制

さて、家政における家老の役割のうち、もつとも重要な役割は家中の統制であろう。「御定法」中から家老の役割についてみると、横山家の家中では足軽以下、下々の者は伊勢參宮や湯治のための休暇は、当主の許可には及ばず、家老の許可があれば良いとする。また、家中の養子の義は家老（年寄）まで内談し、家老による「寄合所迄申断」り、当主の命を待つべきとする。さらに、出家・町人の初御札については家老まで内談し、当主の内意を伺うものとし、さらに、家中の結婚や養子縁組、遊学などに關しても家老の重要な役目であった。

遊学に關連して、横山家の家中岡部亮平が大坂の蘭学者緒方洪庵へ入門していたところ、文久元年（一八六一）三月病用につき長崎へ派遣した旨洪庵から申出があつたことにつき、同月二八日、一三代目として家督相続したばかりの横山隆平は加賀藩大坂屋敷詰人板坂八三郎・安達増之助に宛て、承知の旨達状を出している。ここでは、藩の大坂屋敷詰人が遊学に關する事務を管掌していることがわかる。一方、当家の家臣岡部側から洪庵の添状とともに願書が家老宛てに出されたものとみられ、さらに陪臣である横山家の家老から当主横山隆平へ報告があつたこととも推測され、これを請けて横山隆平から同役奥村河内守栄通へ報告が成されている（公義向留帳（五）—42）⁽²⁾。このように陪臣たちは遊学も含め、結婚、養子縁組等本人及び家族に異動がある場合の願書や、必要に応じて「一類附帳」を主家の家老宛に提出している事例として、藩家老職今枝家

の儒臣金子鶴村（吉治）の場合がある（文政六年 金子吉治「一類附帳」「鶴村日記」等、白山市立鶴来博物館蔵）⁽³⁾。なお、横山家文書のうち家臣から家老宛の「一類附帳」は嘉永五年（一八五二）から慶應四年（一八六八）まで二三点ほどが確認できる。

③ 財政の管轄と消費生活

次に、財政面では、家老の平手甚左衛門（信敏力）が記した明治三年（一八七〇）正月から同閏一〇月までの「金銭請払帳」（六）—91を例にみよう。この中で請金の合計額は金五両一步も含め錢換算六二九六貫一六五文、払の合計額は同五三四七貫三九文、差引額は錢換算九四九貫一二六文である⁽⁴⁾。この額に關して試みに右一一ヶ月の払を單純計算すると、月平均四八六貫九四文になることから、この年一月・一二月の二ヶ月を残した分の金額としては順当な額といえよう。次に請払の内容をみると、請金は前年からの繰越金、石動引米駄賃の仕切、上野屋よりの上納金である。他方、払金は算用所等切手、御買手役等家臣の切手、町人の切手、中勘金等で、主なものうち算用所切手の中味は石動より御引米駄賃、越中屋への利息、阿波屋への返金、田井天満宮社參最花金、当家の幾久馬・鞆負への御遣錢や収納代渡り錢等である。次に金銭小払役兼御買手役（明治三年分限帳（六）—182）の井上四郎右衛門等の切手の中味は御上草履・御鬚附・手箒・筆・酒・米・塩・元結・楊枝・土壌寶・茶・薬・砂糖・繩・下駄緒・炭炒・安神丸・鹽・藥用猪口・松山寺への御茶、鞆負へ進呈用の釈迦如來木像等、幾久馬への引き白、当家籠姫への酒、同人御供用草鞋、奥女中岩井へ渡す分の女中らの御扶持味噌等品々の買上代である。同様に御買手役（同二年分限帳（六）—181）北村十右衛門等切手の中味は膏薬・沓・灰吹竹・磨粉・上菰認物等の物品代である。同元年より三年まで同役深谷庄九郎の切手は西京へ出立途中の茶・酒代で、小者頭（三年分限帳）の林一木・中田久左衛門等の切手は御小人扶持味噌代の

同鈴木辰四郎がいる。さらに、源右衛門の娘の夫は藩老本多政均家臣小国左兵衛で、同人は九代安照の姉の養子である。

このように藩老横山家の重臣においては平手家などのように極めて複雑に婚姻・養子関係を推進めるなど、主家や重臣相互間で、或いは本多・長・前田直之系・前田長種系・村井といった藩老の家臣とも互いに姻戚関係を結び、藩の重臣（藩老）の主家及び重臣同士、或いは他家における陪臣同士の結束を強めつつ、自家の安泰を図つたものと解せる。

（四）重臣の役割と主家横山家の生活

家老ら横山家の重臣の役割を藩政との関わりの中でみると、前に、藩や藩主前田家に対する藩老八家の役割は軍備の長として人持組頭、金沢城代、小松城代、対幕府交渉担当として公儀御用、財政担当としての勝手方主附等を勤めることで、例えば藩老前田土佐守家の場合、その職務は対幕府関係、藩主名代として寺社参詣、家中の遺書、新知での藩士召抱え、家中の縁辺、郡代のこと、作事のこと等である（¹⁷）。さて、藩主前田斉泰は嫡男慶寧の養育を藩老の横山隆章に命じて（文政一三年、前田斉泰書状）¹⁸。こうした藩主と藩老の関係は、藩老とその家老などの重臣に当てはめることができよう。なお、右土佐守家の家老の役割の事例として、当主の他国出張の随行や金銭出納の統轄などが報告されている（¹⁹）。以下、藩老横山家の場合、当主の命に従つて活動したとみられる家老ら重臣たちの役割と主家の生活について素描していきたい。

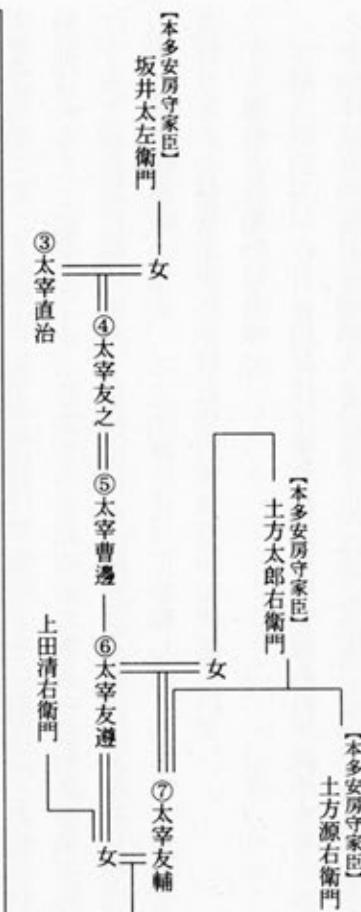
① 藩政との関わりの中

宝暦九年四月一〇日金沢城は未曾有の大火に見舞われ、同年六月二日「御城中焼灰除金具拾候儀」、先日来人持頭初め家来、家老、給人、中小将迄雇い出勤、その際の装束は帷子・常羽織に上帯をし、給人以上は裁

附け、中小将は股引・脚絆・草鞋・菅笠で、丁場担当者はその範囲を繩張りし、同日より番所では火事羽織を止め、常羽織・裁附け・細袴着用で勤番した。同九日には「御城中焼跡金物拾ひ」は定番御馬廻組一統も勤めた。このように藩老ら藩の上級武士に対し、その家中に命じ、金沢城内の焼灰の除去と金具拾い作業に当たらせた（²⁰）。藩老横山家では「給人組頭并家老役」であつた上田宗右衛門（信安）が宝暦九年四月「御城御類焼之砌金具拾」御用を拝命し、五月にその「御人数御出シに付、相司罷出」るよう拝命していることが「一類附帳」にみえる。

次に、武器・軍粧・軍制・隠密御用等に関しても家老の役割として、重要な任務であつた（五）—35、92—95、99—101、112、113、116、（六）—146。例えば文政四年（一八二二）隠密御用として上田信博・渡部正則・上田信道が拝命し、翌五年から同六年にかけ、御当家軍粧関係に上田安右衛門・渡部右仲正則が勤めている様子が窺える。また、嘉永六年（一八五三）六月三日相州浦賀にペリー率いる米艦が来航、同月一二日金沢にその報が到達、一五日藩は御小将頭組等の江戸派遣を決定、一七日事情によつては藩老横山隆章とその家臣も江戸へ出張すべき旨の御内意が申渡された。横山家文書の嘉永六年六月一七日「江府御出張之御内意ニ御武器調理方」という帳簿の上田信道と平手甚左衛門（信敏力）による作成は右の事情を反映している。続いて藩は一八日家臣に武具の準備に油断なきよう申渡すが、一九日には米艦の浦賀退去の報が金沢に到達、二五日藩は応急出兵の準備を解き、出府に及ばない旨を申渡している（²¹）。各家の「一類附帳」によれば、横山家中八家の重臣のうち、渡部家は同史料が残存せず、松山家にはその記載がなく、それ以外の横山（好近）・上田・平手・高沢・太宰・小国の各家の「一類附帳」に江戸行き中止の記載が確認できる。この間、歐米列強の来航等を背景に、文政六年には渡部正則が、また、安政二年（一八五五）には渡部勝左衛門正之がそれぞれ軍

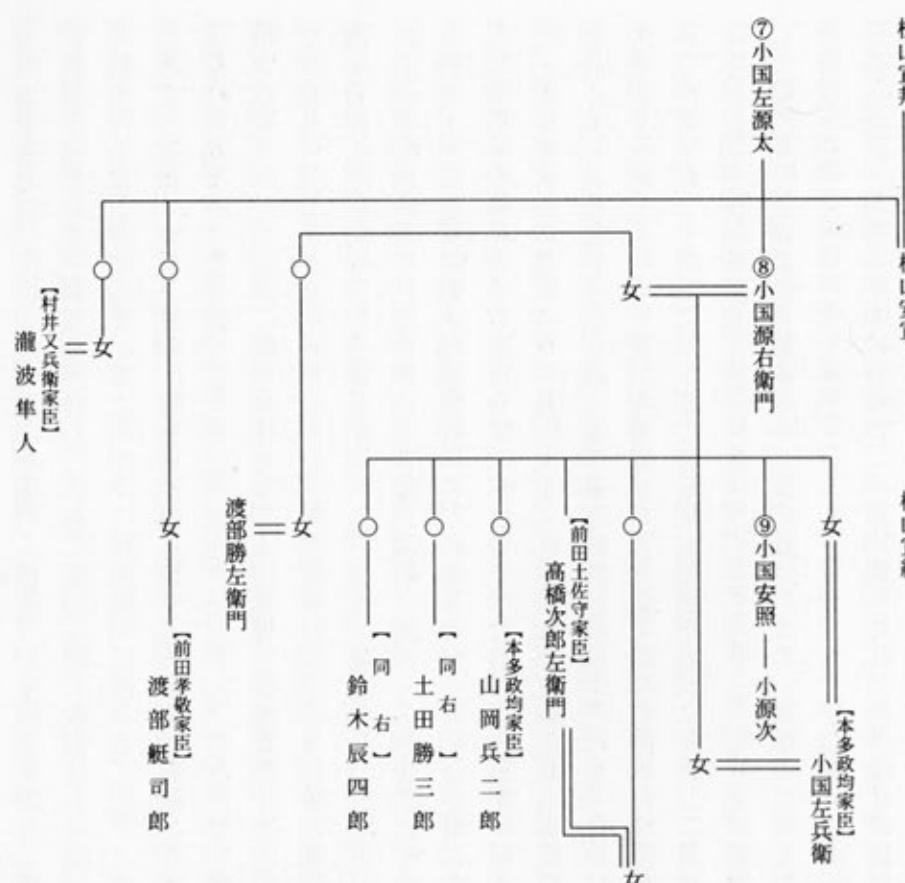
〔図7〕 太宰家姻戚関係略図



ら幕末維新期まで一三〇石、奥小将組、御近習を勤める。同家の後継者は実子で繋がった家として珍しい。当主は①源兵衛—②玄齋—③権之丞—④弥助—⑤源右衛門—⑥六右衛門—⑦左源太—⑧源右衛門—⑨左源太安置と続き、その子に小源次（弘化二年召出、奥小将組）がおり、明治元年の分限帳には主馬（二十五歳、文久元年召出、同二年相続、御納戸役、公義御用書写方棟取兼帶）がいる。同人妻は主家の女兒茂樹誕生の際乳付人を勤める⁽¹⁸⁾。次に同家の姻戚関係について、〔図8〕に示したよう

孝敬家臣渡部艇司郎が、また、別の姪の夫に藩老村井又兵衛家臣瀧波隼人がいる。また、源右衛門の妻の姪に渡部勝左衛門の妻が、源右衛門の孫娘に藩老前田土佐守（直之系）家臣高橋次郎左衛門の養女がおり、同じく源右衛門の孫たちに藩老本多政均家臣山岡兵二郎、同土田勝三郎、

〔図8〕 小國家姻戚関係略図



に主家一二代（家譜等による）横山隆貴の実母がいる（4）。

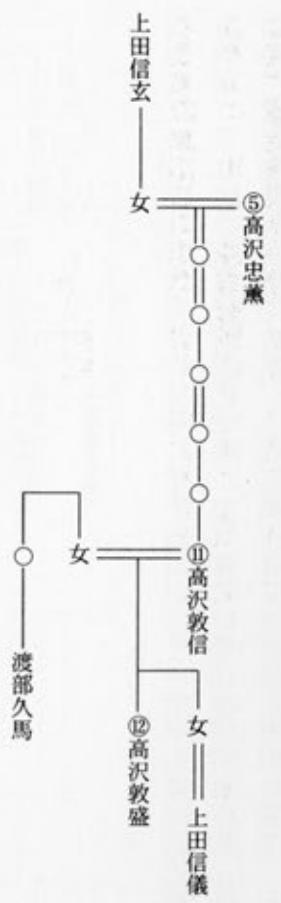
【渡部家】同家については「一類附帳」の残存が確認できず、詳細は不明である。が、渡部は横山家文書や上田家文書中、横山家の家中より出された文書の宛所として、また、留書の作成者として、家老の横山武右衛門や上田宗右衛門等と同列に名を連ねているほか、明治元年の分限帳中、渡部久馬という人物の知行高が家老相応の二五〇石であること、同様に先の三図で明らかのように屋敷地の坪数も二一七坪とそれなりの広さで他の重臣の家に隣接していることなどから家老とみてよかろう。

以下、右の文書、下屋敷図なども含め、同家の人材について「上田家文書目録」「横山家文書目録」（5）等より年代順に整理すると次のようになる。

〔元禄一四年〕善大夫、〔宝永三年〕善大夫、〔享保一八年〕藤大夫、〔宝曆九年〕武兵衛、〔明和五年〕安永六年〕武兵衛、〔天明元年〕文政二年〕善大夫、〔文化一三年〕善大夫、〔文政四・五・六・八年〕天保一〇年〕右仲正則、〔嘉永五年〕安政七年〕勝左衛門正之、〔明治元年〕久馬（奥小将組、給仕役、二五〇石、安政四年召出、文久元年相続）。このうち元禄・宝永の善大夫、及び宝曆・明和・安永期の武兵衛、さらに天明・文化・文政期の善大夫は、それぞれ同一人の可能性もある。

【高沢家】同家の初代忠真（三〇〇石）は慶長一九年越前府中にて横山家に仕え、大坂夏の陣で討死、以後二・三代は三〇〇石、四代・五代で四〇〇石、六・八代は三〇〇石、九代以降二〇〇石を給される。役職はほぼ歴代が「数役相勤」などと見え、詳細は不明だが、右禄高や主家一二代隆貴誕生に際し御七夜祝の御用主附を高沢五左衛門敦臨が勤めていることなどから重臣とみることができる。以下、高沢家の当主を初代から整理すると、①猪右衛門忠真—②五左衛門忠成—③平右衛門忠祥—④五左衛門忠実—⑤半大夫忠薰—⑥紋左衛門忠清—⑦五左衛門敦篤—⑧平右衛門敦員—⑨猪右衛門敦寿—⑩五左衛門敦臨—⑪左次馬敦信—⑫左次

【図6】高沢家姻戚関係略図



馬敦盛となる。同家の姻戚関係をみると「図6」の如くである。高沢家においては五代忠薰の妻は上田信玄娘で、一一代敦信の妻の甥に渡部久馬があり、一二代敦盛の姉は上田宗右衛門（信儀）の養母である。

【太宰家】同家の初代雷助は畠山修理大夫から五〇〇石を賜い、二代

は篠原出羽に（二五〇石）、三代目（二三〇石）以降横山家に出仕、四代目より維新期まで一八〇石で、小将頭や御用人を勤める。当主は①雷助—

②理兵衛長次—③孫助直治—④太郎左衛門友之—⑤孫助曹邊—⑥太郎左

衛門友遵（孫九郎）—⑦孫助友輔（省也）—⑧太郎左衛門友信—⑨孫九

郎友邦と続く。太宰家の姻戚関係は「図7」でわかるように、三代直治

の妻は藩老本多安房守家臣坂井太左衛門の娘、六代友遵の妻は藩老本多

安房守家臣土方太郎右衛門の妹（一説に娘）、七代友輔は同本多家臣土方

源右衛門の実弟、友輔の妻は友遵の養娘であり、上田清右衛門の実娘である。

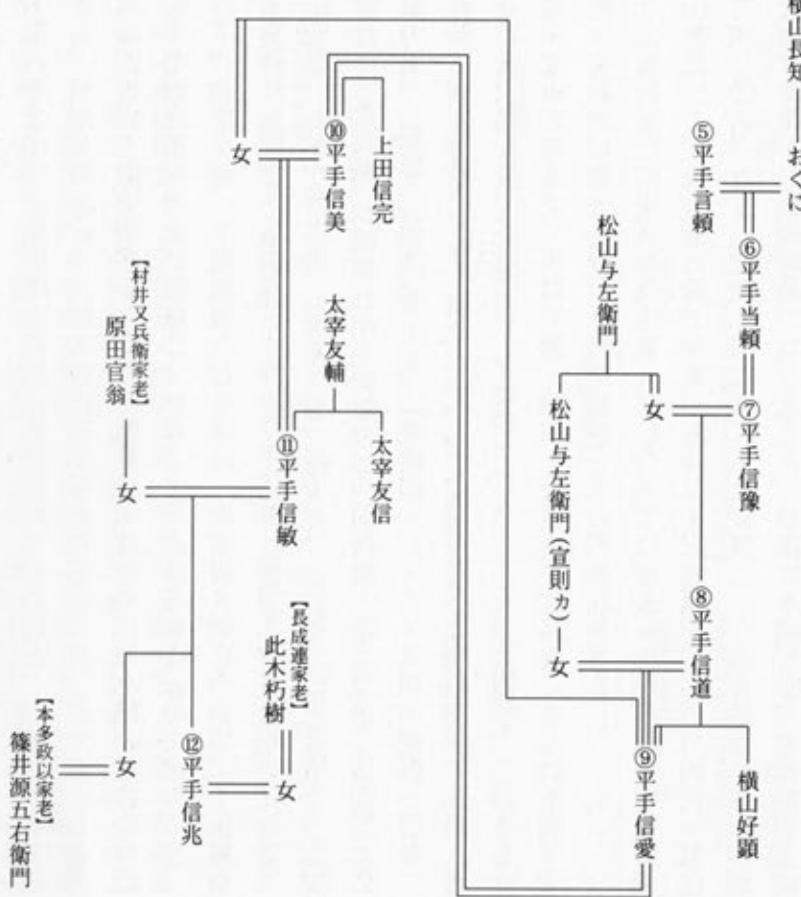
八代友信の先妻は平手信美娘、後妻は藩老本多政均家臣白江孫平次娘である。

郎左衛門養娘で、九代友邦の妻は藩老本多政均家臣白江孫平次娘である。

【小國家】同家の初代小国源兵衛は越後小国に出で、越前稻津の保の地頭職を勤め、二代目が横山長知に一〇〇石で仕え、以降同家は横山家の家臣となつたという。三代（三〇〇石→二〇〇石）は家老職を勤め、七代から六代までは二〇〇石で、御近習・御用人役などを勤め、七代か

⑧五郎左衛門信道 || ⑨権兵衛信愛 || ⑩忠左衛門信美 || ⑪監物信敏 || ⑫忠左衛門信兆と推移する。次に、姻戚関係は「図4」の如くである。

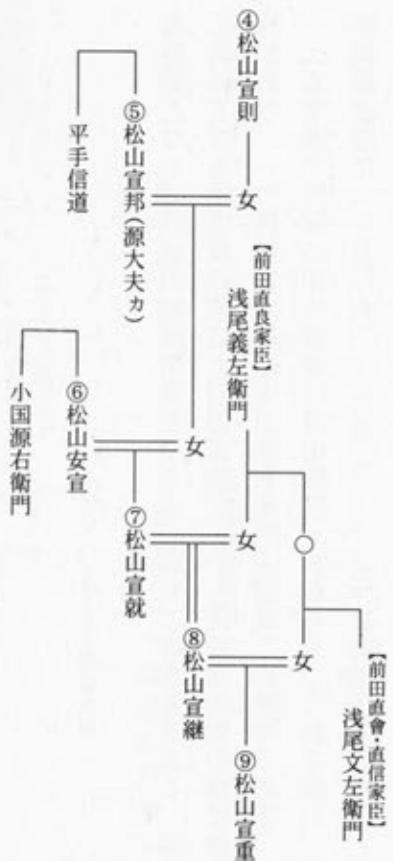
〔図4〕 平手家姻戚関係略図



妻は信愛の養娘、一一代信敏は太宰友信の弟である。信敏の妻は藩老村井又兵衛の家老原田官翁の娘、一二代信兆の妻は藩老長成連家の家老此木朽樹の養女で、信敏娘は藩老本多政以の家老篠井源五右衛門の妻である。

【松山家】家老の松山家の初代は助右衛門と称し、越前に朝倉式部大輔に、のち越中にて前田又次郎に仕え、同人没後横山長知に出仕、二代与左衛門（三五〇石）より家老役を勤める。三代は二五〇石、四代目より維新时期まで二三〇石の家である。当主は①助右衛門 || ②与左衛門（加縮）—③与左衛門（恵空）—④与左衛門宣則 || ⑤与左衛門宣邦（曾閑、源大夫カ）|| ⑥善兵衛安宣（遊山）—⑦与左衛門宣就 || ⑧良左衛門宣繼—⑨多喜男宣重（良）と続く。同家の姻戚関係を「図5」にてみよう。

〔図5〕 松山家姻戚関係略図



平手家では五代言頬（一説に言辰）の妻は主家横山長知の娘おくに、七代代信豫の妻は松山与左衛門の養娘、八代信道の妻は松山与左衛門（宣則カ）の娘、九代信愛は横山好顕と義兄弟、一〇代信美は上田信完の弟、信美

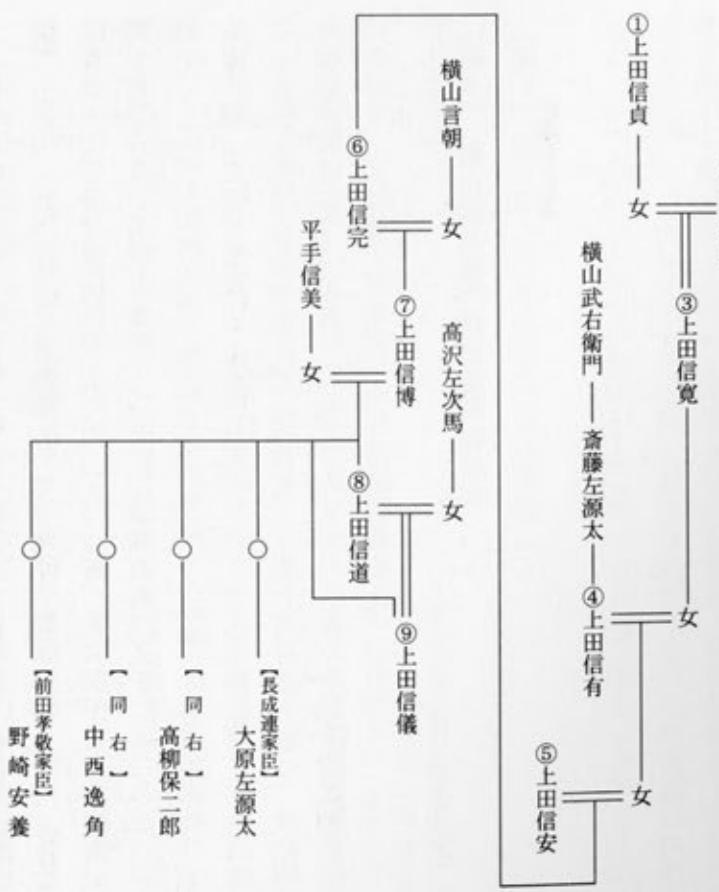
松山家においては五代宣邦の兄弟に平手信道がおり、宣邦の娘は六代安宣の妻、安宣は小国源右衛門と兄弟、七代宣就の妻は藩老前田直良（直之系）家臣朝尾義左衛門の娘、八代宣継の妻は浅尾義左衛門の孫で、かつ藩老前田直會・直信家臣浅尾文左衛門の姉である。なお、朝尾氏の娘

三代成謹以降、維新期まで知行高五〇〇石の横山武右衛門家においては、「図2」のように、初代好直の母は主家横山長隆の娘松寿院、その妻は主家横山長知の姪如心で、好直・如心の間に生まれた二代目玄好的妻は長知の娘円成院、一〇代好近の妻は藩老前田孝本（長種系）家臣岡本善入の娘である。

【上田家】同家も同様に家老を勤めた家で、初代織部は織田信長の近習であったが、藩主前田利長に仕え、のち横山長知の家臣となり、慶長一三年没するが、二代目は六〇〇石、三代目は四〇〇石取りで、以降幕末維新时期まで続く。同家の当主は①織部（降理丸、清藏、信貞）②八郎右衛門（内記、自安、信玄）③八郎右衛門（長太郎、信寛）④伊左衛門（久四郎、信有）⑤宗右衛門（信安）⑥清左衛門（信完）⑦安右衛門（野タ、信博）⑧八郎左衛門（信道）⑨宗右衛門（信儀、歩）である。特に五代上田宗右衛門（信安）は、宝暦の金沢城下の未曾有の大火後、「金具拾御用」を拝命していることが、上田家の「二類附帳」に記されている。これは、藩が上級家臣に命じ、焼灰の後片付けと清掃及び金具（金物）の拾出しを各家中に要請したことによるものである（後述）。城内の再建のリサイクルに役立てたのであろうか。ともあれ、この金具拾いの件は、藩政の要請に対する上級家臣横山家の勤めの一つで、これを家老の上田が担つたことになる。

次に、同家の姻戚関係を「図3」に示したように、上田家においては四代信有の祖父は横山武右衛門、六代信完妻は横山言朝の娘、七代信博の妻は平手信美の娘、八代信道妻は高沢左次馬の娘（一説に姉）で、信道の弟に九代信儀が、さらに、信博の孫たちに藩老長成連家臣大原左源太、同高柳保二郎、同中西逸角、藩老前田孝敬（長種系）家臣野崎安養がいる。

【図3】上田家姻戚関係略図



【平手家】家老職を勤めた平手家の初代政秀は織田信秀・信長に、二三代も信長に仕え、四代目以降維新期まで三〇〇石の横山家の家臣。当主は①中務大輔政秀②監物汎秀（甚左衛門）③彦右衛門秀言④忠左衛門言親⑤忠左衛門言頼（言辰とも）⑥武大夫当頼⑦忠左衛門信豫

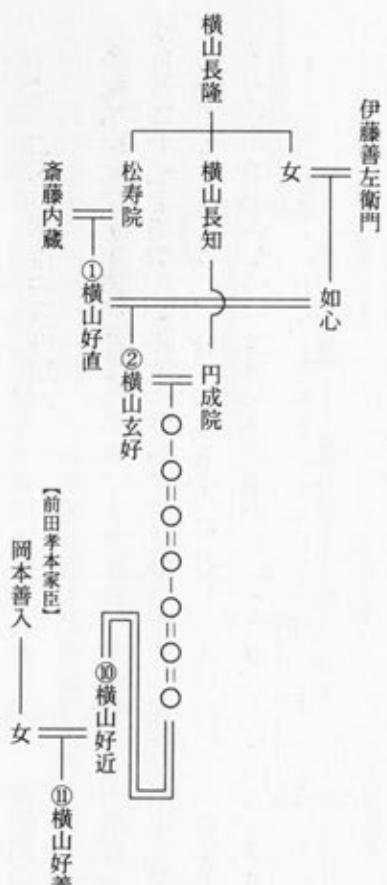
必須の米蔵を東側にそれぞれ配している。また、この八家は三図とも居住位置に異同はなく、坪数も若干の変化はあるものの大差はない。三図における総家臣の屋敷地の坪数は、林陸郎の二五坪（A図）を最小に、一〇〇坪以下の家もかなり多いが、右重臣八家の屋敷地はB・C図における高沢家の七九四坪（A図のみ七七四坪）は三図の家臣屋敷地の中で最大で、重臣のうち横山武右衛門家は五五〇程、上田家は四五〇～四九〇余平手家は四〇〇余、小國家は約四〇〇、渡部家・松山家は二〇〇余、太宰家は一五〇～一七〇余の坪数である。なお、ほかに三図とも二〇〇坪以上で、同地番に同苗を有する家は乾・斎藤（1区）、石川・松山（弥一右衛門）（4区）、小島（5区）、新飯田（7区）、大橋（11区）、堀内・堀（13区）、林（太郎右衛門）（14区）、小川（19区）、中川（20区）、服部・村田（23区）等である。右斎藤家の祖は、大坂の陣の戦功者内蔵（助）で¹⁹、重臣横山家の祖でもある。また、中下級の家臣が住む11～21区と比較すると、上屋敷の廻り、特に西側には番所が多く、上屋敷を堅固に保護するため防衛上配慮されていることが読み取れる。因みに、文化一〇年の藩の規制では家臣の下屋敷においては、元来外との往来は惣木戸口を使い、これ以外の出入りは禁じられているが²⁰、「良閑院様御代御家内御定法之写・諸事御定追々被仰出候帳」²¹（(五)～24、以下「御定法」と略称）では、寛文二年（一六七一）横山家では上屋敷の表門より家中の者は通常出入り出来ないが、急用の場合は格別であるとする。また、屋敷図で明らかなように、重臣の接近した集住について、家老を中心とした重臣たちは日常的には上屋敷に勤務するのが建て前で、そこで「寄合」が成され（御定法）、家政などにおける諸事が取決められ、執務が成されたものとみられるが、素早く「寄合」えりといった緊急事態に備え、直ちに連絡の取れる位置にいる必要があり、4～7区周辺に集住させたものと解せる。なお、A・C図では道幅は広い所で三間、狭い所は六尺で、二図では殆ど変化なく記載されている。

(三) 重臣の系譜と姻戚関係

以下、家老役や御用人役を勤めた重臣、横山武右衛門・上田²²・平手・松山・渡部・高沢・太宰・小国の八家について、各家の系譜を「一類附帳」等より検索し、主家や重臣相互の関係及び他の藩老家中との関係に限つて、姻戚関係の略図を作成しながら家ごとにみていく。

【横山武右衛門家】筆頭家老の横山家の祖は主家横山家家臣斎藤彦左衛門（頤正、元和三年没、越前居住）で、その子斎藤内蔵（源公、好章力）は寛永一二年没、横山長知へ召出、二〇〇石、その嗣子①右馬好直（如雲、七〇〇石）が横山を称し、以下、②武右衛門玄好（七〇〇石、好直嫡子）→③武右衛門成謹→④武右衛門章記（八兵衛）→⑤帶刀言朝→⑥八兵衛好顕（左膳、如雲）→⑦武右衛門好尚→⑧八兵衛好察→⑨八兵衛好之（七郎左衛門）→⑩如雲好近（八百人）→⑪右馬好義と続く。次に同家の姻戚関係は「図2」の通りである（本文中の各家の系譜及姻戚関係略図において、IIは養子関係を、=は婚姻関係を各々示す）。

〔図2〕 横山武右衛門家姻戚関係略図



敷・下屋敷の下図」(二枚)（横山家文書(八)-21・22号）をA図とし、この図の最初の作成は大火後の宝暦九年(一七五九)頃のものであることがわかった。同図では上屋敷は八二八八歩の坪数、二四〇人の家臣名や稽古屋敷、大膳(八代横山隆達の子、隆美)や引馬(隆美弟、隆誨)という当主の子弟の屋敷が記されている。B図とした「横山家下屋敷図」(八)-23は明和五(一七六八)-六(一七七七)に特定され、上屋敷は七一五一步、家臣名二〇五人、米蔵・抄藏屋敷・塩消(煙硝)蔵・的場等を記す。また、C図とした「金沢城下横山家上屋敷・下屋敷絵図」(八)-24は文化一三年(一八一六)に特定され、上屋敷坪数七六〇五歩、家臣名一八六人のほか米蔵屋鋪・稽古所、横山輔八郎(隆美嫡男)・横山引馬の各御屋敷、抄藏屋鋪・足軽稽古所・塩硝(煙硝)蔵屋鋪・塩硝干場・的場等を記す。また、三図とも淡色の色彩図で、「(辻)番所」・道路・水路・馬場等が描かれる。

しかしながら、問題はA図とB図は張紙が重層的に付され、特にA図は一紙面上四種ほどの筆跡が認められ、人名や坪数、区画線等最初描かれたものの上から数度の訂正が加えられた形跡のある部分も多い点である。A図の最初の作成は前述の如く宝暦九年頃と推定したが、同図の3区には明治元年(一八六八)の「分限帳」(六)-180に見える人物と一致するものが一八人中、八人確認できる。因みに、3区はB図では「米蔵」、C図では「米蔵屋鋪」と記す。さらに、例えばA図中張紙上に描かれた岡部慎斎の家相続年は文久二年(一八六二)である⁽⁹⁾。したがって、米蔵は少なくともこれをみる限り文化一〇年以降、文久二年の間に、家臣たちの屋敷に姿を変えたことになる。他面、A・B・Cの三図において、その景観年代は多くはA図→B図→C図というように推移するが、3区などのようにB図→C図→A図の順になつていている部分がA図においては存在するなどの問題点も残された。

(二) 主家と重臣の居住空間

主家横山家の上屋敷やその生活上において、重要な役割を担つていた重臣八家の生活空間、居住地について、B図を例に、「図1」をみよう。この図でわかるように、金沢城の東側に位置し、泉水を施す上屋敷邸内を中心に、その西側の4~7区等に重臣を集住させ、その南側には武家にとつて不可欠な馬場及び燃料として重要な抄藏屋敷を、さらに生活上

【図1】横山家上屋敷と重臣の居住空間



*『研究紀要 金沢城研究』六号一一四頁の住居区分図(B図 横山家文書(八)-23号)の一部分の上に加工表示した。図中の番号等は以下の通りである。

3区5~15番地	米蔵
4区2番地	松山源大夫
5区1番地	平手五郎左衛門
5区2番地	渡部武兵衛
5区7番地	太宰孫助
6区1番地	横山帶刀
6区2番地	高沢猪右衛門
6区5番地	上田宗右衛門
7区1番地	小国左源太
9区1~9番地	抄藏屋敷
b	馬場
a	泉水

金沢城代横山家と重臣

—加賀藩藩老と陪臣にみる城下町の生活—

池田 仁子

はじめに

近世都市史研究において、都市の空間とは武家地、町屋、寺社地、道路などによって構成された物理的空间及び人間が生活する場としての人文的・社会的空間をいい⁽¹⁾。また、近世城下町の空間構造に関する類型研究においては、加賀百万石の城下町金沢について、大名並の重臣たちによる小城下を内包する「複合城下町」と位置付けられている⁽²⁾。近年、木越隆三氏は金沢を「大型複合城下町の代表」と位置付け、城下町の発展類型として小型城下町→複合城下町(金沢)→巨大城下町(江戸)という吉田伸之氏の提言を紹介しつつ、批判的検討も試みている⁽³⁾。一方、町全体に対する侍屋敷総体の面積は、名古屋とほぼ同様七割ほどで、ほか町屋等が三割ほどであり、侍屋敷一軒の平均規模は家臣数が多いためか、他の城下町全体からすると、金沢は狭いグループに入り、また、一〇間から二〇間という広幅員の主要街路は金沢・名古屋・江戸のような町方人口のみで五万以上の大城市にのみ見られることがすでに指摘されている⁽⁴⁾。このような中で、金沢城代を勤めた加賀藩藩老の横山家所蔵文書の研究が進み⁽⁵⁾、さらに横山家文書のうち、同家の上下屋敷図の紹介と分析が行なわれた⁽⁶⁾。

本稿では右の成果に基づき、初めに横山家の上下屋敷図の概要を整理し、同家の家老役五家及び御用入役等重臣の内三家の計八家を取上げ、

主家や重臣(陪臣)たちの居住空間について紹介する。次に、これら各家の「先祖由緒一類附帳」(以下「一類附帳」と略称)⁽⁷⁾などから重臣の系譜を検索し、それぞれ主家や重臣相互間及び他の藩老の重臣(陪臣)との姻戚関係についてみていく。最後に、これら重臣の家が陪臣として加賀藩との関わりの中で、或いは主家の家政の中での具体的な役割に関して検索し、その中における横山家の生活について垣間見る。これらの事例から武家を中心とした城下町金沢の生活について考察したい。

(一) 三点の横山家上下屋敷図の概要

横山家の上屋敷は慶長・元和(一五九六～一六二四)の頃金沢城内の三ノ丸や新丸にあつたが、寛永期(一六二四～一六四四)以後小立野台地の藩老本多邸の向い側に移つた。一方、同家の下屋敷は慶長頃浅野川縁の東外惣構に近い区域を拝領し、元禄九年(一六九六)右下屋敷に上屋敷を移し、下屋敷が南東部に拡張された。この頃の上屋敷の周辺は「長屋長く建つ、皆腰瓦」で「表門・裏門ならび門前広く、又外門ありて爰に辻番所」があり、さらに門前には皆松で囲つた馬場があり、玄関等は宝暦の大火後は「不建」だが、上屋敷の様相は「当地第一の館構」で、同家の下屋敷も本多家に次ぐ広さを有するとの評価もある⁽⁸⁾。

さて、横山家に残る三点の上下屋敷図はここにおけるもので、いずれも成立年代は不記のところ、記載の横山家家臣(陪臣)の氏名について、横山家文書や加越能文庫の「一類附帳」等からそれぞれ割り出し、三点の図において、上屋敷中心に主に上級家臣が集住する北西地区を試みに各屋敷地に番号を付与し、相互の比較検討を行い、それぞれの景観年代を特定した。こうした成果を基に概要を述べると、一点目「横山家上屋

執筆者紹介

平井 聖 昭和女子大学前学長

太田 昌子 金沢美術工芸大学教授

伊東 龍一 熊本大学教授

市川 浩文 佐賀県教育庁社会教育・文化財課主査
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員

楠 寛輝 松山市教育委員会事務局文化財課主任
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員

白峰 旬 別府大学准教授
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員

木越 隆三 石川県金沢城調査研究所副所長

布尾 幸恵 石川県金沢城調査研究所員

池田 仁子 加能地域史研究会委員

研究紀要 金沢城研究 第7号

平成21年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館5階

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>